

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線7227)

8目 健康県づくり推進費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県版健康マイレージ事業	1,000	0	1,000			(寄附金) 1,000		
トータルコスト	1,795千円 (前年度 0千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	委託契約事務など							
工程表の政策目標(指標)	日々の健康づくりが当たり前に取り組みされる「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>県内に居住する18歳以上のすべての者(県内の企業で勤める者、県内大学等の就学者を含む)を対象とした健康マイレージ事業を実施し、県全体で健康意識の醸成や健康づくりに向けての行動変容を図るとともに、地域での活動・交流の活性化を図り、県が策定している鳥取県健康づくり文化創造プランの理念である「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸を目指す。</p> <p>※健康マイレージ事業 健康づくりに資する取組に対してポイントを付与し、ポイントに応じて景品を贈呈する事業</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>日々のウォーキングのほか、健診受診、スポーツ大会参加、フィットネスジム通い、野菜の摂取、自治会での行事(清掃活動、地区運動会など体を動かす行事)など、健康づくりに資する取組に対してポイントを付与し、ポイントに応じて景品を贈呈 ※日本財団とのコラボ事業</p> <p>(1) 目 標 5万人の参加を目標(初年度:3万人、2,3年目:1万人) ※3年間のモデル事業</p> <p>(2) 事業実施主体 ウォーキング立県19のまちを歩こう事業実行委員会</p> <p>(3) 実施期間 7ヶ月(6~12月)</p> <p>(4) その他 ○オープニングセレモニーの実施(6月) 県内のウォーキング大会(未来ウォーク)と同時開催 ○期間中に「普段から歩こう!ウォーキングキャンペーン」事業を実施(9~11月) 3人一組で約2ヶ月間の歩数を競うイベント(H28~実施)</p> <p>(5) 所要額 20,258千円(健康マイレージ事業:13,938千円、ウォーキングキャンペーン事業:6,320千円) ※所要額のうち、日本財団助成18,908千円、県負担1,000千円、その他収入350千円 なお、県負担1,000千円は企業版ふるさと納税を活用</p> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>歩かない県民からの脱却に向けてウォーキング立県の推進のほか、地域や職域における健康づくりに取り組んでいるところだが、本事業の実施により更なる健康づくりの基盤を全県展開で進めていく。</p> <p>&lt;既存の取組&gt; 健康づくり鳥取モデル事業、市町村が行う健康マイレージ事業、まちの保健室事業、健康経営マイレージ事業 など</p> <p>(参考) 本県の健康寿命及び日常生活における1日の歩数の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康寿命 (H25:男性70.87年(全国34位)、女性74.48年(全国23位))</li> <li>1日の歩数 (H28:男性6,698歩(全国43位)、女性5,857歩(全国45位))</li> </ul>								

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課(内線7769)

9目 生活習慣病予防対策費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)脱・がん死亡率ワースト3事業	12,710	0	12,710	3,580			9,130	
トータルコスト	13,505千円(前年度0千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	委託契約事務、委託業務調整、補助金支給事務など							
工程表の政策目標(指標)	がん対策の推進							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
本県のがん年齢調整死亡率(75歳未満)は、平成25～27年の3年連続でワースト3位となるなど、全国に比べて高い状況が続いており、早急にがん死亡率を全国平均並みに改善させるため、がん医療の質の向上や働き盛り世代への対策強化を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(1) 鳥取のがん医療”見える化”事業								
事業内容	本県におけるがん治療の最新情報等や病院ごとの治療件数等を定期的に新聞記事により発信し、各病院が得意とする治療や治療件数を県民に明らかにすることで、各病院の役割分担と連携を推進するとともに、がん患者の適切な受診行動を促す。							
予算額	6,561千円(国1/2、県1/2)							
(2) がん薬物療法専門医、放射線治療専門医の育成支援								
事業内容	がんの薬物療法と放射線治療の専門医である「がん薬物療法専門医」及び「放射線治療専門医」の資格取得のために必要な研修等の受講に要する経費を支援する。							
補助対象者	がん薬物療法専門医・放射線治療専門医の資格を取得しようとする医師							
対象経費	受験資格を得るために必要な研修等の受講料及び旅費							
補助率	2/3							
予算額	600千円(国1/2、県1/2)							
(3) がん医療体制強化支援利子補給事業								
事業内容	限られた医療設備や人材の病院間の機能分化と連携が喫緊の課題となっている東部圏域の放射線治療において、将来にわたり安定的で質の高いがん医療を提供するため、施設、設備投資が必要な資金の借入に利子補給を一定期間行う。							
補助対象者	東部圏域のがんの放射線治療体制の整備を目的として関係病院間で協定締結されたものであって、県が認定した事業							
対象経費	事前に県認定を受けた病病連携事業の実施に要する施設整備費・備品購入費を対象とする借入(融資上限額：3億円。)に対する利子(5年間に限る。)							
補助率	1/2							
予算額	549千円(単県)							
(4) 働き盛り世代への胃がん対策								
事業内容	協会けんぽ鳥取支部が行う「生活習慣病予防健診(がん検診を含む)」の際に、特定年齢(40、45、50、55歳)の者に対してピロリ菌検査等の併用検査を実施する。							
補助対象者	全国健康保険協会 鳥取支部(協会けんぽ鳥取)							
対象経費	特定年齢に対して行うピロリ菌検査及びペプシノゲン検査を実施する経費							
補助率	1/2							
予算額	5,000千円(単県)							
※5年間の期間限定事業とする。								
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>								
○がん治療に関する専門医資格取得のための受検料等を支援してきたほか、がん診療連携拠点病院の機能強化等の取組に対する支援を行い、がん年齢調整死亡率は減少傾向にある。								
○がん検診受診率を向上させるため、休日がん検診や個別受診勧奨を行う市町村の支援を行い、がん検診受診率は向上している。								



平成30年度 一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7194）

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
がん医療提供体制整備事業	63,513	73,196	△9,683	28,337			35,176	
トータルコスト	71,458千円（前年度81,939千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	がん対策の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
がん医療の質の向上のため、がん専門医等の資格取得支援やより高度ながん医療を提供するための体制を構築するほか、「がんカフェ」の開設や医療用ウィッグ購入費用への助成等がん患者への支援を行う。								
2 主な事業内容 <span style="float:right">(単位：千円)</span>								
区分	事業内容						予算額	財源
がん診療連携拠点病院機能強化事業	県内のがん診療の拠点として国が指定するがん診療連携拠点病院が実施する医療従事者研修、拠点病院・地域医療機関間の連携、緩和ケア研修の開催等の事業に対して助成 補助率：10/10（限度額 18,197千円）						43,197	国 1/2
がん専門医療従事者育成支援事業	がん専門医療従事者（認定看護師など）の新規資格取得研修に職員を派遣するがん診療連携拠点病院及び準じる病院に対し、派遣に要する費用の一部を助成 補助率：2/3（限度額 2,450千円）						1,634	
がん専門医資格取得支援事業	がん専門医等の新規資格取得試験に医師を派遣する医療機関に対し、派遣に要する費用の一部を助成 補助率：2/3（限度額 155千円）						1,867	
院内がん登録支援事業	がん診療連携拠点病院及び準じる病院が院内がん登録を行うための費用を助成するとともに、「鳥取県内がん登録情報センター」を設置し、県全体のがん医療の実態等を把握						9,339	
がん医療の質向上プロジェクト事業	がん治療の質の向上を図るため、「がん診療体制の質評価」を県内がん診療連携拠点病院及びがん拠点病院に準じる病院で実施し、がん医療提供体制等の向上のための検討を実施						3,550	
(新)がん診療連携拠点病院推薦検討部会	平成31年以降のがん診療連携拠点病院の選考・推薦を行うため、推薦検討部会を開催						328	
がん先進医療費貸付利子補給事業	高額な医療費が発生するがんの先進医療について、県民が少しでも利用しやすいよう、先進医療費を金融機関から借り受けた場合の利子相当額を助成						540	単県
がん患者の社会参加応援事業	医療用ウィッグ及び乳がん等患者用の補整下着の購入費用を助成 補助率：1/2（補助上限額 20千円）						1,920	
(新)がんカフェ運営支援事業	がんに関する悩みや不安などを語り合う場「がんカフェ」のモデルケースとして立ち上げる団体を対象に、開設及び運営に必要な経費を助成 補助率：1/2（補助上限額 250千円）						500	
小児がん対策推進事業	小児がん患者とその家族等に対する相談支援体制の充実のため、医療従事者対象の研修会を開催 委託先：鳥取大学（鳥取県がん診療連携協議会）						638	国 1/2
合 計							63,513	

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課(内線：7207)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
平成30年度鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業(医療分)	486,952	1,780,000	△1,293,048	324,634			162,318	
トータルコスト	487,747千円(前年度1,780,795千円)〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	基金造成事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 医療・介護サービスの提供体制改革を推進するため、鳥取県地域医療介護総合確保基金について、平成30年度分を新たに積み増しを行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 基金造成額=486,952千円(内訳：国324,634千円、県：162,318千円) ※参考(H29(見込み)) 2,408,542千円(内訳：国1,605,694千円、県802,848千円)</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
4項 医薬費  
2目 医務費

医療政策課(内線：7173)  
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業	556,086	523,479	32,607			(財産収入) 806 (基金繰入金) 548,280 (雑入) 7,000		

トータルコスト 579,127千円(前年度 546,528千円)〔正職員：2.9人〕

主な業務内容 補助金交付事務、関係機関調整等

工程表の政策目標(指標) 安心安全な医療提供体制の構築

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、鳥取県地域医療構想に掲げる「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」のための取組を進める。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
1 地域医療構想の達成に向けた事業	○病床機能の転換及びそれに伴う施設設備整備〔病院〕 ○在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備〔各地区医師会〕 ○医療介護連携のための多職種連携研修等〔歯科医師会、薬剤師会、リハビリ関係団体〕 ○在宅医療推進のための訪問看護師の育成支援〔鳥大病院〕など	173,362
2 居宅等の医療提供に関する事業	○在宅医療に必要な車輛等の設備整備〔医療機関〕	10,000
3 医療従事者の確保に関する事業	○病院内保育所の運営〔病院内保育所運営病院〕 ○医療クラークの配置〔病院等〕 ○地域医療を担う医師のキャリア支援等を行う鳥取県地域医療支援センターの運営〔鳥大病院へ委託〕など	371,918
(預金利息の基金への積立て)		806
合計		556,086

【平成30年度に実施する事業の考え方】

- 県医療審議会、県地域医療対策協議会において既存事業の整理、事業の優先順位等を審議の上、次のとおり平成30年度に実施する事業の選定を行った。

[当初予算要求事業]

- ①年度当初から予算措置が必要なソフト事業(病院内保育所の運営、医療クラークの配置等)
- ②地域医療構想の推進のため特に必要なハード事業(病床機能の転換に伴う施設設備整備)
- ③旧国庫補助事業等

- 上記以外の事業については、平成30年度の国からの基金配分額に応じて、補正予算で対応していく予定である。(平成30年度の基金配分は30年夏頃の予定。)

[参考]平成29年度の基金配分額(H29.8.10国から内示)

事業区分	国への要望額	鳥取県への配分額
病床機能分化	21.0億円	21.0億円
在宅医療等充実	1.0億円	0.1億円
医療従事者確保等	5.4億円	3.0億円
計	27.4億円	24.1億円

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成26年度の基金創設以降、医師会等の県内の関係団体、医療機関等に事業の要望を確認しながら、医療機関の病床機能の転換支援や在宅医療推進のための訪問看護師の養成等を基金を活用して実施し、地域に必要な医療を切れ目なく提供できる体制の整備を進めてきたところである。
- 今後も鳥取県地域医療構想を着実に推進するため、基金の積み増しを行い、関係団体等からの要望把握を丁寧に行いながら、構想の着実な推進に向けた事業の進捗管理が必要である。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
4項 医薬費  
2目 医務費

医療政策課(内線：7228)  
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県ドクターヘリ 運航事業	62,143	25,271	36,872				62,143	
トータルコスト	66,910千円(前年度28,450千円)〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	格納庫等維持管理事務、運航実績管理事務、負担金事務等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 救急専門医や看護師が搭乗し、救急現場に迅速に駆け付けるドクターヘリは、早期医療介入・搬送時間短縮による救命率の向上、後遺症の軽減、へき地救急医療体制の強化、迅速的・効率的な災害医療活動、重層的な救急医療体制の構築等を目指し、県民の安心安全の確保を目的とするものである。関西広域連合が運航する鳥取県ドクターヘリについては、平成30年3月末の運航開始を目標として導入準備を進めているところであるが、その運航経費に係る負担金、格納庫等維持管理費等の経費を支出するものである。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 鳥取県ドクターヘリ運航経費等 56,334千円 鳥取県ドクターヘリの運航経費等については、事業主体である関西広域連合が、国庫補助事業を活用し、鳥取大学医学部附属病院に対して補助を行うが、当該補助金について、要請県は関西広域連合に対して、利用実績に応じて負担金を支出する。 ○財源 一般財源 ○運航開始予定時期 平成30年3月末 ○事業主体 関西広域連合 ○基地病院 鳥取大学医学部附属病院 ○運航範囲 鳥取県全域並びに兵庫県、島根県、岡山県及び広島県の一部</p> <p>(2) (新) 鳥取県ドクターヘリ格納庫等維持管理費 5,451千円 格納庫・乗務員待機室等の維持管理費である(光熱水費、防衛省国有財産使用料(取付誘導路敷地)、清掃業務委託料、機械警備委託料、施設・設備保守点検料等、廃棄物処理委託料、除草業務委託料、除雪業務委託料、無線関係経費、通信運搬費、TV NHK受信料、航空燃料代(非常時備蓄分)等)。 ○財源 一般財源</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
4項 医薬費  
2目 医務費

医療政策課(内線：7173)  
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) おとなの救急電話相談事業	6,480	0	6,480			(雑入) 3,240	3,240	
トータルコスト	7,275千円(前年度0千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	契約事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b>            大人が急なけがや病気になった場合に、すぐに救急車を呼ぶべきか、医療機関を受診するべきかなどを専門的な経験を踏まえながら助言等を行う「おとなの救急電話相談事業(#7119)」を実施することにより、救急車の適正利用、救急医療機関の適正受診及び県民等の安心の確保を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>○事業内容            大人(満15歳以上)の急な病気やけがなどの相談に対し、医師又は看護師が電話で対応。            (15歳未満の小児は小児救急電話相談事業(#8000)で対応。)            診療行為ではなく、あくまで相談により緊急に医療機関に受診すべきかどうかを助言することが主な役割。</p> <p>○事業期間            平成31年度まで ※事業開始時期未定</p> <p>○相談実施時間            平日：午後7時～翌日午前8時            土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始：午前8時～翌日午前8時            ※小児救急電話相談事業(#8000)と同様と想定</p> <p>○事業費：6,480千円(1年分)            負担割合：県1/2、市町村1/2</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
4項 医薬費  
2目 医務費

医療政策課(内線：7195)  
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医師確保対策推進事業	307	281	26				307	
トータルコスト	40,827千円(前年度40,816千円)〔正職員：5.1人〕							
主な業務内容	医師の確保、養成のための情報発信、医学生等研修、奨学金貸付等							
工程表の政策目標(指標)	医師確保(目標値：1,130人(平成30年末))							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県内の医師不足が続く中、鳥取県内に医師を誘導するための施策を実施し県内定着に繋げる。								
2 主な事業内容								
(単位：千円)								
事業名	事業内容							予算額
鳥取県医師登録・派遣システム	県内の医療機関に勤務を希望する医師を、鳥取県職員として採用し、自治体病院等へ派遣する。(本事業は人事管理上の定員を要求するものであり、所要経費は標準事務費内で執行する)							—
無料職業紹介事業	県内に勤務を希望する医師に対して、無料の職業紹介を実施する。							71
【新規】とっとり医療大使(仮称)による県外医師リクルート	鳥取県内外で広く活躍する、鳥取県に縁のある著名な医療関係者をとっとり医療大使(リクルーター)として委嘱し、全国で開催される学会や研究会等様々な機会を通じて鳥取県の医療をPRしていただくとともに、本県で就業を希望する医師をリサーチし県に紹介していただく。							236

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

3目 保健師等指導管理費

医療政策課(内線：7190)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)第8次看護職員需給見通し作成事業	1,106	0	1,106	1,106				
トータルコスト	1,901千円(前年度0千円)							
主な業務内容	医師の確保、養成のための情報発信、医学生等研修、奨学金貸付等							
工程表の政策目標(指標)	病院勤務看護職員の確保(目標値：5,724人(平成30年末))							
事業内容の説明								
<p>看護職員について、地域医療構想との整合性を確保しつつ、就業の現状と、勤務環境の改善などを見込んだ場合の必要数を把握し、本県における看護職員の中期的な需給見通しを策定する。                      (需給見通しの期間：平成31～35年度)</p> <p>※本事業は、厚生労働省から示された策定方針及び調査票に基づき実施される一斉調査である。</p> <p>(1) 実態調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○調査対象 約1,300施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所、介護保険関係施設、社会福祉施設等</li> </ul> </li> <li>○調査内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本情報、看護職員就業状況、看護職員配置計画等</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 鳥取県看護職員確保対策検討部会の開催</p> <p>鳥取県地域医療対策協議会の下に設置する鳥取県看護職員確保対策検討部会において、関係団体、有識者等から需給見通しに関する意見を聴く。</p>								

平成30年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計当初予算説明資料

1 款 国民健康保険運営事業費

1 項 保険給付費等交付金

医療指導課（内線：7165）→事業実施：医療・保険課

1 目 保険給付費等交付金 ほか

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
（新）鳥取県国民健康保険運営事業特別会計 （総括表）	53,414,359	0	53,414,359	15,066,109	3,435,642	(分担金・負担金) 14,843,487 (財産収入) 404 (その他) 20,068,717		
トータルコスト	53,469,998千円（前年度0千円）〔正職員：7.0人、非常勤職員：1.5人〕							
主な業務内容	国民健康保険の県全体の財政運営							
工程表の政策目標(指標)	－							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>平成30年4月から県も市町村とともに国民健康保険（以下「国保」という。）の保険者となり、県全体の国保財政の運営・管理を担うことになる。</p> <p>このため、県に新たに設置する国保に関する特別会計に歳入歳出予算を計上し、国保事業を行うものである。</p> <p>※市町村は従来どおり国保特別会計で事業運営を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>【主な財政運営の内容】※個別の事業については、別紙のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県は、国保事業費納付金を市町村から徴収し、保険給付費等交付金を交付する。</li> <li>○医療費の給付増や市町村の保険料収納不足に伴う財源不足に備えるため、財政安定化基金による貸付や交付を行う。</li> <li>○前期高齢者交付金等の収入支出を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に対して行う。 など</li> </ul> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成28年度から本格的に市町村等の関係団体とともに、新たな国保制度の円滑な導入に向けて準備を行ってきたところである。</li> <li>○平成30年度以降も、引き続き市町村等と国保運営の課題等に対して協議を重ね、県全体の国保財政の安定化を図っていく必要がある。</li> </ul>								



平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7874）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県バイシクルタウン構想実現化プロジェクト	2,070	2,292	△222				2,070	
トータルコスト	11,604千円（前年度 10,240千円）[正職員：1.2人]							
主な業務内容	構想周知・普及啓発、関係団体との連携							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>県内で実施される自転車イベントの支援・周知を行うとともに、自転車通勤による健康増進にチャレンジする取組を実施することにより、自転車利用人口の拡大、ひいては交通手段の転換（モーダルシフト）の実現を目指す。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) バイシクルタウン広報事業（600千円） 県内各地で開催されているさまざまな自転車イベント活動を支援して新たな取組を促すとともに、広報チラシ等でイベント情報を広く県民に発信し、自転車好きを増やす大きな流れをつくる。</p> <p>(2) 【新規】みんなで走ろう！街中ミーティング事業（120千円） 街中の自転車走行で感じる問題点を利用者目線で話し合い、今後の自転車活用につなげるため、自転車通勤等を想定したチェックコースを走行し、参加者とのミーティングを実施する。</p> <p>(3) 「自転車通勤で健康増進」チャレンジ事業（724千円） 健康に関心の高い県民に3か月の自転車通勤にチャレンジしてもらい、体力向上等の効果を実感していただくことで、運動習慣の定着と通勤における自転車利用を促進する。</p> <p>(4) 【新規】事業所の自転車通勤応援事業（165千円） 従業員の自転車通勤の拡大に取り組む事業所を支援するため、従業員向けの自転車通勤サポート講座を開催し、自転車で街中を快適に楽しく走るコツや自転車メンテナンスの方法について助言いただく。</p> <p>(5) 【新規】県自転車活用推進計画策定（461千円） 自転車活用推進法（平成29年5月施行）に基づく「鳥取県自転車活用推進計画」を策定するため、「バイシクルタウン構想」の拡充等をベースに専門家による検討会を設置する。</p> <p>(6) 「バイシクルタウン構想」の推進（標準事務費） 道路整備、交通安全、地域・観光振興、健康増進、交通手段の転換など幅広い分野にまたがる「鳥取県バイシクルタウン構想」を推進するため、関係機関の連携による推進会議を開催する。</p> <p><b>2 これまでの取組状況、改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活者の視点に立った道路整備（県道の路肩拡張）、交通安全（支え愛交通安全条例の推進、ヘルメット着用の機運醸成・補助）、観光やスポーツへの活用（サイクリングコースの新設や広域ルートの検討）、自転車利用のきっかけづくりなど、幅広い分野で具体的な施策を展開した。</li> <li>健康づくりの視点から自転車利用促進に取り組むため、「自転車通勤で健康増進」チャレンジを実施した（参加者133名）。アンケートでは9割以上が「今後も自転車通勤を続けてみたい」と回答しており、自転車通勤のきっかけづくりとなった。また、参加事業者からは自転車通勤サポート講座の実施希望もあり、引き続き事業者と連携した自転車通勤拡大に向けた取組を進めていく。</li> <li>平成29年5月に施行された自転車活用推進法では、地域の実情に応じた自転車活用推進計画の策定が求められていることから「鳥取県バイシクルタウン構想」（平成25年策定）に基づき県版自転車活用推進計画を策定する。</li> </ul>								

平成30年度鳥取県営病院事業会計当初予算説明資料

1 款 資本的支出  
 1 項 建設改良費  
 2 目 建設仮勘定  
 3 目 資産購入費

1 款 収益的支出  
 1 項 医業費用  
 3 目 経費

病院局総務課 (内線: 7886)  
 (単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				補助金	起債	繰入金	その他	
中央病院建替整備事業	11,041,605	19,146,490	△8,104,885	17,043	10,618,600	4,946	(内部留保資金) 401,016	
①新病院建設工事等	5,725,524	19,146,490	△13,420,966	17,043	5,708,200	88	193	
②外来棟改修工事等	316,081	0	316,081		310,400	4,858	823	
③医療機器等整備	5,000,000	0	5,000,000		4,600,000		400,000	

説 明

1 事業概要

- 平成30年12月の中央病院(新病院)オープンに向けて、新病院建設工事を行う。
- 新病院建設に伴い、外来棟の改修工事及び既存病棟等の解体工事に着手するとともに、新病院に必要な医療機器等を整備する。

2 新病院建設工事等の概要

平成30年12月の新病院オープンに向けて、継続費3年目の進捗を図る。  
 (431床→518床、11階建、免震構造)

【事業費内訳】

(単位: 千円)

区 分	28年度	29年度	30年度	合 計
新病院建設 計	1,829,858	19,146,490	5,725,524	26,701,872
継続費	1,804,000	19,140,000	5,720,042	26,664,042
単年度	25,858	6,490	5,482	37,830

※H30単年度予算は、電波障害対策補償費等である。

3 外来棟改修工事等の概要

新病院建設に伴い、外来棟の改修、既存病棟等の解体及び外構整備を行う。

- 外来棟改修 (予定工期: 平成31年1月～平成31年10月)  
院内保育所、カルテ庫、看護師更衣室等として使用するため、改修する。(外来診療機能は新病院に移転)
- 既存病棟等解体 (予定工期: 平成31年1月～平成32年5月)  
既存病棟、別棟(院内保育所)、附属建物(倉庫等)等を解体する。
- 外構整備 (予定工期: 平成32年6月～平成33年3月)  
既存病棟等解体後の跡地に駐車場、駐輪場、緑地帯(植栽)、敷地内通路を整備する。

【事業費内訳】

(単位: 千円)

区 分	30年度	31年度	32年度	合 計
外来棟改修等 計	316,081	2,379,144	564,887	3,260,112
継続費	310,641	2,379,144	564,887	3,254,672
単年度	5,440	—	—	5,440

※H30単年度予算は、工損調査費である。

4 医療機器等整備事業

新病院に必要な医療機器等を整備する。(5,000,000千円)

平成28年度に債務負担行為を設定し、平成29年度から順次発注を行っている。

〔主要機器〕

- ・ 正常な細胞を傷つけず照射できる「放射線治療装置(IMRT)」
- ・ 脳梗塞の診断に有効な「MRI装置」
- ・ がんの早期診断に有効な陽電子放射・断層撮影装置「PET-CT装置」
- ・ 心臓や脳などの血管内検査・治療に用いる「血管X線撮影装置」

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

教育・学術振興課（内線：7841）

8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校あいサポート教育推進事業	3,428	5,687	△2,259	450			2,978	
トータルコスト	4,223千円（前年度 7,277千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金の申請書の審査、交付決定、補助金の支払い等							
工程表の政策目標(指標)	県内の私立学校が魅力的学校として持続的に発展するための支援							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障がいのある人もない人も、みんなで共に生きる社会の実現を目指すあいサポート運動の理解・推進のため、私立学校における手話教育への取組を支援するとともに、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）等の生徒への特別支援に要する経費の一部を助成する。

2 主な事業内容

(1) 私立学校手話教育推進事業 279千円（単位：千円）

区分	予算額	補助率	事業内容
私立学校手話教育推進	(1,395) 279	3/4	私立学校での手話教育の取組に要する経費（講師謝金、旅費及び教員の研修費用）に対する助成（補助対象校：1校）

(2) 私立高等学校等特別支援教育サポート事業補助金 3,149千円

① LD等特別支援教育担当教員研修費用助成事業（単位：千円）

区分	予算額	補助率	事業内容
代替教員配置助成	(1,122) 561	1/2	私立高等学校等が教職員を長期研修に派遣した場合に代替教員を雇用する経費に対する助成
研修派遣経費助成	(324) 162		
計	723		

② 配慮対象生徒環境整備助成事業（単位：千円）

区分	予算額	補助率	事業内容
LD、ADHD等の生徒への対応	(60) 60	1/2	生徒の対応に係る研修会等の開催（専門家の招へい等）、短期研修派遣経費に対する助成（補助対象校：2校）
身体障がいの生徒に係る学習環境の整備	(166) 166	1/3	設備関係費等（バリアフリー化、教材費等）に対する助成
計	226		

③ 特別支援教育担当教員経費助成事業（単位：千円）

区分	予算額	補助率	事業内容
特別支援教育担当教員の人件費助成	(2,520) 2,100	1/2	支援が必要な生徒への対応に専念できるよう専任の担当教員の人件費に対する助成
特別支援教育担当教員の活動費助成	(100) 100		
計	2,200		

3 これまでの取組状況、改善点

- ・ 特別支援担当教員が自分の授業を持ちながら該当生徒の対応やクラス担任、保護者、関係機関との連絡調整を行っているとは十分な支援が行えないため、支援が必要な生徒への対応に専念できるよう、担当教員の人件費と活動費を補助対象に追加し制度を拡充した。（平成23年度）
- ・ 事業対象校に私立中学校を追加した。（平成24年度）
- ・ 手話ができる人材の育成のため、私立学校の手話教育の取組への助成を開始（平成29年度）

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

スポーツ課 (内線: 7 2 3 5)

5 目 スポーツ振興費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
(新) 障がい者スポーツ鳥取モデル構築事業	8,000	0	8,000			(基金繰入金) 8,000																				
トータルコスト	15,151 千円 (前年度 0 千円) [正職員: 0.9 人]																									
主な業務内容	関係機関との調整、委託契約事務、事業の進捗管理																									
工程表の政策目標(指標)	生涯スポーツの推進																									
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】																						
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>障がい特性を理解し適切なスポーツへの導入・継続支援ができるガイド機能を新たに設け、障がい者一人ひとりがスポーツを楽しみ、輝ける多様性のある共生社会の実現を図る。</p> <p>【ガイド機能】</p> <p>障がいの特性を深く理解し、適切なスポーツ指導の可能なガイド人材が、障がい者に寄り添い、個々の障がい特性、能力、年齢等の状況に応じて、適切なスポーツへの導入・継続に向けてきめ細かな支援を行う機能</p> <p>※ガイド人材: 県障がい者スポーツ協会職員、障がい者スポーツ指導員等</p>																										
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 推進体制の構築 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者スポーツプロデューサーの配置</td> <td>(0) 5,500</td> <td>ガイド人材の育成・支援を含め障がい者スポーツを促進する障がい者スポーツプロデューサーの配置 (1名)</td> </tr> <tr> <td>ガイド人材育成のための民間アドバイザーの派遣</td> <td>(0) 1,500</td> <td>ガイド人材を育成するための障がい者スポーツの指導実績を有する理学療法士等のアドバイザーの派遣</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>7,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県内ガイド人材の育成 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者スポーツを支えるガイド人材の育成</td> <td>(0) 1,000</td> <td>ガイド機能を全県に展開するための施設等中核人材や地域サポート人材の育成</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	事業内容	障がい者スポーツプロデューサーの配置	(0) 5,500	ガイド人材の育成・支援を含め障がい者スポーツを促進する障がい者スポーツプロデューサーの配置 (1名)	ガイド人材育成のための民間アドバイザーの派遣	(0) 1,500	ガイド人材を育成するための障がい者スポーツの指導実績を有する理学療法士等のアドバイザーの派遣	合 計	7,000		区 分	予算額	事業内容	障がい者スポーツを支えるガイド人材の育成	(0) 1,000	ガイド機能を全県に展開するための施設等中核人材や地域サポート人材の育成
区 分	予算額	事業内容																								
障がい者スポーツプロデューサーの配置	(0) 5,500	ガイド人材の育成・支援を含め障がい者スポーツを促進する障がい者スポーツプロデューサーの配置 (1名)																								
ガイド人材育成のための民間アドバイザーの派遣	(0) 1,500	ガイド人材を育成するための障がい者スポーツの指導実績を有する理学療法士等のアドバイザーの派遣																								
合 計	7,000																									
区 分	予算額	事業内容																								
障がい者スポーツを支えるガイド人材の育成	(0) 1,000	ガイド機能を全県に展開するための施設等中核人材や地域サポート人材の育成																								
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>現在、布勢総合運動公園の障がい者スポーツ拠点化について、日本財団をはじめ関係機関との間で検討を進めている。</p> <p>これと並行して、障がい者をスポーツの世界に導くガイド機能を新たに設け、その核となる人材の確保・指導者の育成を進めスポーツの輪を広げていくことが必要。</p>																										

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

障がい福祉課（内線：7862）

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
(新) 障がい者を地域で支える仕組みづくり事業	7,953	0	7,953	5,278		6	2,669	
トータルコスト	8,748千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	地域で支える仕組み体制構築、訪問支援、人材育成等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

共生社会の実現に向けて、障がいのある方を地域で支えていく仕組みづくりを進めることが必要であり、特に、精神障がいのある方については、これに対応した地域全体で支える仕組みを構築することが、次期障害福祉計画の策定に関する国の基本指針の中でも新たに求められている。障がいのある方の地域での生活を支えるためには、福祉サービス等の充実を含め、地域の関係機関・関係者で障がいのある方を支える体制・仕組みづくりが不可欠であり、これらの取組を進めていく必要がある。

2 主な事業内容

(1) 精神障がい者等に関する地域支援モデル研究事業（7,421千円）

地域での精神障がい者等の生活支援を進めていくことが必要であるが、特に支援が困難な事案については地域においても対応に苦慮している。このため、特に支援が困難な事案等に対応できる体制づくりを試行的に行い、実践を通じてより良い支援の在り方を研究し、支援の方法・ノウハウ等の蓄積を図る。特定の圏域をモデル圏域として実施し、その後、県内に波及させていく。

（単位：千円）

内 容	予算額
(ア) 精神障がい者等に対する地域協働相談支援 （委託ほか 国 3/4、県 1/4） 精神障がい者等に係る支援が困難な事案について、家族等へのケアも含めた地域での協働支援を家庭訪問等を通じて行う。また、地域での協働支援を統括するためのコーディネーターをモデル圏域の福祉保健局に配置する。	6,011
(イ) 地域で支える支援としてのピアカウンセリング強化 （委託 国 1/2、県 1/2） 支援が困難な事案を抱える精神障がい者等の家族に対して、他の障がい者の家族がピアカウンセリング等を行う相談事業を実施。	1,020
(ウ) 地域で支える支援に対応した支援員の育成研修（委託 単県） 精神障がい者等に係る支援が難しい事案等の研修（OJT等）により、高い対人援助スキルを学ぶ機会を提供し、将来必要となる高度な支援を行うことができる福祉人材の育成を図る。	390

(2) 障がい者に対応した地域で支える仕組み構築支援事業（532千円 国 1/2、県 1/2）

国の基本指針等を踏まえ、障がい者を地域全体で支える仕組みの構築を関係者と連携して進める。

- ・精神障がい者に対応した地域全体で支える仕組みの構築を進めるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を特定の圏域に設置。
- ・国のアドバイザーの招集、県のアドバイザーの指定等により、研修や個別相談等の技術的支援を実施。

3 これまでの取組状況、改善点

- 退院支援や訪問看護に従事する専門職等のスキルアップ研修を開催し、地域移行支援従事者の養成を図っている。
- 圏域毎に、看護師、精神保健福祉士等の地域移行実務担当者との連絡会を開催し、地域移行に向けた個別事例の検討及び社会資源の活用、関係機関の連携等について協議を行っている。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7201)

12 目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
(新) 障がい者コミュニケーションに係るあいサポート条例推進事業	4,618	0	4,618	85			4,533							
トータルコスト	7,797千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.4人]													
主な業務内容	補助金交付、事例集制作、事例発表会の開催等													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>他者とのコミュニケーションに困難を抱える障がい者が、地域と繋がり、安心して豊かな生活を送ることができる共生社会を実現するため、平成29年9月に施行した「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(愛称: あいサポート条例)」の趣旨を踏まえ、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション支援が図られるよう、次のとおり各種事業を実施する。</p>														
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 障がい者の居場所づくりに対する支援 (1,000千円)</p> <p>外出する機会の少ない障がい者に対し、地域住民と交流できるサロンを設置して障がい者が孤立化しないよう交流の機会を提供する取組に対し、補助を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>県内に事業所又は活動拠点を有する団体 (2団体)</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県 1/2</td> </tr> </table>									実施主体	県内に事業所又は活動拠点を有する団体 (2団体)	補助基準額	1,000千円	補助率	県 1/2
実施主体	県内に事業所又は活動拠点を有する団体 (2団体)													
補助基準額	1,000千円													
補助率	県 1/2													
<p>(2) 難聴者等向けコミュニケーション学習会の開催に対する支援 (850千円)</p> <p>手話によるコミュニケーションを取ることができない又は苦手意識を持つ難聴者や中途失聴者及びその家族を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等を開催する取組に対して、補助を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>県内に事業所又は活動拠点を有する団体 (2団体)</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>425千円</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県 10/10</td> </tr> </table>									実施主体	県内に事業所又は活動拠点を有する団体 (2団体)	補助基準額	425千円	補助率	県 10/10
実施主体	県内に事業所又は活動拠点を有する団体 (2団体)													
補助基準額	425千円													
補助率	県 10/10													
<p>(3) 失語症者向け意思疎通支援者に係る指導者の養成 (410千円)</p> <p>失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な指導者の養成及び失語症者向け意思疎通支援事業の実施に向けた環境づくりを行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>指導者養成研修への派遣</td> <td>厚生労働省が実施する意思疎通支援者指導者養成研修に候補者(2名)を派遣する。</td> <td>170千円</td> </tr> <tr> <td>意思疎通支援事業に係る講習会開催支援</td> <td>失語症者向け意思疎通支援者養成の基幹的な役割を担う言語聴覚士の理解を深めるための講習会の開催に対して、補助を行う。(実施主体) 一般社団法人山陰言語聴覚士協会 (補助率) 県 10/10</td> <td>240千円</td> </tr> </table>									指導者養成研修への派遣	厚生労働省が実施する意思疎通支援者指導者養成研修に候補者(2名)を派遣する。	170千円	意思疎通支援事業に係る講習会開催支援	失語症者向け意思疎通支援者養成の基幹的な役割を担う言語聴覚士の理解を深めるための講習会の開催に対して、補助を行う。(実施主体) 一般社団法人山陰言語聴覚士協会 (補助率) 県 10/10	240千円
指導者養成研修への派遣	厚生労働省が実施する意思疎通支援者指導者養成研修に候補者(2名)を派遣する。	170千円												
意思疎通支援事業に係る講習会開催支援	失語症者向け意思疎通支援者養成の基幹的な役割を担う言語聴覚士の理解を深めるための講習会の開催に対して、補助を行う。(実施主体) 一般社団法人山陰言語聴覚士協会 (補助率) 県 10/10	240千円												
<p>(4) 重度心身障がい児・者のコミュニケーションに係る情報発信 (1,758千円)</p> <p>重度心身障がい児・者のコミュニケーションについて、障がいの特性に応じて、多種多様なかたちで行われているが、県民にあまり知られていないため、事例集を作成の上、広く県民に情報発信する。</p>														
<p>(5) 盲ろう者支援に係る検討 (600千円)</p> <p>盲ろう者の居場所づくりなど、今後の盲ろう者支援の在り方を検討するため、当事者とともに先進地視察や意見交換会を行う。</p>														
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あいサポート条例(愛称)の施行に併せて、障がい者差別解消相談支援センターを設置するなど、条例内容を具体化するための事業を推進している。</li> <li>○イベント等への手話通訳者等の派遣、手話学習会の開催や手話検定等の受験料に対する支援を行うなど、手話の普及や手話を使いやすい環境の整備を進めている。</li> </ul>														

(単位：千円)

## &lt;参考&gt;

本事業のほか、平成 29 年度 6 月議会で承認された、「あいサポート条例（愛称）施行関連事業」を中心に、平成 30 年度においても、各事業で条例の趣旨を踏まえ継続した取組を行うこととしている。

## ○平成 30 年度各事業予算額一覧

(単位：千円)

	事業名	取組内容	予算額
障がい者への理解促進	あいサポート推進事業	障がい理解を促進するための公開講座	1,000
差別解消に向けた相談体制		民間事業者が実施する、合理的配慮に必要なとなる経費への助成	900
平時及び災害時に共通した情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障	視覚障がい者情報支援事業	視覚障がい者センターの運営	53,765 の一部
	聴覚障がい者センター事業(聴覚障がい者意思疎通支援事業)	聴覚障がい者センターの運営、手話通訳者等の頸肩腕障がい対策、手話通訳者・要約筆記者等派遣費補助等	22,333 の一部
			98,381 の一部
	手話でコミュニケーション事業		
	盲ろう者支援センター運営事業	盲ろう者支援センターの運営により、盲ろう者の社会参加を促進	38,327
鳥取県社会福祉事業包括支援事業	手話検定等の受験料を一部助成	338	
障がい者の自立及び社会参加の推進	鳥取県障がい児者自発的活動支援事業	在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を図る事業を行う県内の団体等に対して、その経費の一部を助成	1,000

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7889)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりモデルの共同受注体制構築事業	20,490	18,282	2,208			(基金繰入金) 20,490		
トータルコスト	25,257千円 (前年度 23,051千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整 等							
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明	【「鳥取元気づくり推進基金」充当】							

1 事業の目的・概要

平成29年度に策定する第3期工賃向上計画を踏まえ、ワークコーポとっとり(※)でのさらなる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図るほか、ワークコーポとつとりを核とした中・西部での共同作業場の展開を図る。

※ワークコーポとっとり

単独の障害福祉サービス事業所では処理することができない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成27年に設置(全国初)

2 主な事業内容

(1) 共同作業場の運営 (14,118千円)

受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業数量とのバランスをふまえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。

- ・共同作業場運営のための人役(3名)の配置
- ・建物・機材の維持管理
- ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等

(2) (新) とっとり共同作業場強化 (5,772千円)

今後展開されるものも含め中・西部の共同作業場において、ワークコーポとつとりの共同作業ノウハウの横展開を図るとともに、企業側・福祉事業所側双方の参加・工賃増を促し、障がい者の職域開拓・収入向上につなげるための取組を強化するため、特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターにコーディネーター(1名)を配置し、支援する。

<共同作業場の想定>

中部: 地域はたらくセンター(倉吉市関金町、運営主体: 社会福祉法人慶光会)

西部: 御崎漁港(大山町、運営主体: 特定非営利活動法人ライヴ)

(3) (新) 共同作業場の実習にかかる奨励金 (600千円)

中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して支給する奨励金を創設する。

1日3,000円/1事業所×最大10日×20事業所=600千円

3 これまでの取組と評価

鳥取県では、工賃水準を平成18年度の約11,000円から33,000円以上にすることを目指して、工賃3倍計画を策定。平成28年度の月額平均工賃は17,169円で、計画策定時から約36%上昇した。

平成29年度に策定する第3期工賃3倍計画においても引き続き33,000円を目標とし、特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター等と連携し、共同作業場での取り組みを始めとする支援策を講じて工賃向上を図る。

【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】

設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。
設置時期	平成16年7月1日
会員数	96会員 ※H30.1.1現在
事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45(鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1(ワークコーポとっとり内)



平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7193)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	8,143	6,672	1,471				8,143																									
トータルコスト	9,732千円 (前年度 8,262千円) [正職員: 0.2人]																															
主な業務内容	補助金事務等																															
工程表の政策目標(指標)	-																															
事業内容の説明																																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>障がい児施設等において強度行動障がい者が待機している状況を早期に解消すること及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに手厚い支援体制により行動障がいの軽減を図り、グループホーム等への地域移行の流れを作ること及び重度の強度行動障がい者への支援を行うことのできる社会福祉法人等の裾野を増やすことを目的とする。</p>																																
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 強度行動障がい者新規支援補助事業 (7,356千円)</p> <p>障害者支援施設及びグループホームにおいて、新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 245,197円/月 イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 32,997円/月</td> </tr> </table> <p>(2) 強度行動障がい者グループホーム移行支援事業 (198千円)</p> <p>強度行動障がい者が障害者支援施設からグループホームへ移行した場合に、1:1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>一人当たり所要額 32,997円/月</td> </tr> </table> <p>(3) 強度行動障がい者短期入所利用支援事業 (589千円)</p> <p>強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>一人当たり所要額 10,895円/日</td> </tr> </table>									実施主体	市町村	補助対象	新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県1/2、市町村1/2	補助基準単価	ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 245,197円/月 イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 32,997円/月	実施主体	市町村	補助対象	入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県1/2、市町村1/2	補助基準単価	一人当たり所要額 32,997円/月	実施主体	社会福祉法人等	補助対象	強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県1/2、市町村1/2	補助基準単価	一人当たり所要額 10,895円/日
実施主体	市町村																															
補助対象	新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等																															
負担割合	県1/2、市町村1/2																															
補助基準単価	ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 245,197円/月 イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 32,997円/月																															
実施主体	市町村																															
補助対象	入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等																															
負担割合	県1/2、市町村1/2																															
補助基準単価	一人当たり所要額 32,997円/月																															
実施主体	社会福祉法人等																															
補助対象	強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等																															
負担割合	県1/2、市町村1/2																															
補助基準単価	一人当たり所要額 10,895円/日																															
<p><b>3 制度の見直しについて</b></p> <p>上記(1)及び(2)の事案については、助成期間を入所等から3年間を限度としていたが、適切な支援が継続的に提供されている場合には、さらに3年間の延長を可能とすることとし、強度行動障がい者に対する生活支援の強化を図る。</p>																																

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7889）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																									
福祉の店販売機能強化事業	7,813	7,525	288				7,813																																																																									
トータルコスト	10,197千円（前年度 9,909千円） [正職員：0.3人]																																																																															
主な業務内容	補助金交付事務、実施主体との連絡調整 等																																																																															
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上																																																																															
事業内容の説明																																																																																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>障がい者就労継続支援事業所等（以下「事業所」という。）が製作する商品を事業所同士の連携のもと常設店舗又は常設店舗を拠点に移動販売する福祉の店を支援することにより、障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 支援スキーム</p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営に関して障がい者の関わりがあること</li> <li>複数の事業所の連携の下に運営がなされていること</li> <li>販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>支援方法</td> <td>要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>福祉の店を運営するための経費</td> </tr> </table> <p>(2) 算定方法</p> <p>次の算定方法に基づき算出された常設販売部分と移動販売部分の合計額とし、上限は当該年度の運営に要した合計額とする。</p> <p>ア 常設販売部分</p> <p>【（人件費＋家賃－販売手数料－会費）× 前年度対比売上率に基づく配分率】</p> <table border="1"> <tr> <td>人件費</td> <td>次のA又はBのいずれか低い額 A：人件費として支出した額 B：基準額（2,143千円） ※基準額は県臨時職員単価をベースとした年間賃金支出額</td> </tr> <tr> <td>家賃</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td>販売手数料</td> <td>実績額</td> </tr> <tr> <td>会費</td> <td>実績額</td> </tr> </table> <p>○前年度対比売上率に基づく配分率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度対比売上率</th> <th>配分率</th> <th>前年度対比売上率</th> <th>配分率</th> <th>前年度対比売上率</th> <th>配分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>50%</td> <td>90%以上～100%未満</td> <td>90%</td> <td>130%以上～140%未満</td> <td>130%</td> </tr> <tr> <td>50%以上～70%未満</td> <td>60%</td> <td>100%以上～110%未満</td> <td>100%</td> <td>140%以上～150%未満</td> <td>140%</td> </tr> <tr> <td>70%以上～80%未満</td> <td>70%</td> <td>110%以上～120%未満</td> <td>110%</td> <td>150%以上</td> <td>150%</td> </tr> <tr> <td>80%以上～90%未満</td> <td>80%</td> <td>120%以上～130%未満</td> <td>120%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 移動販売部分</p> <p>【移動販売に係る経費 × 障がい者参加率に基づく配分率】</p> <table border="1"> <tr> <td>移動販売に要する経費</td> <td>次のA又はBのいずれか低い額 A：移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B：基準額（798千円） ※基準額は県臨時職員単価をベースとした週2回の年間賃金支出額</td> </tr> </table> <p>○障がい者参加率に基づく配分率（障がい者参加率は日単位で算定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がい者参加率</th> <th>配分率</th> <th>障がい者参加率</th> <th>配分率</th> <th>障がい者参加率</th> <th>配分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%未満</td> <td>10%</td> <td>50%以上～60%未満</td> <td>50%</td> <td>80%以上～90%未満</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>20%以上～40%未満</td> <td>20%</td> <td>60%以上～70%未満</td> <td>60%</td> <td>90%以上～95%未満</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>40%以上～50%未満</td> <td>40%</td> <td>70%以上～80%未満</td> <td>70%</td> <td>95%以上～100%未満</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>									要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営に関して障がい者の関わりがあること</li> <li>複数の事業所の連携の下に運営がなされていること</li> <li>販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと</li> </ul>	支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助	補助率	県1/2、市町村1/2	補助対象経費	福祉の店を運営するための経費	人件費	次のA又はBのいずれか低い額 A：人件費として支出した額 B：基準額（2,143千円） ※基準額は県臨時職員単価をベースとした年間賃金支出額	家賃	実費	販売手数料	実績額	会費	実績額	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	50%未満	50%	90%以上～100%未満	90%	130%以上～140%未満	130%	50%以上～70%未満	60%	100%以上～110%未満	100%	140%以上～150%未満	140%	70%以上～80%未満	70%	110%以上～120%未満	110%	150%以上	150%	80%以上～90%未満	80%	120%以上～130%未満	120%			移動販売に要する経費	次のA又はBのいずれか低い額 A：移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B：基準額（798千円） ※基準額は県臨時職員単価をベースとした週2回の年間賃金支出額	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	20%未満	10%	50%以上～60%未満	50%	80%以上～90%未満	80%	20%以上～40%未満	20%	60%以上～70%未満	60%	90%以上～95%未満	90%	40%以上～50%未満	40%	70%以上～80%未満	70%	95%以上～100%未満	100%
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営に関して障がい者の関わりがあること</li> <li>複数の事業所の連携の下に運営がなされていること</li> <li>販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと</li> </ul>																																																																															
支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助																																																																															
補助率	県1/2、市町村1/2																																																																															
補助対象経費	福祉の店を運営するための経費																																																																															
人件費	次のA又はBのいずれか低い額 A：人件費として支出した額 B：基準額（2,143千円） ※基準額は県臨時職員単価をベースとした年間賃金支出額																																																																															
家賃	実費																																																																															
販売手数料	実績額																																																																															
会費	実績額																																																																															
前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率																																																																											
50%未満	50%	90%以上～100%未満	90%	130%以上～140%未満	130%																																																																											
50%以上～70%未満	60%	100%以上～110%未満	100%	140%以上～150%未満	140%																																																																											
70%以上～80%未満	70%	110%以上～120%未満	110%	150%以上	150%																																																																											
80%以上～90%未満	80%	120%以上～130%未満	120%																																																																													
移動販売に要する経費	次のA又はBのいずれか低い額 A：移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B：基準額（798千円） ※基準額は県臨時職員単価をベースとした週2回の年間賃金支出額																																																																															
障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率																																																																											
20%未満	10%	50%以上～60%未満	50%	80%以上～90%未満	80%																																																																											
20%以上～40%未満	20%	60%以上～70%未満	60%	90%以上～95%未満	90%																																																																											
40%以上～50%未満	40%	70%以上～80%未満	70%	95%以上～100%未満	100%																																																																											

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7201）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源	
手話でコミュニケーション事業	98,381	90,884	7,497	33,024		20,793	44,564	
トータルコスト	101,239千円（前年度97,242千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。								
2 主な事業内容								
① 手話の普及 (単位：千円)								
区分	事業内容							予算額
ミニ手話講座の開催	2時間/回程度の県民向け手話講座を県内各地で開催する。							1,630
手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金							600
手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント開催経費に係る補助金							800
聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金							65
合計								3,095
② 手話を使いやすい環境整備事業								
区分	事業内容							予算額
ICTを活用した遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス	遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを実施する。また、ICT技術を有効に活用し、生活に役立ててもらうため、ろう者向けICT学習会を開催するとともに、手話通訳者のレベルアップを図るため、研修への派遣を行う。							16,735
音声文字変換システム	手話に慣れていない難聴者のコミュニケーションを支援するため、聞こえる人の音声を変換して表示するシステムを平成27年9月に導入しており、引き続きこれを運用する。							869
手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。							6,515
手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。							33,198
手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。							8,695
手話通訳者指導者養成研修への派遣	2名の手話通訳者指導者（候補）を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。							1,231
手話通訳者等の頸肩腕障がい対策	手話通訳者等が頸肩腕障がいに関する健康診断を受けるための体制を整備するとともに、受診に要する経費を助成する。							1,806
鳥取県手話施策推進協議会	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費							368
とっどりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金							100
聴覚障がい者相談員設置事業	3圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。							22,251
(新)手話通訳者等派遣費の補助	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆者等の派遣に係る経費の補助							3,500
合計								95,286
3 これまでの取組状況								
平成25年10月11日に鳥取県手話言語条例を公布・施行し、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備に関する取組を実施中である。								
条例制定後、従前の手話通訳者の派遣・養成事業等に加え、ミニ手話講座の開催、手話学習会開催経費の補助等による手話の普及、遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス、手話通訳者トレーナー等による手話を使いやすい環境整備の推進に取り組んできたところである。								
これらの取組等により、手話や聴覚障がいに対する理解が広がってきており、これを一時的な効果に終わらせることがないよう取組を継続していく必要がある。								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7201)

12 目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
視覚障がい者情報支援事業	53,765	37,340	16,425	20,678			33,087	
トータルコスト	55,354千円 (前年度 38,930千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	団体との連絡調整、契約事務、補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b>                      情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、次のとおり各種事業を実施する。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b>                      (単位: 千円)</p>								
区 分	事業内容							予算額
視覚障がい者センター運営事業	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として設置する「視覚障がい者センター」を継続して運営する。 (委託先: 社会福祉法人鳥取県ライトハウス)							12,407
点字図書館運営費補助金	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。							37,127
点字・声の広報発行事業	県が発行する広報誌や視覚障がい者が必要とする情報の点字・音声版を作成し、視覚障がい者に提供する。 (委託先: 社会福祉法人鳥取県ライトハウス)							2,376
点字による即時情報ネットワーク事業	社会福祉法人日本盲人会連合から配信される最新の新聞情報等の点字版を作成し、視覚障がい者に提供する。 (委託先: 公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会)							1,455
視覚障がい者向けパソコンリサイクル事業	パソコンをリサイクルして活用し、視覚障がい者を対象としたパソコン講座を開催する。 (委託先: 公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会)							300
情報アクセス・コミュニケーション研究会	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。							100
合 計								53,765

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7201)

12 目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源	
盲ろう者支援センター運営事業	38,327	35,817	2,510	14,753		6,007	17,567	
トータルコスト	39,122千円 (前年度 36,612千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練を実施する。

注) 盲ろう者向け通訳・介助員とは、手話（触手話、接近手話）、指点字、掌書き、筆記、音声通訳、移動介助などの知識・技術を用いて、盲ろう者に対して通訳・介助を行う者のこと。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	事業内容	予算額
盲ろう者支援センター運営費	盲ろう者支援センターの運営（建物の賃借料、自動車のリース料等）	2,812
盲ろう者向け相談支援事業	盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を2名配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。	14,016
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業（※）	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。	6,762
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（※）	盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。	11,169
盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練を行う。	3,568
合 計		38,327

※養成事業及び派遣事業は、鳥取市（中核市）との共同実施。

3 これまでの取組状況

平成27年度に実施した盲ろう者実態調査や、平成28年度に新設した鳥取県盲ろう者支援センターでの相談支援事業の取組等により、通訳・介助員派遣事業の利用時間数が増加するなど、徐々に盲ろう者の社会参加が進んできている。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7678）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障がい者アート推進事業	105,441	110,759	△5,318			(基金繰入金) 105,441		
トータルコスト	129,276千円（前年度134,603千円）〔正職員：3.0人〕							
主な業務内容	委託契約業務、補助金交付業務、関係団体との連絡調整業務							
工程表の政策目標(指標)	障がい者の芸術・文化活動の振興							
事業内容の説明	【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】							
<b>1 事業の目的・概要</b>								
平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会（愛称：あいサポート・アートとっとりフェスタ）」（以下「全国大会」という。）の成果を未来に引き継ぐとともに、障がい者の芸術・文化活動を引き続き支援していく。								
また、平成28年3月に設立した「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」（以下「知事連盟」という。）に加盟する都道府県と連携し、障がい者の芸術文化振興を図るとともに、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を全国に発信する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
<b>(1) 「あいサポート・アートインフォメーションセンター」の運営 28,244千円</b>								
障がい者の芸術・文化活動に関する情報発信拠点として、平成27年度に設置した「あいサポート・アートインフォメーションセンター」を継続的に運営する。								
＜センターの業務＞								
項目	説明							
常設展示	障がい者の優れた芸術・文化作品を県中部の施設で常設展示するとともに、県東西部でも巡回展を開催するなど、障がい者アートの魅力を継続的に発信していく。							
情報発信	障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、広く発信する。							
相談支援	創作活動に関する各種相談、出展・発表機会に関する相談、権利擁護等に関する相談などを受け付け、助言や関係機関等の紹介を行う。							
人材育成	権利擁護や障がい者の創作活動の支援方法等に関する研修会等を開催する。							
普及啓発	新たな芸術・文化活動との出会いの場として、創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催する。							
※委託先：NPO法人アートピアとっとり（倉吉市）								
<b>(2) 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の設置 866千円</b>								
「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」を設置し、関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。								
<b>(3) 障がい者アート活動支援事業補助金 16,000千円</b>								
障がい者や障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動に対して支援を行う。								
（単位：千円）								
項目	予算額	説明						
団体練習経費等補助	9,000	障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動で、展示会や催事への出展や出演を目指して行う練習等に要する経費を補助する。 【補助上限20万円×45件】						
個展等開催経費補助	7,000	障がい者や障がい者が所属する団体が個展等を開催する経費を補助する。 【補助上限20万円×35件】						
合計	16,000							
※事業実施主体：NPO法人アートピアとっとり（倉吉市）								
<b>(4) 「あいサポート・アートとっとり祭」の開催 20,075千円</b>								
障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり祭」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を開催する。								
<b>(5) 「あいサポート・アートとっとり展」の開催 17,075千円</b>								
障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）を開催する。								

(6) 障がい者と健常者が共につくる芸術 22,681 千円

全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を継続支援する。平成 30 年度は新たに学校等での公演を行うことで発表機会の充実を図り、「じゅう劇場」の取組を県内外に積極的に PR する。

※事業実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）

(7) 知事連盟に係る連絡調整費 500 千円

知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。

※(4)、(5)については、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による「東京 2020 応援プログラム」の認証を目指す。

3 これまでの取組状況、改善点

平成 26 年度に開催した全国大会では、楽しみ、感動を共有できる様々な催しを県内各地で開催し、延べ 4 万人を超える来場があった。

この大会を通じ、障がい者の芸術・文化活動が活発化し、社会参加の促進が図られたとともに、県民の障がいに対する理解が促進し、障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現に向けた土台がつけられた。

その成果を引き継ぎ、平成 27 年度以降において、多様な分野の取組等を通じて障がい者の芸術・文化活動を引き続き支援しながら、県内外の優れた障がい者アートの展示、ワークショップ等により障がい者アートの魅力を広めるとともに、レベルの高い県内舞台芸術の情報発信にも努めている。また、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組として、知事連盟による活動も継続している。

<平成 26 年度> ・全国大会の開催（H26. 7 月～11 月）

<平成 27 年度～> ・あいサポート・アートインフォメーションセンターの設置  
・障がい者アート活動支援事業補助金（平成 25 年度から継続実施）  
・あいサポート・アートとっとり祭、とっとり展の開催  
・障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の支援

<平成 28 年度> ・知事連盟のキックオフイベントとして「東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ 2016」を開催

<平成 29 年度> ・障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」による海外公演（フランス・ナント市）の実施

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課(内線:7865)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
子どもの心の診療ネットワーク整備事業	10,301	8,609	1,692	5,149			5,152																									
トータルコスト	16,657千円(前年度14,967千円)[正職員:0.8人]																															
主な業務内容	ネットワーク会議業務、研修・講演会等事務、拠点病院との連絡調整・打合せ等																															
工程表の政策目標(指標)	発達障がいを含めた障がい児(者)やその保護者が、地域で安心・安全に過ごせる体制の整備																															
事業内容の説明																																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>発達障がい、不登校等子どもの心の問題に対応するため、鳥取大学医学部附属病院を拠点病院と位置付け、医療、福祉、教育等のネットワークの充実、子どもの心の問題に対応できる医師や支援者の養成及び県民への理解啓発を行う。</p>																																
<p><b>2 主な事業内容</b> (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>予算額</th> <th>事業内容</th> <th>財源内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①子どもの心の診療ネットワーク事業(鳥大)</td> <td>7,633</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>拠点病院内に事業推進に係る推進室を設置</li> <li>推進室に臨床心理士を1名増員し、地域の学校から相談を受けた様々な子どもの心の問題に対する心理及び医学的な視点からの指導・助言を行うほか、学習障がいに係る相談支援体制を強化</li> <li>子どもの心に関する情報収集、研修、講演会等の開催事務</li> <li>医療と保健福祉等関係分野の連携について協議するネットワーク会議の開催</li> <li>鳥取大学医学部において、事業の内容について企画・検討する学内ミーティングを開催</li> </ul> </td> <td>国 1/2 県 1/2</td> </tr> <tr> <td>②子どもの心を支えるスタッフスキルアップ事業(鳥大・県)</td> <td>1,726</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの心の問題について理解を深める医学講座の開催</li> <li>拠点病院医師等の先進地研修</li> <li>福祉保健教育等、子どもの心の問題に携わる支援者に対する専門研修会の実施</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>③子どもの心に関する理解啓発事業(鳥大)</td> <td>371</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの心の問題に関して県民の方の理解を深める講演会の開催。</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>④その他(県)</td> <td>571</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの心に関する勉強会の開催</li> <li>理解啓発等に関する経費</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,301</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									事業名	予算額	事業内容	財源内訳	①子どもの心の診療ネットワーク事業(鳥大)	7,633	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点病院内に事業推進に係る推進室を設置</li> <li>推進室に臨床心理士を1名増員し、地域の学校から相談を受けた様々な子どもの心の問題に対する心理及び医学的な視点からの指導・助言を行うほか、学習障がいに係る相談支援体制を強化</li> <li>子どもの心に関する情報収集、研修、講演会等の開催事務</li> <li>医療と保健福祉等関係分野の連携について協議するネットワーク会議の開催</li> <li>鳥取大学医学部において、事業の内容について企画・検討する学内ミーティングを開催</li> </ul>	国 1/2 県 1/2	②子どもの心を支えるスタッフスキルアップ事業(鳥大・県)	1,726	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの心の問題について理解を深める医学講座の開催</li> <li>拠点病院医師等の先進地研修</li> <li>福祉保健教育等、子どもの心の問題に携わる支援者に対する専門研修会の実施</li> </ul>		③子どもの心に関する理解啓発事業(鳥大)	371	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの心の問題に関して県民の方の理解を深める講演会の開催。</li> </ul>		④その他(県)	571	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの心に関する勉強会の開催</li> <li>理解啓発等に関する経費</li> </ul>		合計	10,301		
事業名	予算額	事業内容	財源内訳																													
①子どもの心の診療ネットワーク事業(鳥大)	7,633	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点病院内に事業推進に係る推進室を設置</li> <li>推進室に臨床心理士を1名増員し、地域の学校から相談を受けた様々な子どもの心の問題に対する心理及び医学的な視点からの指導・助言を行うほか、学習障がいに係る相談支援体制を強化</li> <li>子どもの心に関する情報収集、研修、講演会等の開催事務</li> <li>医療と保健福祉等関係分野の連携について協議するネットワーク会議の開催</li> <li>鳥取大学医学部において、事業の内容について企画・検討する学内ミーティングを開催</li> </ul>	国 1/2 県 1/2																													
②子どもの心を支えるスタッフスキルアップ事業(鳥大・県)	1,726	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの心の問題について理解を深める医学講座の開催</li> <li>拠点病院医師等の先進地研修</li> <li>福祉保健教育等、子どもの心の問題に携わる支援者に対する専門研修会の実施</li> </ul>																														
③子どもの心に関する理解啓発事業(鳥大)	371	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの心の問題に関して県民の方の理解を深める講演会の開催。</li> </ul>																														
④その他(県)	571	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの心に関する勉強会の開催</li> <li>理解啓発等に関する経費</li> </ul>																														
合計	10,301																															



平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

3目 公園費

緑豊かな自然課（内線：7369）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 県立都市公園移動 円滑化推進事業	192,324	47,000	145,324	96,161	<77,000> 96,000		163	県負担額 77,163
トータルコスト	194,708千円（前年度 49,384千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者等との協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
工程表の政策目標（指標）	県立都市公園のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を図り、公園施設利用者数の増に寄与する。（年間利用者：120万人）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県立都市公園を訪れる多様な利用者の障壁を取り除き（バリアフリー化）、誰でも利用できる公園改修（ユニバーサルデザイン化）を図る。

2 主な事業内容

布勢総合運動公園内の各施設を「福祉のまちづくり条例」の基準へ適合させるために必要な改修工事等を行うとともに、安全・安心のため吊天井の落下防止対策を行う。

（単位：千円）

項目	予算額	内 容
多目的トイレ等改修	10,611	・既存多目的トイレ（機能追加等含む）改修 ・未対応箇所洋式化（高齢者・育児等対応含む）改修 ・既存トイレ設備（水栓自動化等含む）改修 等
園路及び広場等改修	76,715	・施設外構部・周辺園路（野球場、旧跳躍場 等）改修 ・既設車いす用斜路等すりつけ部舗装改修 ・段差解消、既設園路舗装劣化損傷部改修 等
陸上競技場スタンド屋根改修	104,998	・特定天井耐震改修工事 等
合 計	192,324	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・老朽化や旧式化した公園施設を順次改修してきたが、未だ利用者ニーズや時流に合わない箇所が存在することから、引き続いて改修を行う。
- ・誰もが快適に公園を利用できるよう、特に、公園内の移動円滑化を目的とする改修を推進する。
- ・布勢総合運動公園の陸上競技場スタンド屋根と県民体育館メインアリーナは、地震による脱落等で重大な被害を生じさせる恐れがある「特定天井」に該当しており、それぞれの施設利用（競技大会日程等）を考慮して、平成30年度に陸上競技場スタンド屋根を、平成32年度に県民体育館メインアリーナを実施することとしている。
- ・布勢総合運動公園では平成30年度に全日本マスターズ陸上選手権大会の開催が決まっている。また、年齢や性別、障がいの有無等を問わず各種の大会や合宿の誘致を進めており、更なるバリアフリー対応が求められる。

（注）起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費  
1項 労政費  
1目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者就業定着支援事業	71,986	85,907	△13,921			<雑入> 10	71,976	
トータルコスト	90,260千円（前年度 101,803千円）[正職員：2.3人 非常勤職員：1.5人]							
主な事業内容	障がい者の雇用と職場定着の推進							
工程表の政策目標（指標）	障がい者の就業支援：障がい者就業者数の増 （平成26年度末2,545人→平成30年度末3,600人以上）							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 「障がい者新規雇用1,000人創出」と平成30年4月の障害者法定雇用率2.2%への改正に向け、障がい者の就業定着支援の強化に取組む。								
2 主な事業内容								
(1) 障がい者定着支援事業 (単位：千円)								
区分	事業費	事業概要						
訪問型ジョブコーチ設置促進事業	9,000	訪問型ジョブコーチを配置する社会福祉法人等に対してその活動費の一部を助成する。(13人)						
訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業	390	ジョブコーチ資格を取得するため、訪問型ジョブコーチ養成研修に職員を派遣する社会福祉法人等に対して派遣費用の一部を助成する。(年間3名)						
県版ジョブコーチセンター設置事業	15,194	県中・西部に県版ジョブコーチセンターを設置し、中・西部におけるジョブコーチ支援を行う。						
障がい者職場サポーター養成研修事業	656	企業内に障がいを正しく理解し、日常的に障がい者を現場で支援する「障がい者職場サポーター」を養成し、障がい者の職場定着及び活躍できる体制を構築する。(養成研修：県内3地区、年6回)						
【新規】企業在籍型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業	195	ジョブコーチ資格を取得するため、企業在籍型ジョブコーチ養成研修に社員を派遣する企業等に対して派遣費用の一部を助成する。(年間3名)						
合計	25,435							
(2) 障がい者就業支援事業 (単位：千円)								
区分	事業費	事業概要						
障害者就業・生活支援センター支援事業	36,286	障害者就業・生活支援センター（3箇所）に、職場開拓支援員及び定着支援員等を各1名配置する。						
障がい者雇用アドバイザー配置事業	4,249	障がい者雇用アドバイザー（県非常勤）を1名配置し、企業トップ等に対して障がい者の新規雇用等の働きかけを行う。						
障がい者職場実習	2,605	職場実習の受入事業所に謝金、実習者に奨励金を支給する。						
障がい者就労ネットワーク事業	1,274	障がい者就労ネットワーク会議の開催、聴覚障がい者の就労支援（手話通訳の派遣）等						
【新規】障がい者雇用企業見学マッチング事業	300	障がい者を雇用する予定の企業に対し、県が関係機関等と連携して企業見学先をコーディネートする。見学受入企業には謝礼金を支給する。(年間10社)						
【新規】職業準備性を高めるためのテキスト普及事業	270	障がい者が一般就労するために必要な技能（あいさつ、身だしなみ、コミュニケーション等）を習得するためのテキストを普及するための講習会を開催する。						
合計	44,984							
(3) 障がい者雇用推進啓発事業 (単位：千円)								
区分	事業費	事業概要						
障がい者雇用推進啓発事業	1,567	障がい者雇用優良事業等の知事表彰、障害者就業・生活支援センターのホームページの運営、企業説明会の開催等						
3 これまでの取組状況、改善点								
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年7月に「障がい者新規雇用1,000人創出に向けたロードマップ」を策定し、PDCAサイクルを取り入れながら障がい者の雇用の場の創出等に取り組んでいる。</li> <li>平成29年3月末現在の本県の障がい者就業者数は2,952人、同年6月現在の障がい者実雇用率は2.16%となり、いずれも過去最高を更新した。</li> <li>平成29年度は、新たに障がい者の職場定着を更に推進するため、日常的に働く現場で障がい者を支える「とっとり障がい者仕事サポーター」養成講座を開催し、147人のサポーターを養成した。</li> </ul>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課

1目 労政総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特例子会社設立等助成金	1,875	13,125	△11,250				1,875	
トータルコスト	2,670千円（前年度 13,920千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	特例子会社又は企業内障がい者多数雇用施設の設定							
工程表の政策目標(指標)	障がい者の就業支援：民間企業における障がい者雇用率を2.2%以上とする							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

特例子会社\*又は企業内障がい者多数雇用施設\*の設置を支援し、障がい者の新規雇用を創出していくことを目的として助成金を支給する。

※特例子会社：親会社に合算して障がい者実雇用率が算定できる。雇用される障がい者が5人以上で全従業員に占める割合が20%以上、かつ障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上あること。

※企業内障がい者多数雇用施設：新たに雇用する障がい者のうち重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の占める割合が30%以上あること。

2 主な事業内容

障がい者を新たに雇用して、特例子会社又は企業内障がい者多数雇用施設を設立した事業主に対し、助成金を支給する。

支給要件	「特例子会社」を設立する場合又は「企業内障がい者多数雇用施設」を設置し、かつ新規正規雇用の障がい者が5人以上であること。（福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、施設外就労等の福祉的就労者をそのまま一般企業で雇用する場合も対象とする。）
支給時期	事業開始の日から6か月後に1/2、1年6か月後に1/4及び2年6か月後に1/4の分割支給とする。（6か月後以降の支給分は債務負担行為を設定）
対象となる施設等	作業施設、管理施設、福祉施設及びそれに関連した設備・備品で該当施設・設備等を事業主自ら所有するものであること。 施設・設備の設置・整備が、受給資格認定日の翌日から6か月以内に行われること。

<支給区分>

企業規模別	設置・整備に要した費用(A)	新規障がい者雇用数	補助金支給額(千円)				B/A
			6か月後	1年6か月後	2年6か月後	合計(B)	
中小企業	15百万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500	1/2
	30百万円以上	10人以上	10,000	5,000	5,000	20,000	2/3
	45百万円以上	15人以上	15,000	7,500	7,500	30,000	
大企業	15百万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500	1/2
	30百万円以上	10人以上	7,500	3,750	3,750	15,000	
	45百万円以上	15人以上	11,250	5,625	5,625	22,500	

※ 企業内障がい者多数雇用施設設置時の場合は設置・整備に要した費用が「15百万円以上」かつ新規障がい者雇用数「5人以上」の区分のみの支給とする。中小企業の場合「30百万円以上」かつ「10人以上」の場合は原則国の制度を活用

【参考】(国) 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

設置・整備に要した費用(A)	新規障がい者雇用数	補助金支給額(千円)				B/A
		6か月後	1年6か月後	2年6か月後	合計(B)	
30百万円以上 45百万円未満	10人以上	10,000	5,000	5,000	20,000	2/3
45百万円以上	10~14人	15,000	7,500	7,500	30,000	
	15人以上					

3 これまでの取組状況、改善点

平成28年度と29年度にそれぞれ県内1社が本助成金を活用して「企業内障がい者多数雇用施設」を設立し、障がい者の新規雇用10名（製造業及び農業各5名）に繋がった。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7859）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
子どもの居場所づくり推進モデル事業	8,100	9,500	△1,400				8,100											
トータルコスト	9,689千円（前年度 11,090円） [正職員：0.2人]																	
主な業務内容	子どもの居場所づくり事業の推進																	
工程表の政策目標（指標）	—																	
事業内容の説明																		
<p><b>1 事業の目的・概要</b>                      低所得者対策（子どもの貧困対策）の総合的な推進の一環として、生活困窮世帯等を中心にすべての世帯を対象とした子どもの居場所づくりに新たにに取り組む市町村をモデル的に支援する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b>                      低所得世帯やひとり親家庭等の子どもたちが、夜間や休日に、地域の大人や友達と一緒に食事や勉強、活動を行い、子どもたちの社会性、規則正しい生活習慣の獲得、世帯の孤立防止等を推進することができる居場所づくりを支援する。</p>																		
<p>＜支援内容＞（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期経費</td> <td>1,690</td> <td>事業の立ち上げ支援として、備品購入や修繕等の支援を行う。 補 助 率：県2/3 市町村1/3 補 助 基 本 額：2,000千円/1カ所 ※2自治体見込み</td> </tr> <tr> <td>運営費</td> <td>6,410</td> <td>事業の運営費を支援する。 補 助 率：県、市町村各1/2 補助対象経費：賃金、報償費、交通費、食糧費、消耗品費、役務費、使用料賃借料、委託料 補 助 基 本 額：2,000千円/1カ所 ※5自治体見込み ※食糧費については上限を設定する。</td> </tr> </tbody> </table>									項目	予算額	内 容	初期経費	1,690	事業の立ち上げ支援として、備品購入や修繕等の支援を行う。 補 助 率：県2/3 市町村1/3 補 助 基 本 額：2,000千円/1カ所 ※2自治体見込み	運営費	6,410	事業の運営費を支援する。 補 助 率：県、市町村各1/2 補助対象経費：賃金、報償費、交通費、食糧費、消耗品費、役務費、使用料賃借料、委託料 補 助 基 本 額：2,000千円/1カ所 ※5自治体見込み ※食糧費については上限を設定する。	
項目	予算額	内 容																
初期経費	1,690	事業の立ち上げ支援として、備品購入や修繕等の支援を行う。 補 助 率：県2/3 市町村1/3 補 助 基 本 額：2,000千円/1カ所 ※2自治体見込み																
運営費	6,410	事業の運営費を支援する。 補 助 率：県、市町村各1/2 補助対象経費：賃金、報償費、交通費、食糧費、消耗品費、役務費、使用料賃借料、委託料 補 助 基 本 額：2,000千円/1カ所 ※5自治体見込み ※食糧費については上限を設定する。																
<p>＜支援の要件＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>県内で次に掲げる事業に取り組む市町村又は民間団体</td> </tr> <tr> <td>事業の内容</td> <td>休日や、平日の放課後～概ね20時以降にかけて、食事や学習、遊びやものづくり等で参加者が交流する事業の実施</td> </tr> <tr> <td>利用者</td> <td>小学生から18歳までの子ども（生活困窮世帯に限らない。）</td> </tr> <tr> <td>要 件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続した大人との関わりの中で信頼関係を構築し、安心・安全な居場所となる環境をつくる。</li> <li>・活動（学習や食事、談話、創作活動、芸術鑑賞など）を通して、生活習慣を身につけたり、コミュニケーション能力の向上を図ったりする。</li> <li>・大人との関わりの中で、子どもの意欲や自信、自己肯定感の回復や向上を図る。</li> <li>・保護者も参加できる場を設けるなど、子どもの姿を通して保護者との関わりに努め、世帯の孤立を防止するとともに必要な支援につなげる。</li> <li>・市町村や学校、児童相談所等の関係機関から紹介された子どもを積極的に受け入れるとともに、関係機関と連絡会を設ける、専門家からアドバイスを受ける等により、運営や支援の充実に努める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>									項 目	内 容	実施主体	県内で次に掲げる事業に取り組む市町村又は民間団体	事業の内容	休日や、平日の放課後～概ね20時以降にかけて、食事や学習、遊びやものづくり等で参加者が交流する事業の実施	利用者	小学生から18歳までの子ども（生活困窮世帯に限らない。）	要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続した大人との関わりの中で信頼関係を構築し、安心・安全な居場所となる環境をつくる。</li> <li>・活動（学習や食事、談話、創作活動、芸術鑑賞など）を通して、生活習慣を身につけたり、コミュニケーション能力の向上を図ったりする。</li> <li>・大人との関わりの中で、子どもの意欲や自信、自己肯定感の回復や向上を図る。</li> <li>・保護者も参加できる場を設けるなど、子どもの姿を通して保護者との関わりに努め、世帯の孤立を防止するとともに必要な支援につなげる。</li> <li>・市町村や学校、児童相談所等の関係機関から紹介された子どもを積極的に受け入れるとともに、関係機関と連絡会を設ける、専門家からアドバイスを受ける等により、運営や支援の充実に努める。</li> </ul>
項 目	内 容																	
実施主体	県内で次に掲げる事業に取り組む市町村又は民間団体																	
事業の内容	休日や、平日の放課後～概ね20時以降にかけて、食事や学習、遊びやものづくり等で参加者が交流する事業の実施																	
利用者	小学生から18歳までの子ども（生活困窮世帯に限らない。）																	
要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続した大人との関わりの中で信頼関係を構築し、安心・安全な居場所となる環境をつくる。</li> <li>・活動（学習や食事、談話、創作活動、芸術鑑賞など）を通して、生活習慣を身につけたり、コミュニケーション能力の向上を図ったりする。</li> <li>・大人との関わりの中で、子どもの意欲や自信、自己肯定感の回復や向上を図る。</li> <li>・保護者も参加できる場を設けるなど、子どもの姿を通して保護者との関わりに努め、世帯の孤立を防止するとともに必要な支援につなげる。</li> <li>・市町村や学校、児童相談所等の関係機関から紹介された子どもを積極的に受け入れるとともに、関係機関と連絡会を設ける、専門家からアドバイスを受ける等により、運営や支援の充実に努める。</li> </ul>																	

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7859)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) とっとり子ども未来サポートネットワーク活動支援事業	6,346	0	6,346			(寄附金) 550	5,796	
トータルコスト	6,346千円 (前年度0千円) [正職員: 0人]							
主な業務内容	補助金の交付、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標 (指標)	低所得者への支援							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>こども食堂等の居場所づくりの関係団体で構成する「とっとり子ども未来サポートネットワーク」に対して活動支援を行うことにより、全県的な居場所の増設や取組充実につなげる。</p> <p>&lt;「とっとり子ども未来サポートネットワーク」概要&gt;</p> <p>県内でこども食堂に取り組む団体とそれを支援する団体のネットワーク</p> <p><b>【ネットワーク参加団体】</b></p> <p>(実施団体) NPO 法人ワーカーズコープ (事務局)、こども・らぼ、テラハウス、福吉児童センター等 (支援団体) とっとり県民活動活性化センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取県生活協同組合等</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>ネットワーク事務局に支援員 (1名) を配置して、以下の取り組みを支援する。</p> <p>(1) こども食堂等の運営を持続可能にするための仕組の運用</p> <p>○県とネットワーク構成団体等、官民が一体となって「こども食堂等の運営を持続可能にするための仕組 (食材提供、スタッフ確保)」を運用するため、協力企業・団体の開拓及び協力内容の調整を行う。</p> <p><b>【こども食堂等の運営を持続可能にするための仕組の例】</b></p> <p>(物的支援) 循環型社会における食品ロス対策の観点も含めた、食材提供 (食材供給、中間的貯蔵庫、配送) システム</p> <p>(人的支援) 大学生等の学生ボランティア等による学習支援などの運営スタッフの確保システム</p> <p>(2) こども食堂等の居場所の増設</p> <p>○こども食堂等の開設や運営の相談窓口及び個別支援</p> <p>(3) こども食堂等の充実を図る取組</p> <p>○活動団体同士の情報交換会・勉強会の開催</p> <p>○文化芸術等の体験活動の推進 <b>【拡充】</b></p> <p style="text-align: center;">※イベント経費にクラウドファンディング型ふるさと納税を活用</p> <p><b>【拡充内容】</b></p> <p>こども食堂等を利用する親子・子どもを対象として文化芸術・スポーツ体験を目的としたイベントを開催する。</p> <p>(例) 県内の芸術家を招いて「アートにふれるワークショップ」、演劇鑑賞、スポーツ観戦 等</p> <p>○学生ボランティアを受け入れるこども食堂に対する交通費等の手当の支援 <b>【拡充】</b></p> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>当該ネットワークには、こども食堂の開設相談や食材寄付の申し出等があり、実際に米子市内のこども食堂開設の後方支援、野菜の寄付の受領・配布等の活動を行ってきた。今年度9月補正予算における本事業により当該ネットワーク事務局に支援員を配置し (11月)、活動を本格化させた。</p> <p>現在、当該ネットワークの賛助会員である県社会福祉協議会や県生協、とっとり県民活動活性化センター、県福祉保健課とも連携しながら、食材確保・流通の仕組みづくりの検討やこども食堂を対象とする食品衛生研修開催等の活動を行っている。</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7573)

1 目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
企業のファミリーサポート休暇等取得促進事業	4,700	4,315	385				4,700	
トータルコスト	6,289千円 (前年度 5,905千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	奨励金の支給事務、関係機関との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

従業員に育児や介護等に係る休暇制度を取得させた事業主に対し奨励金を支給することで、企業の職場環境改善のための取組を促進し、県内で働く者のワーク・ライフ・バランスの実現に資する。

平成30年度からは新たに、従来の育児・介護への取組に加え、従業員が働きながら不妊治療が両立できる環境を整備するため、不妊治療を受ける際に取得できる不妊治療(プレ・マタニティー医療)休暇を従業員に取得させた事業主に対して奨励金を支給し、職場における不妊治療への理解促進ひいては女性活躍の推進に寄与する。

※不妊治療(プレ・マタニティー医療)休暇については、休暇の必要性についての社会的理解・認知がまだまだ低い状況であることから、社会保険労務士の派遣事業等を活用しながら、本県における休暇制度の導入促進を図っていくこととしたものである。

【関連事業】

・労働政策課 働き方改革促進事業(専門家派遣(社会保険労務士等)) 4,800千円

2 主な事業内容

(単位: 千円)

項目	事業内容	金額																		
企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金	<p>職員に育児休業等を取得させた従業員数100人以下((※)以下の場合を除く)の県内事業主に奨励金を支給する。</p> <p>(※)企業が⑤の区分で申請する場合は、中小企業基本法に規定する中小企業者であることを要件とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>奨励金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 育児参加休暇</td> <td>配偶者の産前・産後休業期間に、従業員(男性)に子の養育のために特別休暇(有給)を2日以上取得させた事業主</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>② 育児・介護休業</td> <td>従業員(男性)に連続5日以上育児・介護休業を取得させ、原職等に復職させた事業主 ※併せて経済的支援がある場合は10万円加算</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>③ 介護休暇</td> <td>従業員(男性)に介護休暇(有給)を2日以上取得させた事業主</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>④ 短時間勤務</td> <td>従業員(男性)に子育てや介護のための短時間勤務を6ヶ月以上取得させた事業主</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 【新規】不妊治療(プレ・マタニティー医療)休暇</td> <td>従業員(男女)に不妊治療を受けるための特別休暇(有給)を、1日または半日単位で取得させた事業主</td> <td>1万円/1日、5千円/半日(1従業員最大6万円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象	奨励金額	① 育児参加休暇	配偶者の産前・産後休業期間に、従業員(男性)に子の養育のために特別休暇(有給)を2日以上取得させた事業主	10万円	② 育児・介護休業	従業員(男性)に連続5日以上育児・介護休業を取得させ、原職等に復職させた事業主 ※併せて経済的支援がある場合は10万円加算	10万円	③ 介護休暇	従業員(男性)に介護休暇(有給)を2日以上取得させた事業主	10万円	④ 短時間勤務	従業員(男性)に子育てや介護のための短時間勤務を6ヶ月以上取得させた事業主	10万円	⑤ 【新規】不妊治療(プレ・マタニティー医療)休暇	従業員(男女)に不妊治療を受けるための特別休暇(有給)を、1日または半日単位で取得させた事業主	1万円/1日、5千円/半日(1従業員最大6万円)	4,700
区分	対象	奨励金額																		
① 育児参加休暇	配偶者の産前・産後休業期間に、従業員(男性)に子の養育のために特別休暇(有給)を2日以上取得させた事業主	10万円																		
② 育児・介護休業	従業員(男性)に連続5日以上育児・介護休業を取得させ、原職等に復職させた事業主 ※併せて経済的支援がある場合は10万円加算	10万円																		
③ 介護休暇	従業員(男性)に介護休暇(有給)を2日以上取得させた事業主	10万円																		
④ 短時間勤務	従業員(男性)に子育てや介護のための短時間勤務を6ヶ月以上取得させた事業主	10万円																		
⑤ 【新規】不妊治療(プレ・マタニティー医療)休暇	従業員(男女)に不妊治療を受けるための特別休暇(有給)を、1日または半日単位で取得させた事業主	1万円/1日、5千円/半日(1従業員最大6万円)																		
	合計	4,700																		

3 これまでの取組状況、改善点

奨励金の申請件数は年々増加しており、職場の環境改善に取り組む企業が増えていることが見て取れる。今後も、企業の従業員の子育て等への理解を深めていくとともに、就業規則、社内風土の改善などについて継続してサポートしていく。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7150)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育士確保対策強化事業	14,842	10,610	4,232	5,692		(寄附金) 100	9,050	
トータルコスト	16,431千円 (前年度 12,200千円) [正職員0.2人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、委託契約、補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	子育て家庭に対する支援の充実							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>保育士を目指す学生や潜在保育士(保育士資格を有していながら、保育現場での勤務に従事していない者)等への就業支援等を実施する「保育士・保育所支援センター」を運営するとともに、指定保育士養成施設が行う保育所等への就職を促す取組や県外学生の県内実習等の旅費を一部支援し、県内における保育士確保を推進する。</p>								
<b>2 主な事業内容</b>								
(1) 保育士・保育所支援センター設置・運営事業 12,622千円(国、県各1/2)								
<p>潜在保育士等の就職支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置・運営する。  <b>【鳥取県保育士・保育所支援センターの概要】</b></p>								
区 分		内 容						
実施主体		県((社福)鳥取県社会福祉協議会に委託)						
設置場所		鳥取県福祉人材センター(鳥取県福祉人材研修センター内)						
主な事業内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士再就職支援コーディネーターによる相談支援、巡回相談</li> <li>・再就職支援研修、養成校ガイダンスの実施</li> <li>・各施設訪問、業務改善提案、求人情報や研修情報の案内</li> <li>・ハローワークと連携した保育所等とのマッチング</li> <li>・職場の定着向上に向けた取組(エルダー制度の普及)</li> <li>・【新規】現職保育士の相談窓口、弁護士等への専門相談体制の構築等</li> </ul>						
主な経費		コーディネーター・相談員人件費、センター運営費、研修実施費等						
(2) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業 520千円(国、県各1/2)								
<p>県内の指定保育士養成校が学生に対して行う保育所等への就職を促す取組を支援する。</p>								
区 分		内 容						
実施主体		鳥取短期大学						
補助対象経費		保育所等(児童福祉施設全般)への就職促進の一環として実施する保育所等に特化した就職説明会、保育士として現場で活躍するOB・OGとの意見交換会等に要する経費						
その他要件		保育所等への就職内定割合が、原則前年と同率以上であること(参考)H28保育所等就職率 92.9%(105名/113名)						
(3) 潜在保育士復職支援事業(就職準備金等) 1,100千円								
<p>鳥取県社会福祉協議会が行う貸付事業に対し補助を行う。          &lt;貸付制度の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就職準備金貸付: 潜在保育士が保育士として復帰する場合に貸付(最大40万円)</li> <li>○保育料貸付: 未就学児を有する保育士に対し未就学児の保育料の一部を貸付(月額5.4万円の半額(最大1年間)を上限)。</li> <li>○事業利用料金貸付: 早朝等の勤務時間の関係で保育所を活用できない場合、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料金の一部を貸付(年額24.6万円の半額(最大2年間)を上限)。</li> </ul> <p>※いずれも県内の保育所等で保育士として2年間従事した場合は返還免除</p>								
(4) 【新規】 県外学生に対する県内実習等支援 600千円								
<p>県外学生に対し、県内保育施設で実習や就業体験等を行う場合の旅費の一部を助成し、Uターン就職を促進する。(一部、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を充当)</p>								
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、潜在保育士の実態調査を行う予定であり、就業の可能性のある保育士等への働きかけを強化する。</li> <li>・保育士確保・定着支援を図るため、国制度に加え、本県独自の加配制度(1歳児加配、障がい児加配等)における処遇改善を図っている。</li> </ul>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子育て応援課 (内線: 7570)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育サービス多様化促進事業(障がい児保育、医療的ケア児保育、乳児保育)	141,969	142,121	△152	7,495			134,474	
トータルコスト	143,558千円(前年度 143,711千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	認証事務、補助金事務、指導監査、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

保護者の勤務形態の多様化、核家族化の進行、特別な支援を必要とする児童の増加などに伴う様々な保育需要に柔軟に対応することにより、安心して子どもを生み育てやすい環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的として、保育士等の加配事業や既存施設の改修を行う市町村に対して補助を行う。

2 主な事業内容

(1) 障がい児保育 119,854千円

区分	内 容
負担割合	県1/2、市町村1/2 (実施主体: 市町村)
補助対象経費	各市町村が特別な支援が必要と認めた2号認定こども、3号認定こども(※1)に対して、保育士等を配置する経費
補助基準額 [単価改正]	対象保育士等1人につき 159,750円/月×1/2=79,875円 (非常勤職員人件費0.5人分相当※2)
対象施設	保育所、認定こども園、地域型保育事業所

※1 子ども・子育て支援法による施設型給付等の対象となる子どものうち、保護者の労働等により家庭において必要な保育を受けることが困難である者(同法第19条第1項第2号、3号)

※2 障がい児保育について、国から市町村へ対象児童2人につき1人の保育士等を配置するよう地方交付税措置されているため、県制度においては0.5人分相当の補助単価を設定

(2) 医療的ケア児に対する支援 6,045千円

(ア) 医療的ケア児保育支援モデル事業 6,045千円

区分	内 容
負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4 (実施主体: 市町村)
補助対象経費	医療的ケア児を保育所で受け入れるために、市町村において看護師配置等の取組を実施する経費 ※「医療的ケア児保育支援モデル事業」として国による採択が必要。
補助基準額	1市町村あたり 8,060千円
対象施設	保育所、認定こども園、地域型保育事業所

(イ) 医療的ケア児保育 0千円 [制度要求]

各市町村が医療的ケアが必要と認めた子どもに対して、看護師等を配置する場合に助成

区分	内 容
負担割合	県1/2、市町村1/2 (実施主体: 市町村)
補助対象経費	各市町村が医療的ケアが必要と認めた子どもに対して、看護師等の配置に必要な経費
補助基準額	対象看護師1人につき 44,250円 ※障がい児保育単価に上乘せ
対象施設	保育所、認定こども園、地域型保育事業所

(3) 乳児保育 9,140千円

区分	内 容
負担割合	県1/2、市町村1/2 (実施主体: 市町村)
補助対象経費	年度中途の乳児の入所に対応するための年度当初から3ヶ月分の保育士等を配置する経費
補助基準額 ※単価改正	保育士等1人あたり 6,390円×21日×3ヶ月(4~6月) = 402,570円 (1保育所あたり2人までを上限とする)
対象施設	保育所、認定こども園、地域型保育事業所(私立のみ)

(4) 保育環境改善等事業 6,930千円

区分	内 容
負担割合	国1/3、県1/3、市町村1/3 (実施主体: 市町村または保育所経営者)
補助対象経費	既存の保育所等が障がい児を受け入れるために必要な改修にかかる経費
補助基準額	1事業あたり 1,029千円
対象施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所

3 これまでの取り組み状況、改善点

平成30年度においては、補助単価を見直し、保育所等の施設職員の処遇改善を図っていくとともに、年度途中で医療的ケア児の受入が必要となった場合に対応できるよう、単県補助制度を創設する。

[加配保育士等1人あたりの月額単価]

事業	改正前	改正後
(1) 障がい児保育	78,000円/月	79,875円/月
(3) 乳児保育	131,040円/月	134,190円/月



平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7570）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
低年齢児受入施設 保育士等特別配置 事業	179,980	143,961	36,019				179,980	
トータルコスト	180,775千円（前年度 144,756千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金の申請・交付、保育指導、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

各保育所等に配置される保育士等の増員を図ることによって児童の健全な育成を促すとともに、保育士等の就労環境の改善を図るため、1歳児の数に対する担当保育士等数の割合を国の基準（6：1）を上回って配置（4.5：1）する施設に対する支援を行う。

2 主な事業内容

国の定める基準保育士等配置数よりも手厚く保育士等を配置した場合に、要する経費の一部を助成する。県配置基準以上の正規職員を配置する施設は正規職員単価で支援するよう、要件を緩和する。

区 分	内 容	
実施主体	市町村（私立の施設については、間接補助）	
補助要件	施設に配置している保育士等数が、1歳児と1歳児担当保育士の割合が4.5：1とした場合に必要な保育士等数以上となるよう加配すること 〔正職員単価を適用する場合〕	
	【拡充（要件の見直し）】	現行制度
	配置している保育士等のうち正規職員が、施設全体における県配置基準上必要な保育士数以上であること ※施設の職員状況により現行制度、拡充後のいずれかを選択可（1年間の経過措置）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1歳児を担当する全ての保育士等が正規職員であること</li> <li>施設全体で正規職員数が基準年度より多いこと</li> </ul>
対象施設	認定こども園、保育所、地域型保育事業所	
補助額	非正規職員単価 159,750円/月、正規職員単価 275,000円/月 ※単価は加配後の職員数から国の定める基準による職員数を引いた人役差1.0人当たり	
補助率	補助基準額の1/2	
負担割合	県1/2、市町村1/2	

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成14年度から本事業（1歳児加配）を開始し、平成25年度からは3歳児に対する加配も追加した。  
また、保育士の正規雇用の促進を図るため、平成24年度より補助単価に正規職員単価を追加した。
- 平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度における質の改善に伴って、3歳児については国制度による加算に組み込まれたが、1歳児については先送りされたことから、引き続き県制度により国に先行する形で実施している。
- 平成30年度においては、補助単価を見直すとともに、正規職員単価の適用要件を緩和し、保育所等の施設職員の処遇改善を図っていく。

【見直し内容】 加配保育士等1人あたりの月額単価

単価区分	改正前	改正後
非正規職員単価	156,000円/月	159,750円/月
正規職員単価	271,000円/月	275,000円/月

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7572）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) とっとり妊娠SOS相談体制整備事業	3,418	0	3,418				3,418	
トータルコスト	5,007千円（前年度 0千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	委託関係業務、連絡調整業務							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成28年度に県内で発生した乳児虐待死亡事案を踏まえ、検証委員会報告書において本県における思いがけない・望まない妊娠に関しての相談体制の必要性が提言されたことから、思いがけない・望まない妊娠等に悩む女性の相談等に対応できる相談機能を整備する。

2 主な事業内容

(1) 事業の実施方法

- ・思いがけない・望まない妊娠に関する相談は、性質上なかなか行政機関へ繋がりづらく、従来の女性、妊娠・出産関係の相談窓口とは別に新たに相談窓口を開設する必要がある。
- ・当事者が相談しやすいよう民間団体への業務委託の形態により相談窓口を開設する。

(2) 事業概要

ア 委託先想定団体	○助産師、看護師、保健師等母子保健に関係が深い職種により構成される公的団体 ○又は上記職種の方が中心となって設立された母子保健に関する活動を行っているNPO法人等民間団体 など		
イ 相談実施体制	a) 開設日数・週5日以上相談窓口を開設すること b) 業務時間・1日10時間程度窓口を開設すること c) 助産師、看護師、保健師等の専門職を必ず1名以上配置すること		
ウ 事業費内訳	○委託料 3,418千円		
	人件費	・相談員及び事務補助職員の報酬、賃金	2,344千円
	事務的経費	・相談窓口開設場所の使用料 ・相談対応の携帯電話、通信回線使用料 ・事務用品 等	654千円
	旅費	・県内相談対応旅費 ・相談員研修参加旅費	200千円
	印刷製本費	・相談窓口案内カード	220千円

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成28年度の事案の検証委員会により、課題を抱えた妊婦への相談支援体制の充実が提言されたのを受けて、本県における思いがけない妊娠、望まない妊娠に対する相談体制のあり方検討会を4回にわたって開催し、有識者による意見を聴取してきたところである。
- 検討会における有識者意見を踏まえ、県等行政機関の総合窓口機能を強化しつつ、思いがけない妊娠、望まない妊娠については、専門の相談窓口を設ける方向で事業化することとした。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

子育て応援課（内線：7570）

8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立幼稚園運営費補助金	283,085	436,507	△153,422	58,744			224,341	
トータルコスト	285,469千円（前年度 438,891千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	運営費補助金の申請書の審査・交付決定・補助金の支払い							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

私立幼稚園（10園）の教育内容の充実、保護者負担の軽減、学校経営の健全性を高めるため、私立幼稚園の運営費に対して助成を行う。

私立幼稚園運営費補助金（一般分）について、平成27年度の子ども・子育て支援新制度施行後から3年経過しており私立幼稚園の環境が変化しているため、実態に合わせた運営費補助となるよう単価見直しを行う。

2 主な事業内容

（単価：千円）

区分	補助率	補助対象経費	予算額
私立幼稚園運営費補助金			217,241
一般分	定額(単価) (見直し)	私立幼稚園の運営に係る経費（人件費、教育管理費、整備費）	209,708
処遇改善加算分	定額(単価)	私立幼稚園の教員の処遇改善（+5%）に要する経費	7,533
人権教育推進事業費補助金	1/2	私立幼稚園で行われる人権教育の推進に係る経費	100
ティーム保育推進事業費補助金	1/3	幼児教育の充実のためのティーム保育導入に係る教員人件費	16,352
特別支援教育研究推進事業費補助金	定額(単価)	障がい児への加配教員の人件費 ※認定こども園に在籍する1号認定を受ける障がい児も対象	49,392

<単価（園児1人当たり）見直し結果>

区分	旧単価	新単価	増額
4・5歳児	140千円	148千円	8千円
3歳児	192千円	200千円	8千円
満3歳児	96千円	100千円	4千円

3 これまでの取組状況、改善点

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、認定こども園等に移行した施設（17園）の運営費については、市町村が国の公定価格に基づいた補助（施設型給付）を行うこととされた。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7148)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり婚活応援プロジェクト事業	50,904	50,714	190	23,201		(基金繰入金) 4,500	23,203	
トータルコスト	57,261千円 (前年度 57,072千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	えんトリー(とっとり出会いサポートセンター)の運営、婚活イベント開催補助、山陰両県が連携した婚活メール配信等							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

えんトリーの会費の見直しや市町村との連携による会員獲得、新たに導入するお相手提案システムなど、婚活応援事業の効果がより高まるよう取組の改善、強化を図り、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へと繋げられるよう、出会いから結婚までを総合的に支援する。また、生活圏の重複する鳥根県と合同で実施することにより、一層の効果が期待される事業については、山陰両県連携事業として実施する。

2 主な事業内容

(1) えんトリー(とっとり出会いサポートセンター)の運営及び機能強化 (単位: 千円)

事業名	予算額	内容
①とっとり出会いサポート事業	19,193	えんトリー(とっとり出会いサポートセンター)の運営(1対1のマッチング事業(お見合い)の実施)※若年層の新規会員獲得を強化するため、若年層の会費軽減策を検討するとともに情報発信を強化する。
②【新規】中部センター設置事業	1,969	中部会員の増加及び既存会員の利便性向上を図るため、中部地区へのえんトリーの拠点整備
③【新規】ビッグデータシステム導入事業	3,672	蓄積されたお引合せ成立情報等を統計学的に分析し、会員に対してシステムからお相手を”お勧め”するシステムの導入
④事業所間婚活コーディネーター設置事業	6,000	異業種間、事業所間の交流を仲介するコーディネーターをえんトリーに配置し、既存の人間関係を越えた出会いの機会を創出
⑤スキルアップ研修及び婚活イベント開催補助金	1,070	主にえんトリー会員に対して実施するスキルアップセミナー及び婚活イベントの実施経費を助成 ＜補助対象＞えんトリー運営受託者 ＜補助率＞10/10
合計	31,904	

(2) 山陰両県連携事業 (単位: 千円)

事業名	予算額	内容
①【新規】両県マッチングシステム連携事業	2,484	鳥根県が平成30年度中に導入する予定のマッチングシステムとえんトリーシステムを連携させ、県境を越えたマッチングを実施
②婚活イベント情報メール配信システム等運営事業	334	山陰両県の婚活イベント情報のメール配信システム及びカップルが割引等のサービスを受けられる協賛店の情報やデートで使える観光地などの情報を掲載するインターネットサイトの管理運営
合計	2,818	

(3) その他婚活応援事業 (単位: 千円)

事業名	予算額	内容
①婚活イベント開催事業補助金	2,500	＜補助対象＞非営利団体 ＜補助率＞10/10 ＜補助限度額＞単発イベント:300千円、連続イベント:600千円
②結婚に向けた出会いの機会等創出事業	2,000	＜補助対象＞市町村、一部事務組合等 ＜補助率＞1/2 ＜補助限度額＞市町村:300千円、一部事務組合等:1,000千円
③【新規】ライフデザイン(人生設計構築)を考える機運醸成キャンペーン	9,184	就労や結婚、子育てなど、人生設計を考えるための正しい知識や情報の提供及び結婚や家庭を持つことに対する具体的なイメージを喚起するキャンペーンの実施と併せて、県の取組を情報発信することにより、子育て王国ととつりをPR
④結婚や出産の基礎知識から学ぶライフプランセミナー事業	2,498	高校生、大学生、新社会人等に対し、結婚や出産の基礎知識に関するセミナーを実施
合計	16,182	

3 これまでの取組状況、改善点

えんトリー(とっとり出会いサポートセンター)は、登録者数701名、カップル成立数延べ308組、成婚組数42組(平成29年12月末時点)となっている。

今後もえんトリーを中心に、市町村や民間団体等とも連携し、婚活支援の取組を進める。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7570）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業	97,606	72,931	24,675			(基金繰入金) 40,000	57,606	
トータルコスト	99,195千円（前年度 74,521千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	子育て家庭に対する支援の充実							
事業内容の説明				【「鳥取県子ども未来基金」充当事業】				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>少子化、人口減少の危機に直面している中山間地域において、自治体独自の保育料無償化等の子育て支援施策により、若者の移住定住など地域活性化に果敢に挑戦する市町村に対して助成を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>中山間地域の市町村において、保育の無償化・軽減を行う場合、それに要する経費の一部を助成する。</p> <p>ア 実施主体 市町村</p> <p>イ 補助率 算定基準額の1/2</p> <p>ウ 対象経費 中山間地域※1 に居住し、その地域の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を利用する子どもの保育料等を、市町村独自に無償化・軽減※2 するのに必要な経費（予定市町村 8町）</p> <p>【算定式】（基本の保育料額※3）－（無償化・軽減後の保育料）</p> <p>※1 鳥取県中山間地域振興条例で定める中山間地域</p> <p>※2 無償化される対象を設けることを必須要件とする</p> <p>※3 平成28年4月1日時点で各市町村が設定した保育料額</p> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>平成26年度から、中山間地域振興と子育て支援策に果敢に取り組む市町村をサポートする目的で事業を開始し、平成29年度は8町（若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、大山町、日南町、日野町、江府町）が、本事業を活用して保育料の無償化・軽減を実施した。</p> <p>本事業の実施により、子育て世帯の町内へのUターンや移住に関する相談件数も増えており、過疎・高齢化の課題を抱える地域にとって一定の効果があったと考えられる。</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7570）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
保育料無償化等子育て支援事業	511,663	495,977	15,686			(基金繰入金) 90,810	420,853											
トータルコスト	513,252千円（前年度 497,567千円）〔正職員：0.2人〕																	
主な業務内容	補助金事務、市町村との連絡調整等																	
工程表の政策目標(指標)	子育て家庭に対する支援の充実																	
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】														
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>世帯の第3子以降の保育料の無償化等を実施し、保護者負担のさらなる軽減を行うことで、子どもを生み育てやすい環境を整備し、出生率及び出生数の向上を促進する。</p> <p>【参考：平成30年度における国保育料軽減の拡充内容】</p> <p>1号認定及び新制度に移行していない幼稚園の児童について、市町村民税非課税世帯以外の低所得世帯（年収約270万円以上360万円未満）の保護者負担額を第1子は月額4,000円、第2子は2,000円引き下げる。</p>																		
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>世帯の第3子以降の保育料の無償化等を実施する市町村に対し助成を行う。</p> <p>(1) 通常分 510,701千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3子以降の保育料を完全無償化（所得制限・年齢制限なし）すること。</li> <li>年収約360万円未満の世帯の第2子の保育料を無償化（第1子と同時在園の場合のみ）すること。</li> <li>「中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業」との選択制（重複不可）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td>認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業所</td> </tr> <tr> <td>県補助額</td> <td>                     国基準保育料の1/2                      （新制度に移行しない私立幼稚園は、各施設が定める保育料から、同時在園保育料軽減及び国基準の就園奨励費を控除した額の1/2）                 </td> </tr> <tr> <td>補助対象児童数（推計）</td> <td>                     3,544人                      （内訳）第3子以降保育料無償化分：2,849人                      同時在園第2子保育料無償化分：695人                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 経過措置分 962千円</p> <p>平成27年8月時点で旧制度（多子世帯保育所保育料軽減子育て支援事業）により保育料の軽減を受けていた第1子又は第2子の児童（15人）について、制度改正に伴う保育料の負担増が生じないように市町村に対し、当該軽減に要する経費を補助（補助率：1/2）する。</p>									区分	内 容	補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3子以降の保育料を完全無償化（所得制限・年齢制限なし）すること。</li> <li>年収約360万円未満の世帯の第2子の保育料を無償化（第1子と同時在園の場合のみ）すること。</li> <li>「中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業」との選択制（重複不可）</li> </ul>	対象施設	認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業所	県補助額	国基準保育料の1/2 （新制度に移行しない私立幼稚園は、各施設が定める保育料から、同時在園保育料軽減及び国基準の就園奨励費を控除した額の1/2）	補助対象児童数（推計）	3,544人 （内訳）第3子以降保育料無償化分：2,849人 同時在園第2子保育料無償化分：695人
区分	内 容																	
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3子以降の保育料を完全無償化（所得制限・年齢制限なし）すること。</li> <li>年収約360万円未満の世帯の第2子の保育料を無償化（第1子と同時在園の場合のみ）すること。</li> <li>「中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業」との選択制（重複不可）</li> </ul>																	
対象施設	認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業所																	
県補助額	国基準保育料の1/2 （新制度に移行しない私立幼稚園は、各施設が定める保育料から、同時在園保育料軽減及び国基準の就園奨励費を控除した額の1/2）																	
補助対象児童数（推計）	3,544人 （内訳）第3子以降保育料無償化分：2,849人 同時在園第2子保育料無償化分：695人																	
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3子以降の保育料軽減については、平成6年度より実施してきたところであるが、さらなる少子化対策の促進を図ることを目的に、平成27年9月より、所得制限、年齢制限を設けない「第3子以降保育料完全無償化」を市町村と連携して実施しており、平成28年度からは、低所得世帯に特化した第2子無償化（第1子と同時在園の場合）を実施し、低所得世帯の支援を強化している。</li> <li>また、平成26年度より、中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施し、人口減少の著しい中山間地域において保育所等の保育料を大幅に軽減することで、出生率の上昇を促すとともに、経済的な理由から子どもを諦めている若い世代の流入と定住を促進し、人口の増加と多子化の実現を図る市町村を支援している。</li> <li>これらの保育料軽減や医療費助成など各種の子育て支援を実施してきたことで、平成20年に1.43（全国17位）であった合計特殊出生率が、平成28年においては1.60まで上昇し、効果が出始めていることから、少子化対策に向け引き続き支援を行っていく。</li> </ul>																		

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7570)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県自然保育促進事業	24,211	25,854	△1,643	9,000			15,211	
トータルコスト	28,978千円 (前年度 30,623千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	認証作業、補助金事務、指導監査							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

近年、多様な保育・幼児教育が求められ、また、自然体験活動の大切さが見直される中、本県の恵まれた環境を活かして、子どもたちが、「豊かな自然」で“遊びきる”経験を持てる環境を構築するための取組を行う。

2 主な事業内容

区分	事業内容	予算額								
①とっとり森・里山等自然保育事業費助成事業	とっとり森・里山等自然保育認証制度において認証された園(以下「認証園」という。)の運営費を助成する。 【負担割合】 県1/2(市町村は任意) 【補助基準】 利用定員区分ごとの1人当たり月額単価により、利用児童数に応じて補助	18,000								
②とっとり森・里山等自然保育認証園に対する保育料の軽減	保護者と生計を一にする第2子(低所得世帯かつ第1子と同時在園の場合のみ)及び第3子以降の児童に係る保育料を軽減する認証園に対して、その額を助成する。 【負担割合】 県1/2(市町村は任意) 【補助基準】 各園が軽減した額とし、各園が定める保育料の1/2又は1月あたり12,850円のいずれか低い額を限度とする。	2,776								
③保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度の推進	県内で自然保育を定期的に行う保育所・幼稚園等をとっとり自然保育認証制度により認証するとともに、認証した園に対して必要経費を助成する。また、保護者、保育者等広く県民に幼児期の自然保育の取組などを周知し、自然保育に向けた機運の醸成を図るため、シンポジウムを開催する。 【補助率】 県1/3(市町村は任意) 【補助基準額】 1施設200千円を限度 【主な認証基準】	2,889								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動計画</td> <td>・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること等</td> </tr> <tr> <td>活動時間</td> <td>・3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上とすること</td> </tr> <tr> <td>安全対策</td> <td>・県等が実施する安全対策研修を受講すること ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	活動計画	・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること等	活動時間	・3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上とすること	安全対策	・県等が実施する安全対策研修を受講すること ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること等	
項目	基準									
活動計画	・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること等									
活動時間	・3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上とすること									
安全対策	・県等が実施する安全対策研修を受講すること ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること等									
④自然保育研修会の実施	保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するため、保育従事者を対象とした野外活動に関する研修を実施する。	246								
⑤(新)森のようちえん全国交流フォーラムの開催	平成30年11月に大山町で開催される「森のようちえん全国交流フォーラム」の開催経費について支援する。	300								
合計		24,211								

3 これまでの取組状況、改善点

平成21年に智頭町で「森のようちえんまるたんぼう」が開設されて以降、「森のようちえん」の数は増加しており(現在は県内7箇所開設)、子どもの発達の促進以外に、中山間地域振興、移住定住対策の側面で効果をもたらしている。全国に先駆けて、平成26年度に官民学の協働提案・連携推進事業として森のようちえんの認証制度の検討を行い、平成27年3月に「とっとり森・里山等自然保育認証制度」を創設し、園の運営費を助成するとともに、認証園の保育料軽減に対する助成を行っている。

また、平成26年度より、認証園以外の保育所・幼稚園等の自然保育に対する支援、保育従事者に対する自然保育の研修を実施し、自然保育の認知・普及を図った。

さらに、平成29年度に保育所・幼稚園等が行う自然体験活動に対する認証制度を創設し、18園を認証した。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子ども・子育て支援交付金	582,011	530,947	51,064				582,011	
トータルコスト	585,984千円（前年度 534,921千円）〔正職員0.5人〕							
主な業務内容	補助金の申請・交付、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b>                      市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する「地域子ども・子育て支援事業」に必要な費用に充てるため、交付金を交付する。                      【根拠法令】 子ども・子育て支援法第59条、第67条</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b>                      負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3（単位：千円）</p>								
事業名	事業概要							予算額
①利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報の提供、相談・助言等や、関係機関との連絡調整等を行う							16,293
②延長保育事業	通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等での保育を実施する							33,605
③実費徴収に伴う補給給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等教育・保育に必要な物品の購入費又は行事への参加費等を助成する							0
④多様な事業者の参入促進・能力活用事業	教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する							1,466
⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に、余裕教室、児童館等を利用し適切な遊び及び生活の場を提供する							331,167
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う							2,567
⑦乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行う							6,914
⑧養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う							5,513
⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の専門性強化、連携強化を図る							1,198
⑩地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行う							88,757
⑪一時預かり事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な保育サービスを提供する							39,206
⑫病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育を行う							44,906
⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う							10,419
計								582,011



平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子育て応援課（内線：7573）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て応援市町村 交付金	18,000	18,000	0			(基金繰入金) 16,000	2,000	
トータルコスト	21,178千円（前年度 21,179千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	交付金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明				【「鳥取県子ども未来基金」充当事業】				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>創意工夫を行い、地域の実情に応じた子育て応援事業・活動・環境づくり等に主体的に取り組む市町村に対して交付金を交付し、取組を支援、促進する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 子育て王国とっとり条例推進のため、子育て支援施策に取り組む市町村に対し交付金を交付する。(交付率：1/2以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村別限度額 市：4,000千円、町村：2,500千円</li> <li>○1事業分野あたりの限度額 市：800千円、町村：500千円</li> </ul> <p>※ただし、重点を置いて取り組む分野については、市町村別限度額の5割の範囲内での増額を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象事業分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策</li> <li>・安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策</li> <li>・安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策</li> <li>・きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策</li> <li>・特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 昨年度からの変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「県の指定する継続事業」を廃止し、対象事業を原則新規もしくは拡充事業とする。</li> <li>・拡充要件を県から例示する。</li> </ul> <p>(拡充内容の例)</p> <p>配置人数の増員 個別給付事業に係る対象範囲拡大 住民への周知方法の改善 ファミリー・サポート・センター会員募集の取組の拡充 等</p> <p>※単に事業費の増額だけでは拡充事業とは認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度以降の継続実施を個別に承認するルールを設置（継続を認める期間は最大で3年を限度とする。）</li> </ul>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

子育て応援課（内線：7572）

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不妊治療費等支援事業	129,130	186,243	△57,113	45,566			83,564	
トータルコスト	141,048千円（前年度198,165千円）〔正職員：1.5人、非常勤職員：0.6人〕							
主な業務内容	特定不妊治療（男性不妊治療含む）・人工授精費・不妊検査費に係る助成関係業務、不妊専門相談センター委託業務等							
工程表の政策目標（指標）	不妊治療費助成の継続							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（男性不妊治療含む）、人工授精に係る費用の助成を行う。								
2 主な事業内容 <span style="float:right">（単位：千円）</span>								
区分	事業内容							予算額
特定不妊治療費助成金交付事業（国庫補助）	特定不妊治療に要した経費の一部を助成する。 ○助成額：採卵あり：17万5千円/回（国7万5千円、県10万円） 初回の治療のみは、30万円/回（国15万円、県15万円） 採卵なし：8万7千5百円/回（国3万7千5百円、県5万円） ○通算助成回数：初回（※）40歳未満：6回 初回（※）43歳未満：3回 （43歳以上の方は対象外。） ＊鳥取市（保健所業務委託）への負担金含む							88,188
特定不妊治療費助成金交付事業（単県補助）	国の助成回数に、以下の回数を上乗せし単県で助成する。 ○助成額：7万8千円/回 ○通算助成回数 初回（※）40歳未満：通算6回 初回（※）40歳以上：通算3回 （43歳以上の方は、残りの助成回数または3回のいずれか少ない回数を限度とする。） ○経過措置 平成27年度までに国助成を利用していた方については、現行の制度を適用。（国助成を利用した年度を含め、通算5年度まで助成対象（回数制限なし）） ＊鳥取市への負担金含む							33,045
特定不妊治療費（男性不妊治療）助成金交付事業（国庫補助）	特定不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（TESE、MESA等）を行った場合について、特定不妊治療費助成金（国庫補助）に上乗せして助成を行う。 ○助成額：15万円/回（国7万5千円、県7万5千円） ※以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施した場合は対象外 ＊鳥取市への負担金含む							2,150
人工授精助成金交付事業（単県補助）	人工授精に要した経費のうち、保険外の費用の一部を単県で助成する。 ○助成額：自己負担額の1/2（上限10万円/年） ○助成期間：通算2年度 ＊鳥取市への負担金含む							4,950
事務費	制度に係る広告費等							797
合 計							129,130	

（※）助成回数の初回とは、初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢

【共通対象要件】

- ・治療開始時に法律上の婚姻をしている者で、申請時に夫婦の一方または両方が県内在住であり、夫婦の合計所得が730万円未満である者（児童手当法施行令第3条で計算）。

【参考】

特定不妊治療費助成は平成16年度から実施（県の上乗せは平成18年度から）しているが、助成件数は前年比1～2割増となっており、治療を行う夫婦の経済的負担の軽減に繋がっている。

平成28年度から、国の助成制度の対象範囲が変更されたことを踏まえ、なるべく早期の治療開始を促す観点から、単県補助についても見直しを行った。

平成30年度からは、県と市町村の助成金申請書の書式を統一し、申請における申請書の記入の負担軽減を図る。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

子育て応援課（内線：7572）

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
希望をかなえる妊娠・出産支援事業	3,786	3,943	△157	1,470			2,316	
トータルコスト	8,553千円（前年度 8,712千円）〔正職員：0.6人、非常勤職員：0.1人〕							
主な業務内容	不妊検査費に係る助成関係業務、不妊専門相談センター委託業務、普及啓発業務等							
工程表の政策目標（指標）	不妊治療費助成の継続							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「子どもを持ちたい」と考えている若い世代の希望がかなうよう、妊娠や出産に関する生殖医療の実態、年齢と妊娠・出産のリスクなどについて知識の啓発を行うとともに、必要な方が、早い段階で不妊治療に取り組むことが出来るよう、不妊症の診断に必要な初期検査に係る費用の助成を行う。

また、不妊専門相談センターについて、東部・西部に設置し、相談者の利便性の向上等を図る

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
不妊検査費助成事業	不妊症の診断を行うために必要な検査費用（保険適用外）の一部を助成する。 ○対象：婚姻後3年以内の夫婦で夫婦ともに検査を受けた方（※） ○助成額：自己負担額の1/2（上限1万3千円）	845
不妊専門相談センター運営事業	鳥取県立中央病院及び医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニックに委託し、不妊や不育症で悩んでいる夫婦等を対象に、医師・不妊症看護認定看護師等による専門的な相談・指導を実施する。	2,777
事務費		164
合 計		3,786

（※）夫婦の一方または両方が県内在住で、夫婦の合計所得が730万円未満である者（児童手当法施行令3条で計算）。

3 これまでの取組状況、改善点

不妊専門相談センターは平成11年度に鳥取県立中央病院内に設置。相談希望者のニーズに対応するため、相談体制を見直し、平成26年7月から土曜日の相談を月2回行っている。

平成28年度からはミオ・ファティリティ・クリニックにも設置し、不妊や不育症に関する様々な相談に対応している。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7869）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひとり親家庭自立支援給付金事業	2,200	4,450	△2,250	1,200			1,000	
トータルコスト	2,995千円（前年度 5,245千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	申請受付、審査、決定事務							
工程表の政策目標（指標）	ひとり親家庭の自立支援を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

職業能力開発の講座を受講、又は資格取得のために養成機関で修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、ひとり親家庭自立支援給付金を支給し、経済的な自立を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額	財源内訳
自立支援教育訓練給付金事業	職業能力開発のための指定講座を受講する場合、受講料の一部（6割）を助成する。	200	国3/4 県1/4
高等職業訓練促進給付金等事業	看護師、保育士等の資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減を図るため以下の資金を給付する。（上限3年間） ・高等職業訓練促進給付金 ・高等職業訓練修了支援給付金	1,250	国3/4 県1/4
鳥取県高等職業訓練促進継続給付金事業	上記の高等職業訓練促進給付金について、平成25年度以降の入学者に対して、国の給付金制度の対象とならない修業期間の4年目以降について給付金を支給する市町村に対してその経費の一部を助成する。（負担割合：県1/2、市町村1/2）	600	単県
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高卒認定試験合格講座を受講した場合、その修了時及び高卒認定試験の合格時に講座の受講経費の一部（最大6割）を助成する。	150	国3/4 県1/4
合計		2,200	

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7869）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	935	1,987	△1,052				935									
トータルコスト	935千円（前年度 1,987千円）〔正職員：0.0人〕															
主な業務内容	補助金事務															
工程表の政策目標（指標）	ひとり親家庭の自立支援を図る															
事業内容の説明																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にするための資金を貸し付ける実施主体に補助し、ひとり親の資格取得を促進し、自立の促進を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>○実施主体：鳥取県社会福祉協議会</p> <p>○補助率：10／10</p> <p>○財源内訳：国9／10 → 平成27年度補正予算において4年分を一括計上  <u>県1／10 → 平成28年度以降の当初予算において各年度分を計上</u>  <u>※平成30年度予算で、平成30年度事業費の県負担分を計上。</u>                      （県負担分は交付税措置される予定）</p> <p>&lt;貸付制度概要&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>高等職業訓練促進給付金（※）の支給対象のひとり親家庭の親</td> </tr> <tr> <td>貸付金の種類・金額</td> <td>入学準備金：50万円（養成機関への入学時に貸付） 就職準備金：20万円（養成機関を修了し、資格を取得した際に貸付）</td> </tr> <tr> <td>利子</td> <td>無利子（保証人がいない場合は有利子）</td> </tr> <tr> <td>貸付金の返還免除</td> <td>養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、鳥取県内で5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。</td> </tr> </table> <p>※高等職業訓練促進給付金・・・看護師や介護福祉士等の就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業するひとり親家庭の親の、修業期間中の生活費の負担（給付金額：月額10万円。市町村民税課税世帯は月額7万500円）</p>									対象者	高等職業訓練促進給付金（※）の支給対象のひとり親家庭の親	貸付金の種類・金額	入学準備金：50万円（養成機関への入学時に貸付） 就職準備金：20万円（養成機関を修了し、資格を取得した際に貸付）	利子	無利子（保証人がいない場合は有利子）	貸付金の返還免除	養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、鳥取県内で5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。
対象者	高等職業訓練促進給付金（※）の支給対象のひとり親家庭の親															
貸付金の種類・金額	入学準備金：50万円（養成機関への入学時に貸付） 就職準備金：20万円（養成機関を修了し、資格を取得した際に貸付）															
利子	無利子（保証人がいない場合は有利子）															
貸付金の返還免除	養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、鳥取県内で5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。															

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7869）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
ひとり親家庭学習支援事業	9,491	24,377	△14,886	5,960			3,531							
トータルコスト	10,286千円（前年度24,377千円）〔正職員：0.1人〕													
主な業務内容	補助金の交付、関係機関との連絡調整													
工程表の政策目標（指標）	ひとり親家庭の自立支援を図る													
事業内容の説明														
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>ひとり親家庭の児童等の学習を支援するため、市町村が実施する「ひとり親家庭学習支援事業」に対し補助金を交付する。</p>														
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親家庭の児童等に対して、大学生や教員OB等の学習支援員による学習支援を実施する。 実施主体：市町村（負担割合：国1／2、県1／4、市町村1／4）</td> <td style="text-align: center;">8,940</td> </tr> <tr> <td>学習塾形式で実施する場合、送迎を困難とするひとり親家庭の負担を解消し、多くのひとり親家庭の児童の学習を支援するため、学習会場までの送迎支援を実施する。 実施主体：市町村（負担割合：県1／2、市町村1／2）</td> <td style="text-align: center;">551</td> </tr> </tbody> </table>									事業内容	予算額	ひとり親家庭の児童等に対して、大学生や教員OB等の学習支援員による学習支援を実施する。 実施主体：市町村（負担割合：国1／2、県1／4、市町村1／4）	8,940	学習塾形式で実施する場合、送迎を困難とするひとり親家庭の負担を解消し、多くのひとり親家庭の児童の学習を支援するため、学習会場までの送迎支援を実施する。 実施主体：市町村（負担割合：県1／2、市町村1／2）	551
事業内容	予算額													
ひとり親家庭の児童等に対して、大学生や教員OB等の学習支援員による学習支援を実施する。 実施主体：市町村（負担割合：国1／2、県1／4、市町村1／4）	8,940													
学習塾形式で実施する場合、送迎を困難とするひとり親家庭の負担を解消し、多くのひとり親家庭の児童の学習を支援するため、学習会場までの送迎支援を実施する。 実施主体：市町村（負担割合：県1／2、市町村1／2）	551													

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
里親委託推進総合対策事業	11,616	11,679	△63	5,509			6,107																					
トータルコスト	14,794千円（前年度 14,858千円）〔正職員：0.4人〕																											
主な業務内容	委託業務の実施・委託先との調整、補助金の交付																											
工程表の政策目標（指標）	要保護児童等への支援の充実 里親登録、里親委託の推進																											
事業内容の説明																												
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>要保護児童を家庭的な環境で養育する里親の役割が重要となってきた中で、里親支援に関する事業をより専門的かつ効果的に実施できる民間団体への委託により実施する。</p>																												
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 60%;">事業内容</th> <th style="width: 10%;">予算額</th> <th style="width: 15%;">財源内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里親支援事業委託料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親制度の普及啓発活動</li> <li>・養育里親研修、専門里親研修、養子縁組里親研修の実施</li> <li>・里親の養育技術の向上研修の実施</li> <li>・里親委託等推進委員会の設置、運営</li> <li>・里親委託へ向けた調整への支援</li> <li>・里親への訪問支援</li> <li>・里親による相互交流（里親サロン）</li> <li>・里親メンターの養成、メンター支援の充実</li> </ul> </td> <td>10,985</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>鳥取県里親会補助金</td> <td>                     里親損害賠償責任保険料及び全国里親会等の参加経費等を助成する。                      ○事業主体：鳥取県里親会                      ○補助率：10/10                 </td> <td>523</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>事務費等</td> <td></td> <td>108</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>11,616</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	財源内訳	里親支援事業委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親制度の普及啓発活動</li> <li>・養育里親研修、専門里親研修、養子縁組里親研修の実施</li> <li>・里親の養育技術の向上研修の実施</li> <li>・里親委託等推進委員会の設置、運営</li> <li>・里親委託へ向けた調整への支援</li> <li>・里親への訪問支援</li> <li>・里親による相互交流（里親サロン）</li> <li>・里親メンターの養成、メンター支援の充実</li> </ul>	10,985	国1/2 県1/2	鳥取県里親会補助金	里親損害賠償責任保険料及び全国里親会等の参加経費等を助成する。 ○事業主体：鳥取県里親会 ○補助率：10/10	523	単県	事務費等		108		合計		11,616	
区分	事業内容	予算額	財源内訳																									
里親支援事業委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親制度の普及啓発活動</li> <li>・養育里親研修、専門里親研修、養子縁組里親研修の実施</li> <li>・里親の養育技術の向上研修の実施</li> <li>・里親委託等推進委員会の設置、運営</li> <li>・里親委託へ向けた調整への支援</li> <li>・里親への訪問支援</li> <li>・里親による相互交流（里親サロン）</li> <li>・里親メンターの養成、メンター支援の充実</li> </ul>	10,985	国1/2 県1/2																									
鳥取県里親会補助金	里親損害賠償責任保険料及び全国里親会等の参加経費等を助成する。 ○事業主体：鳥取県里親会 ○補助率：10/10	523	単県																									
事務費等		108																										
合計		11,616																										

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7869）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）鳥取県ひとり親家庭等実態調査	2,132	0	2,132				2,132	
トータルコスト	7,694千円（前年度 0千円）〔正職員：0.7人〕							
主な業務内容	調査内容の決定、説明会の開催、調査実施、報告書作成							
工程表の政策目標（指標）	ひとり親家庭の自立支援を図る							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>県内のひとり親家庭等（母子、父子、寡婦）の生活実態を正確に把握し、これらひとり親家庭等に対する福祉施策の充実を図るための基礎資料となる調査を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査内容の検討・決定、説明会の開催</li> <li>・ 調査の実施</li> <li>・ 調査結果の取りまとめ</li> </ul>								



平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7869）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
児童扶養手当支給事業	78,815	81,025	△2,210	25,092		(雑入) 8	53,715																					
トータルコスト	81,199千円（前年度 83,409千円）[正職員：0.3人、非常勤職員：1.0人]																											
主な業務内容	認定等の審査・手続等事務、債権管理・回収に係る事務、現況届処理、未提出者指導、手当支給事務、市町村指導、給付費国庫負担金関係事務																											
工程表の政策目標（指標）	ひとり親家庭の自立支援を図る																											
事業内容の説明																												
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>児童扶養手当の支給、調査・認定・市町村指導監査等に要する経費である。</p> <p>〔児童扶養手当：父母の離婚などにより父親（又は母親）と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭（父子家庭）の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当〕</p>																												
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float:right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>財源内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当</td> <td>受給者数 約160人（福祉事務所未設置町村の受給者のみ：三朝町、大山町） 手当額（全部支給）42,290円/月 多子加算（全部支給）第2子：9,990円 第3子：5,990円</td> <td>75,276</td> <td>国1/3 県2/3</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>児童扶養手当支給電算システム保守管理経費</td> <td>961</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>人件費・活動費</td> <td>非常勤職員の報酬、共済費、調査旅費</td> <td>2,578</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>78,815</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	財源内訳	児童扶養手当	受給者数 約160人（福祉事務所未設置町村の受給者のみ：三朝町、大山町） 手当額（全部支給）42,290円/月 多子加算（全部支給）第2子：9,990円 第3子：5,990円	75,276	国1/3 県2/3	委託料	児童扶養手当支給電算システム保守管理経費	961	単県	人件費・活動費	非常勤職員の報酬、共済費、調査旅費	2,578	単県	合計		78,815	
区分	事業内容	予算額	財源内訳																									
児童扶養手当	受給者数 約160人（福祉事務所未設置町村の受給者のみ：三朝町、大山町） 手当額（全部支給）42,290円/月 多子加算（全部支給）第2子：9,990円 第3子：5,990円	75,276	国1/3 県2/3																									
委託料	児童扶養手当支給電算システム保守管理経費	961	単県																									
人件費・活動費	非常勤職員の報酬、共済費、調査旅費	2,578	単県																									
合計		78,815																										

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7158）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 鳥取県再犯防止推進体制構築事業	9,225	0	9,225	9,225																
トータルコスト	11,609千円（前年度 0千円） [正職員：0.3人]																			
主な業務内容	再犯防止推進協議会の運営、支援対象者への支援等																			
工程表の政策目標（指標）	—																			
事業内容の説明																				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 再犯防止推進協議会の設置・運営 開催回数：年2回程度 構成者：鳥取保護観察所、鳥取地 方検察庁、各矯正施設等国の関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等 内容：相互の情報交換や課題の共有、鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理等</p> <p>(2) 鳥取県再犯防止推進センター（仮称）の設置・運営 ア 関係民間団体へ委託して運営する。（相談支援員を2名配置） イ 支援対象者 起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、刑務所出所者（特別調整された高齢者・障がい者を除く）、非行少年（犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年（家庭裁判所の審判において非行事実が認定された者））のうち、身寄りのない者、住居のない者、就労先のない者等支援が必要な者。 ウ 地域の実態（支援対象者やサービス提供者のニーズ等の把握）等を調査するとともに、支援対象者に係る個別支援検討チーム会議の開催や、福祉サービスへのつなぎ、手続等の同行支援を行う。</p> <p>(3) 所要経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>金額（千円）</th> <th>財源区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再犯防止推進協議会の設置・運営</td> <td>225</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>鳥取県再犯防止推進センター（仮称）の設置・運営</td> <td>9,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>9,225</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									内 容	金額（千円）	財源区分	再犯防止推進協議会の設置・運営	225	国10/10	鳥取県再犯防止推進センター（仮称）の設置・運営	9,000		合 計	9,225	
内 容	金額（千円）	財源区分																		
再犯防止推進協議会の設置・運営	225	国10/10																		
鳥取県再犯防止推進センター（仮称）の設置・運営	9,000																			
合 計	9,225																			
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）」が成立・施行され、地域の実情に応じた地方版再犯防止推進計画の策定・実施が努力義務として規定された。</li> <li>鳥取県では、平成29年度に計画策定のための検討会を4回開催し、年度内に再犯防止推進法第8条第1項に基づく「鳥取県再犯防止推進計画」の策定を行う予定としている。</li> </ul>																				

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7866）→事業実施：福祉保健課

1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
地域生活定着支援センター運営事業	17,471	16,361	1,110	13,103			4,368															
トータルコスト	19,855千円（前年度18,745千円）〔正職員：0.3人〕																					
主な業務内容	地域生活定着支援センターの運営委託など																					
工程表の政策目標(指標)	-																					
事業内容の説明																						
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>障がい者を有する、又は高齢（概ね65歳以上）であり、出所後に適当な住居がなく、福祉的な支援を必要とする刑務所等出所予定者に対し、出所後円滑に福祉サービスへ繋げるための支援を行う「地域生活定着支援センター」を設置運営する。</p>																						
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>鳥取県地域生活定着支援センター</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター(しらはま交流センター)内</td> </tr> <tr> <td>委託先</td> <td>社会福祉法人鳥取県厚生事業団</td> </tr> <tr> <td>運営開始日</td> <td>平成22年7月1日</td> </tr> <tr> <td>開所時間</td> <td>午前8時30分～午後5時45分、月～金（祝日・年末年始を除く）</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>相談員4名(常勤専従2名、常勤兼務2名)</td> </tr> <tr> <td>委託内容</td> <td>                     1 刑務所出所前の支援                      (1) コーディネート業務（保護観察所の生活環境調整への協力）                      (2) 刑務所等出所後の受入施設の等の確保、刑務所出所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（住民票取得、年金手続、手帳取得、福祉サービス申請等）                      2 刑務所出所後の支援                      (1) フォローアップ業務（出所者の地域生活支援に関するアフターケア）                      (2) 相談支援業務（刑務所等を出所した人への福祉的な助言等）                      (3) 地域のネットワークの構築と連携推進（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催）                      (4) 情報発信業務（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催）                 </td> </tr> </table>									名称	鳥取県地域生活定着支援センター	場所	鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター(しらはま交流センター)内	委託先	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	運営開始日	平成22年7月1日	開所時間	午前8時30分～午後5時45分、月～金（祝日・年末年始を除く）	職員	相談員4名(常勤専従2名、常勤兼務2名)	委託内容	1 刑務所出所前の支援 (1) コーディネート業務（保護観察所の生活環境調整への協力） (2) 刑務所等出所後の受入施設の等の確保、刑務所出所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（住民票取得、年金手続、手帳取得、福祉サービス申請等） 2 刑務所出所後の支援 (1) フォローアップ業務（出所者の地域生活支援に関するアフターケア） (2) 相談支援業務（刑務所等を出所した人への福祉的な助言等） (3) 地域のネットワークの構築と連携推進（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） (4) 情報発信業務（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催）
名称	鳥取県地域生活定着支援センター																					
場所	鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター(しらはま交流センター)内																					
委託先	社会福祉法人鳥取県厚生事業団																					
運営開始日	平成22年7月1日																					
開所時間	午前8時30分～午後5時45分、月～金（祝日・年末年始を除く）																					
職員	相談員4名(常勤専従2名、常勤兼務2名)																					
委託内容	1 刑務所出所前の支援 (1) コーディネート業務（保護観察所の生活環境調整への協力） (2) 刑務所等出所後の受入施設の等の確保、刑務所出所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（住民票取得、年金手続、手帳取得、福祉サービス申請等） 2 刑務所出所後の支援 (1) フォローアップ業務（出所者の地域生活支援に関するアフターケア） (2) 相談支援業務（刑務所等を出所した人への福祉的な助言等） (3) 地域のネットワークの構築と連携推進（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） (4) 情報発信業務（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催）																					

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7866)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
(新) UDタクシー×地域社会「つながる」事業	1,000	0	1,000				1,000									
トータルコスト	1,795千円 (前年度0千円) [正職員: 0.1人]															
主な業務内容	地域包括支援のための体制構築、訪問支援、人材育成等															
工程表の政策目標(指標)	-															
事業内容の説明																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>本県では共生社会の実現に向け、日本財団との共同プロジェクトを活用しながら、ユニバーサルな移動手段である「UDタクシー」を地域交通の重要な手段として導入と普及を進めているが、その特徴を有効に活用し、障がい者をはじめとする交通弱者の更なる利用促進に繋げることが重要である。</p> <p>そのため、これまで移動手段等に課題があった障がい者等のためにイベント主催者等がUDタクシーを一定台数借り上げ、日頃の外出が困難な障がい者・高齢者がイベントなどに交通バリアフリーを体現する存在であるUDタクシーにより地域とつなげることで、利用促進をモデル的に実施する。</p> <p>併せて、介護予防の観点から、体操教室、趣味の交流会、サロン、買い物、自宅を結ぶ外出支援に資する取組もモデル的に行いながら、障がい者や高齢者と地域社会をつなげ、UDタクシーを活用した地域づくりをスタートさせる。</p>																
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) イベント参加UD利用促進モデル事業</p> <p>イベント主催者がUDタクシーを借り上げて、日頃外出困難な障がい者や高齢者が参加しやすくなるシステムを作った場合に、UDタクシーの料金を補助する。</p> <table border="1" data-bbox="225 1220 1273 1290"> <tr> <td>事業主体</td> <td>一定程度の動員が見込まれる中・大規模イベントの主催者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>イベント開催中のタクシー借り上げ経費</td> </tr> </table> <p>(2) 介護予防UD利用促進モデル事業</p> <p>介護保険の市町村総合支援事業の中で、買い物支援システムを作った場合にUDタクシーの料金を補助する。</p> <table border="1" data-bbox="225 1482 1273 1552"> <tr> <td>事業主体</td> <td>介護保険の市町村総合支援事業の買い物支援事業者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>買い物支援等に係るタクシー借り上げ経費</td> </tr> </table> <p>(3) 事業費 計1,000千円 (補助金)</p>									事業主体	一定程度の動員が見込まれる中・大規模イベントの主催者	対象経費	イベント開催中のタクシー借り上げ経費	事業主体	介護保険の市町村総合支援事業の買い物支援事業者	対象経費	買い物支援等に係るタクシー借り上げ経費
事業主体	一定程度の動員が見込まれる中・大規模イベントの主催者															
対象経費	イベント開催中のタクシー借り上げ経費															
事業主体	介護保険の市町村総合支援事業の買い物支援事業者															
対象経費	買い物支援等に係るタクシー借り上げ経費															
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>UDタクシーは、日本財団から鳥取県ハイヤータクシー協会に対して、平成28年度に県内125台が導入され、平成29年度には75台を追加配備中である。その結果、平成29年度末には計200台となり、県内小型タクシー413台のうち、約半分がUDタクシーに切り替わることとなる。</li> <li>台数が増えた一方で、いまだにその存在や利用方法、料金などを知らない県民も多く、車両やドライバーの特徴を踏まえた利用促進について、一層の働きかけが必要である。</li> </ul>																

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7176）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業	20,133	12,685	7,448			(基金繰入金) 20,133		
トータルコスト	26,489千円（前年度19,041千円） [正職員：0.8人]							
主な業務内容	補助金交付事務、委託契約締結、支払事務、広報							
工程表の政策目標（指標）	-							

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

今後も要介護認定者数の増加が見込まれる中、事業者団体や職能団体、介護福祉士養成機関等と連携しながら、様々な取組を駆使してさらなる介護人材の確保を図る。

2 主な事業内容

<介護や介護の仕事の理解促進、イメージアップ、就労支援>

介護の仕事の魅力発信強化や体験活動を通して若い世代の新規就労を促すとともに、現任職員のモチベーションアップ、介護事業者の取組の「見える化」による人材の定着促進を図る。

区分	内容	予算額
中高生夏休み介護の仕事体験事業	中高生に高齢者や介護の仕事に興味を持ってもらうため、介護施設の協力のもと、職場見学や仕事体験をしてもらう。	138
介護人材確保のためのマッチング機能強化事業	就職支援コーディネーターを1名配置し、求職者、求人事業所等とのきめ細やかなマッチングを行い、新規就労、再就職につなげる。（委託先）鳥取県社会福祉協議会	5,420
介護の夜明け ～イメージ変革プロジェクト～	介護の仕事に対する偏ったイメージを一新するため、介護関係団体と協力し、県民を巻き込んだ広報活動及びイベント開催により魅力発信を強化する。 ※県民から介護従事者への感謝の手紙の募集、介護事業所でも取組んでいる「ゆるスポーツ」を取り入れた誰もが楽しめるイベントを想定 （委託先）介護関係団体で構成するプロジェクトチーム	9,758
若手従事者のための介護の未来創造研修事業	介護事業所で勤務する多職種の若手職員を対象に、介護の仕事の楽しさ・広さ・深さを改めて感じてもらうとともに、モチベーションを高め、「鳥取県の介護」を支える人材としてのネットワークづくりを行う研修会を開催する。	810
（新）介護事業者による参入促進取組支援事業	介護事業者が行う介護業界への参入促進・人材確保に寄与する取組（インターンシップ、魅力発信広報活動等）を支援する。	2,550
介護人材確保対策協議会	事業者団体、職能団体、養成機関、行政等による協議会で、関係機関・団体との連携・協働を進める。	455
人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	「鳥取県介護人材育成事業者認証制度」を創設し、介護事業者の人材育成・確保の取組の「見える化」を図るとともに、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進する。	1,002

3 これまでの取組状況、改善点

これまでも資格取得支援や事業所内研修の支援等により、介護人材のすそ野拡大、人材の資質向上・定着促進を図るなど、介護人材確保に資する取組を実施してきたところであるが、介護関係の有効求人倍率の上昇（H27年8月1.49倍→H29年8月2.21倍）や介護福祉士養成施設入学者数の減少（県内3校の定員140人に対し、H27度69人→H29度41人）等、介護人材の確保は喫緊の課題である。

引き続き、様々な取組を駆使して新規参入を図るとともに、現任職員の定着促進を図っていく。

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7176)

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 元気なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業	6,757	0	6,757			(基金繰入金) 6,757		
トータルコスト	7,552千円 (前年度 0千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域包括ケアシステムの充実が急務となる中、持続可能な社会を構築するために、(1) 介護施設・事業所の人材を補う介護助手の養成と、(2) 市町村が実施する介護予防・生活支援サービスの担い手・サポーターの創出が求められている。このため、介護関係団体、市町村、シニアバンク等のネットワークを強化し、介護人材の供給体制を構築する。

2 主な事業内容

(1) 介護助手の養成【4,357千円】

内容	介護施設等の業務の機能分化を行い、介護施設での就労を希望する元気なシニア等を公募し、専門職の周辺補助業務を担ってもらうことにより、介護福祉士や専門職が身体介護等の専門的業務に専念することが可能となり、もって介護職員の負担軽減と離職防止を図る。さらに、シニアの活躍の場を創出することで、いきがい対策や介護予防にもつなげる。
実施主体	介護関係団体等
補助内容	事業の運営に係る経費を補助 (補助率：10/10)

(2) 介護予防・生活支援サポーターの創出【2,400千円】

内容	市町村が実施する住民を対象とした介護サポーター等の制度を支援し、全県への展開を促すことで、住民が様々な形で高齢者の介護予防や生活支援のサポーターとして活躍できる環境を創出する。 具体的には、市町村が住民を対象としたポイント制 (報奨金・特産物贈呈など) により介護予防や生活支援の「サポーター」や「担い手」を養成 (登録) する場合に、その運営経費を支援し、様々な形の住民活動を全県に展開していく。
実施主体	市町村
補助内容	・事業の実施に必要な経費を補助 (補助率：1/2) ※既にサポーター制度等を実施している場合は、サポーターの活動範囲の拡大や、ポイント制 (報奨金、特産品贈呈など) の充実など、制度の拡充を行った場合に支援を行う。 ・補助上限額 新規事業の創設：400千円/件 継続事業の拡充：200千円/件 ※それぞれ3年間を限度とする。

3 これまでの取組状況、改善点

介護関係の有効求人倍率の上昇 (H27年8月1.49倍→H29年8月2.21倍) や介護福祉士養成施設入学者数の減少 (県内3校の定員140人に対し、H27度69人→H29度41人) 等、介護人材の確保は喫緊の課題である。元気なシニア等の活躍の場を確保し、生きがい創出や介護予防につなげるとともに、介護職員が専門的業務に専念できる環境を整えることで、介護職員の過重労働の軽減、離職防止を図る必要がある。

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7176）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																				
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業（介護分野）	198,405	210,551	△12,146	132,101		(財産収入) 253	66,051																				
トータルコスト	199,200千円（前年度 211,346円）〔正職員：0.1人〕																										
主な業務内容	基金計画策定、交付金申請事務、基金積立事務																										
工程表の政策目標（指標）	—																										
事業内容の説明																											
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年に向けて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるため、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保対策」を行うため、平成27年度に造成した鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）に平成30年度分を積み増す。</p>																											
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 基金の造成 <span style="float:right">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基金の造成額</th> <th colspan="3">造成額の負担内訳</th> </tr> <tr> <th></th> <th>国(2/3)</th> <th>県(1/3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護施設等の整備</td> <td>42,000</td> <td>28,000</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>介護従事者の確保</td> <td>156,152</td> <td>104,101</td> <td>52,051</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>198,152</td> <td>132,101</td> <td>66,051</td> </tr> </tbody> </table>									基金の造成額	造成額の負担内訳				国(2/3)	県(1/3)	介護施設等の整備	42,000	28,000	14,000	介護従事者の確保	156,152	104,101	52,051	合計	198,152	132,101	66,051
基金の造成額	造成額の負担内訳																										
		国(2/3)	県(1/3)																								
介護施設等の整備	42,000	28,000	14,000																								
介護従事者の確保	156,152	104,101	52,051																								
合計	198,152	132,101	66,051																								
<p>(2) 対象事業</p> <p>「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に盛り込む事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護施設等の整備に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービス施設等の整備への助成</li> <li>・介護施設の開設準備経費等への支援</li> </ul> </li> <li>○介護従事者の確保に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・参入促進</li> <li>・資質の向上（地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成も含む。）</li> <li>・労働環境・処遇の改善</li> <li>・基盤整備</li> </ul> </li> </ul>																											
<p>(3) 運用益 253千円</p>																											

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7177)

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
認知症サポートプロジェクト事業	53,973	49,709	4,264	18,080		(使用料・手数料) 4 (基金繰入金) 10,970	24,919	
トータルコスト	73,041千円 (前年度 67,195千円) [正職員：2.2人]							
主な業務内容	認知症の知識の普及啓発、研修・講座等委託、会議							
工程表の政策目標(指標)	認知症高齢者に対する支援体制の充実と高齢者虐待防止のための対策を進める 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>65歳以上高齢者の4人に1人が認知症の人又はその予備群といわれている。高齢化の進展に伴いさらに増加が予想され、平成37年には認知症の人は約700万人前後まで上昇すると見込まれている。</p> <p>また、鳥取県では平成26年4月現在、鳥取県内に少なくとも2万人程度の認知症の方がおられ、今後も高齢化の進展に伴い増加していく見込みである。</p> <p>少子高齢化の進展の中で、認知症の早期発見・早期治療により、長く健康に過ごすための取組がより重要となってきた。</p> <p>「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)を踏まえ、「認知症サポーター数の拡大」「認知症医療体制の充実」「認知症高齢者介護制度人材の育成」「若年性認知症の支援」「認知症相談・支援の強化」「認知症地域支援施策の推進」の6本柱により、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。</p>								
<b>2 主な事業内容</b>								
(1) 認知症サポーター数の拡大								
(単位：千円)								
事業名	事業概要			予算額	財源内訳			
認知症サポーター養成講座等	認知症サポーターやサポーター養成講座の講師の養成・資質向上を図る。			1,085	国1/2、県1/2			
(2) 認知症医療体制の充実								
(単位：千円)								
事業名	事業概要			予算額	財源内訳			
認知症疾患医療センター運営事業	地域の認知症対策の中核となる認知症疾患医療センターの運営を医療機関に委託する。 (基幹型1箇所、地域型4箇所)			22,554	国1/2、県1/2			
認知症初期集中支援チーム員研修受講派遣	国立長寿医療センターが実施する認知症初期集中支援チーム員研修に受講者を派遣する。			200	医療介護基金			
認知症早期発見・医療体制整備事業	かかりつけ医をはじめとした医療従事者に対する早期発見や対応力向上のための研修会を開催する。(委託)			6,556	医療介護基金			
計				29,310				



(3) 認知症高齢者介護制度人材の育成

(単位：千円)

事業名	事業概要	予算額	財源内訳
認知症高齢者介護制度人材育成事業	介護職に対し、認知症に関する知識・技術向上のための研修会の開催や指導者の養成事業を実施する。(委託)	8,909	医療介護基金 一部単県

(4) 若年性認知症の支援

(単位：千円)

事業名	事業概要	予算額	財源内訳
若年性認知症支援事業	若年性認知症の支援を考えるための会議・研修会の開催や、若年性認知症の人と家族の相談受付・就労支援等を行う。(委託)	6,858	国 1/2、県 1/2

(5) 認知症相談・支援の強化

(単位：千円)

事業名	事業概要	予算額	財源内訳
認知症相談・支援強化事業	認知症の人を地域で支えるための電話相談（コールセンター）や市町村家族の集いの連絡会を開催する。(委託)	5,228	国 1/2、県 1/2
【組替】認知症地域支え合い運動事業	認知症介護経験者を対象に認知症家族サポート応援隊を養成し、希望する介護家族の居宅に派遣する。(委託) また、認知症に対する偏見・誤解をなくし、地域での支え合いを進めるため、新聞広告等による普及啓発を行う。	1,354	単県
計		6,582	

(5) 認知症地域支援施策の推進

(単位：千円)

事業名	事業概要	予算額	財源内訳
認知症地域支援施策推進事業	市町村における認知症施策全般の推進について検討する連絡会等を開催する。	368	国 1/2、県 1/2
認知症総合戦略加速推進事業	初期集中支援チーム等の取組を推進するための研修会を開催する。	79	国 1/2、県 1/2
認知症重度化予防実践塾	認知症重度化予防に関する知識・技術を確実に習得するための研修会を開催する。(委託)	782	単県
計		1,229	

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

子ども発達支援課 (内線: 7865)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (寄付金)	一般財源	
医療的ケア児者受入環境整備事業	15,089	14,455	634	416		1,411	13,262	
トータルコスト	21,559千円 (前年度 16,839千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	補助金に係る申請の受付・交付決定等事務、研修及びキャンプの企画、開催、講師等への謝金等の支払い							
工程表の政策目標(指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							
事業内容の説明								
1 在宅生活支援事業 (拡充)								
(1) 事業の目的・概要								
障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。								
(2) 医療的ケア児者に対する主な拡充内容								
日常的に医療的ケアを要する障がい児者 (以下「医療的ケア児者」という。) を新たに受け入れる事業所に対する補助事業に関して、対象者を重症心身障がい児者等に限らず全ての医療的ケア児者とし、事業所種別に就労継続支援B型事業所を追加し、補助対象経費に訪問看護利用経費を追加した。								
(3) 事業内容 (単位: 千円)								
事業名	予算額	負担割合	事業内容					
1 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業	256	県 45% 市町村 45% 本人 10%	障害者支援施設等に入所している障がい児者に対し、一時帰宅中の障害福祉サービスの利用経費について補助を行う。					
2 家庭外看護師派遣支援事業	13	県 1/3 市町村 1/3 本人 1/3	医療的ケア児者が、家庭外で4人以上集まり活動する場合に、看護師の派遣費用について補助を行う。					
3 エアーマットレスレンタル助成事業	244	県 1/3 市町村 1/3 本人 1/3	体位変換に常時介助を要する在宅生活中の重症心身障がい児者等に、エアーマットレスのレンタル費用の補助を行う。					
4 重症心身障がい児者等受入事業所看護師等配置助成事業【拡充】	7,821	県 1/2 市町村 1/2	新たに看護師等を配置し、医療的ケア児者等を受け入れる事業所に看護師等配置経費の補助及び訪問看護利用経費の補助(拡充)を行う。					
5 重症心身障がい児者等受入事業所医療機器購入助成事業【拡充】	578	県 1/2 市町村 1/2	医療的ケア児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、医療用具等の購入に関する経費を補助する(補助回数を1回から2回に拡充)。					
6 重度障がい児者地域移行推進事業	1,631	県 1/2 市町村 1/2	入院又は入所中の日常的に医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、地域移行につなげるためのグループホーム等での生活体験を実施する事業所に必要な経費を補助する。					
7 入院時等付添依頼助成事業	432	県 1/3 市町村 1/3 本人 1/3	常時の付き添いが必要な重症心身障がい児者等が入院した際に、家族以外に付き添いを依頼した場合の必要経費を補助する。					
8 家庭内排痰補助装置助成事業	154	県 1/3 市町村 1/3 本人 1/3	常時又は随時排痰を行うことが必要な在宅の障がい児者について、家庭内への排痰補助装置の配置経費について補助を行う。					
9 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業【拡充】	892	県 1/3 市町村 1/3 本人 1/3	身体障害者手帳(聴覚機能障害)の交付対象とならないが、補聴器(FM補聴システムを含む)が必要な難聴児に対して、補聴器の購入費等を補助する。					
合計	12,021							

## 2 医療的ケア児等コーディネーター養成事業（新規）

### (1) 事業の目的・概要

医療的ケア児者及び重症心身障がい児等が地域で安心して生活できるよう、総合的な支援が適切に行える人材を養成するための研修会を実施する。

### (2) 事業内容

区 分	内 容
対 象	相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域でコーディネーターの役割を担う者
コ ー デ ィ ネ ー タ ー に 求 め る 役 割	医療的ケア児者等に係る専門的な知識と経験に基づき、支援の総合調整及び支援に関わる関係機関との連携を図る。
主 な 研 修 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児者等の発達や疾患等の特徴、疾患ごとの幼児期、学齢期、成人期に必要な医療的支援を学び、また、地域の医療的現状を把握する。</li> <li>・事例を基に、ニーズの把握、当事者の意向に沿った支援計画の作成、関係機関との調整について学ぶ。</li> </ul>
予 算 額	832 千円 (国 1/2、県 1/2)

## 3 医療的ケア児等と家族のための大山リゾートキャンプ事業（新規）

### (1) 事業の目的・概要

大山開山 1300 年に合わせて、医療的ケア児や重症心身障がい児、難病児及びその兄弟姉妹を対象にしたキャンプを大山で開催する。キャンプを通して、社会参加や新たな出会い・成長（自立）を実感してもらおうとともに、保護者の身体的負担軽減を図り、また、医療的ケア児等に対する県民への理解啓発の機会とする。

### (2) 事業内容

区 分	内 容
実 施 時 期	平成 30 年 8 月
対 象 者	医療的ケア児、重症心身障がい児、難病児及びその兄弟姉妹 (保護者は希望により参加可能(自己負担))
支 援 者 者	医師、看護師、保育士、介護士、ボランティア等
内 容	日中活動：トムソーヤ牧場、バーベキュー、大山寺周辺散策等 夜の活動：大山星空鑑賞、キャンプファイヤー等
予 算 額	2,236 千円 ※宿泊費、交通費等はクラウドファンディング型ふるさと納税を活用

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課（内線：7865）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 小児・医療的ケア児等に係る人材確保事業	1,094	0	1,094				1,094	
トータルコスト	2,683千円（前年度0千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	障害児通所支援事業所等PR業務及び研修会の委託業務、職業体験に係る調整等							
工程表の政策目標(指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

不足している医療的ケア児や重症心身障がい児者等を受け入れる事業所等の拡大を念頭に、県内事業所における仕事体験ツアーやウェブサイト等を通じた障害福祉サービス事業の魅力発信、県内学生の職業体験等、様々な手法により県内外からの福祉人材確保を図る事業を展開する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額	実施主体
(1) 障害児通所支援事業所等PR	県内外から福祉人材を確保するため、県内にある障害児通所支援事業所等の魅力を様々な形でPRしたり、実際に現場で体験してもらうことにより、当該事業所等への就業促進に資する。 （1）県内の福祉現場での就職及び移住を希望する主に県外人材について、県内事業所での仕事体験ツアーを実施。重症心身障がい児者等の支援を実際に体験するとともに、スタッフとの交流等により鳥取で仕事をするものの魅力を伝える。 （2）体験ツアーに係る告知や、県内の障がい児支援事業所等で働くイメージを具体化する特集記事を組み、ウェブサイト、情報誌等を通じて、県内外に障がい福祉サービス事業の魅力を広く発信する。	800	県
(2) ヘルパー等スキルアップ研修	スタッフが不足している医療的ケア児者の支援現場のマンパワーの確保につなげるため、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等の支援を行う事業所において、そのケア手法を学ぶ研修会を実施し、介護士や生活支援員のスキルアップを図るとともに人材を確保する。	200	
(3) 医療的ケア児等に係る理解・啓発	県内看護学校で医療的ケア児等に係る講義を実施するとともに、重症心身障がい児者等受入事業所での学生の職業体験による理解・啓発を進め、障害福祉サービス事業への就業促進に資する。	94	

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課（内線：7865）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業	18,576	19,910	△1,334				18,576	
トータルコスト	20,165千円（前年度21,500千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	医療機関・ヘルパー事業所との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b>                      医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、医療機関の実施する医療型ショートステイ事業の確保を図るとともに、当該医療機関における支援の充実を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b>                      （1）在宅生活を送る医療的ケアの必要な重度障がい児者が安心して医療型ショートステイを利用できるようにするため、医療機関へ重度障がい児者を受け入れる費用の助成を行う。                      （2）当該ショートステイにおける支援の場に利用者及びその家族への安心感の提供、支援の充実、医療機関が抱く支援への不安を解消するため、重度訪問介護事業所等のヘルパー等を派遣し、その費用を助成する。</p>								
補助対象	医療機関（各圏域1～2機関）、重度訪問介護事業所等							
負担割合	（1）県10/10、（2）県90%、本人10%							
補助単価	（1）医療型ショートステイ助成 （本来医療型ショートステイを行う際に収入される見込みの額と障害福祉サービスとして収入される額との差額分、看護師人件費相当額等） ・予算額：8,372千円 （2）ヘルパー派遣 （障害福祉サービスの報酬単価を準用） ・予算額：10,204千円							

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

5目 児童福祉施設費

子ども発達支援課（内線：7151）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
(新) 中部療育園移転整備事業	22,886	0	22,886		<13,300> 19,000		3,886	県費負担 17,186																					
トータルコスト	23,681千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕																												
主な業務内容	中部療育園の移転整備に係る調整																												
工程表の政策目標（指標）	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備																												
事業内容の説明																													
<b>1 事業の目的・概要</b>																													
現在の中部療育園は施設の狭隘化等の課題があることから、これらの課題の解消のため、(元)倉吉市立河北中学校に移転・整備するための設計を行う。																													
<b>2 主な事業内容</b>																													
既存施設である(元)倉吉市立河北中学校管理教室棟を改修し、新たに中部療育園に再整備する。 予算額：22,886千円（内訳 実施設計費：22,649千円、適合性判定申請料：237千円）																													
(1) 候補地選定理由																													
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路に近く、鉄道やバスなど公共交通機関が整っているなど、中部圏域のすべての利用者にとって通いやすい。</li> <li>・他の候補地と比べて駐車場を含めて広いスペースが確保できる。また、建物及び敷地の広さ（ゆとり）は、将来的に利用動向の変化が生じた場合の柔軟な対応も可能にする。</li> <li>・県有施設の有効活用の観点から現地を確認したところ、療育活動に支障を来さないような改修を施すことは可能である。</li> <li>・未利用施設の有効活用に伴う起債を活用することで、建築コストを縮減することが可能である。</li> </ul>																													
(2) 今後のスケジュール																													
〔設計〕平成30年5月～      〔工事〕平成31年度      〔新施設での供用開始〕平成32年度																													
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>																													
現在の中部療育園は、建築後13年が経過し、建築当初（平成16年4月）と比べると、肢体不自由児等の通園利用だけでなく、発達障がい児による通園利用や外来受診が急増するなど、利用者のニーズが多様化しており、こうしたニーズに対して施設・設備が十分に答えられていない。また、保護者からも施設が狭いなどの意見が寄せられてきた。																													
これらの課題に対応するため、平成29年3月に有識者による鳥取県立中部療育園整備検討会を設置し、検討会を6回開催して、中部療育園の役割や課題等について議論した。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開催日</th> <th>主な協議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>3月30日</td> <td>県中部圏域における療育ニーズ、中部療育園の現況</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>5月26日</td> <td>学校医療体制の現状と課題、利用者アンケート結果</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>7月12日</td> <td>特別支援学校での医療的ケアの現状</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>8月24日</td> <td>特別支援学校と療育機関との具体的な連携</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>10月30日</td> <td>中部療育園の整備方法（案）</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>12月18日</td> <td>検討結果の取りまとめ</td> </tr> </tbody> </table>									区分	開催日	主な協議事項	第1回	3月30日	県中部圏域における療育ニーズ、中部療育園の現況	第2回	5月26日	学校医療体制の現状と課題、利用者アンケート結果	第3回	7月12日	特別支援学校での医療的ケアの現状	第4回	8月24日	特別支援学校と療育機関との具体的な連携	第5回	10月30日	中部療育園の整備方法（案）	第6回	12月18日	検討結果の取りまとめ
区分	開催日	主な協議事項																											
第1回	3月30日	県中部圏域における療育ニーズ、中部療育園の現況																											
第2回	5月26日	学校医療体制の現状と課題、利用者アンケート結果																											
第3回	7月12日	特別支援学校での医療的ケアの現状																											
第4回	8月24日	特別支援学校と療育機関との具体的な連携																											
第5回	10月30日	中部療育園の整備方法（案）																											
第6回	12月18日	検討結果の取りまとめ																											

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課(内線7227)

8目 健康県づくり推進費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)若年者オンライン カウンセリング実証事 業	3,500	0	3,500	2,330			1,170	
トータルコスト	5,089千円(前年度0千円)[正職員:0.0人]							
主な業務内容	委託契約事務、検討会開催など							
工程表の政策目標(指標)	日々の健康づくりが当たり前に取り組まれる「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>本県の自死者数は、平成17年以降、約150人という高い状態で推移しており、平成20年の183人をピークに減少傾向に転じている。年代別では、40代以上の自死者数は減少しているものの、20～30代は30～40人前後をほぼ横ばいで推移しており、若年者の自死対策が急務となっている。</p> <p>このため、若年者に特化した自死対策(SNS等を活用した相談事業)に試行的に取り組み、今後の若年者の自死対策の相談体制の構築に繋げていく。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>若年者を対象とした、様々な悩みに対応するオンラインカウンセリングの実証事業を行う。</p> <p>また、当該取組の実施結果を踏まえて、今後の若年者の相談体制について有識者を交えた意見交換会により議論し、継続的な相談体制を構築していく。【国庫2/3】</p> <p>(1) オンラインカウンセリング実証事業(予算額:3,000千円)</p> <p>SNSや電話など相談者の意向に応じた方法でカウンセラーが相談に応じる取組を実施</p> <p>○実施方法 オンラインカウンセリングの実績がある民間企業に委託</p> <p>○対象者 県内に居住する若年者(30歳未満を想定)</p> <p>○実施期間 2ヶ月間</p> <p>○その他 実施結果について、委託先からフィードバックしてもらい、結果を分析</p> <p>(2) 若年者自死対策相談体制の構築(予算額:500千円)</p> <p>平成29年に新たに立ち上げた「若年者向け自死対策相談体制構築検討会」を継続実施し、オンラインカウンセリングの実施結果を踏まえ、今後の対応方を検討</p> <p>○開催回数 年2回(7月、11月)</p> <p>○メンバー 県内の相談機関の職員や教育関係者、県外の相談機関の職員、有識者、県内の大学生2名</p> <p>○検討内容 オンラインカウンセリングの結果分析、今後の相談体制のあり方 等</p> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>平成29年11月補正予算の「若年者自死対策相談体制構築事業」において、県内外の専門家、有識者のほか、若年者も含めた検討会を開催し、SNSの活用も含めた若者への効果的な相談体制の整備等について意見交換会を2月に実施する。</p> <p>今後も若年者の自死対策の強化に向け様々な手法を検討・実施し、若年者を対象とした相談体制の構築を進めていく。</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療指導課（内線：7203）→事業実施：医療・保険課

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
薬剤師確保対策促進事業	1,943	1,610	333				1,943	
トータルコスト	4,327千円（前年度3,994千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	県内の薬剤師確保に係る鳥取県薬剤師会との連携、啓発活動、復職支援等							
工程表の政策目標(指標)	薬剤師確保対策の推進							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>鳥取県と鳥取県薬剤師会が連携し、県内への薬剤師の就職の促進、未就業薬剤師の復職支援、高校生等への薬剤師の職業紹介等を行い、県内で不足している薬剤師の確保を促進する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 薬剤師確保対策促進事業補助金（予算額：600千円）</p> <p>①実施主体：鳥取県薬剤師会</p> <p>②事業費：1,200千円</p> <p>③補助率：1/2</p> <p>④事業内容</p> <p>1) 本県出身学生や県外就業者向けのUターン・Iターン促進策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県へのUターン・Iターン就職を奨めるチラシを薬学部設置の大学に配付</li> <li>・県及び薬剤師会による大学ガイダンスでの鳥取県の薬剤師就業促進の説明</li> </ul> <p>2) 未就業者の復職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業に向けた復職支援プログラムの作成・実施</li> <li>・未就業者の登録・雇用希望の薬局等とのマッチング支援</li> </ul> <p>3) 高校生・保護者・高校教員向けセミナー</p> <p>高校生やその保護者、高校の進路指導担当教諭を対象に、薬学部のカリキュラム、学習環境、薬剤師の様々な仕事について広く紹介し、薬学部への興味や進学意欲を高めてもらう</p> <p>4) 薬剤師確保対策に係る検討会</p> <p>今後の薬剤師確保対策の在り方を、関係者間で検討するための会議を実施</p> <p>5) 薬学生実務実習受入促進事業【新規】</p> <p>本県における実務実習（ふるさと実習）の受入促進に資するための事業の実施</p> <p>(2) 薬学生インターンシップ（予算額：1,193千円）</p> <p>薬剤師を目指す全国の薬学生を対象に、県内の病院、調剤薬局の協力を得て、薬剤師のチーム医療への関わり、在宅医療などへの取組現場を体験してもらい、薬学生の卒業後の進路検討や県内就業促進につなげる。（夏季、冬～春季の2回実施予定）</p> <p>(3) 就職支援協定締結大学との連携強化（予算額：150千円）</p> <p>就職支援協定を締結している大学のうち薬学部の設置がある大学との連携を強化するとともに、今後は単科大学（薬科大学）との協定締結に向けて協議を実施し、これらの大学と協働で取組を推進する。</p>								



平成30年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療指導課（内線：7203）→事業実施：医療・保険課

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
被ばく医療体制整備事業（安定ヨウ素剤関係）	5,553	869	4,684	5,553				
トータルコスト	7,937千円（前年度2,459千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	原子力災害時に安定ヨウ素剤投与を実施できる体制の整備							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>島根原子力発電所で原子力事故が発生した場合に、原子力発電所から30キロ圏内の住民に対し、放射性ヨウ素の被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤の備蓄及び事前配布を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 安定ヨウ素剤（ゼリー剤）の購入（971千円）          新生児は16.3mg、新生児以外の3歳未満児は32.5mgのゼリー剤を服用する。（嚥下機能が低下している対象年齢以外の者もゼリー剤を服用する。）          16.3mg（新生児用） 260包          32.5mg（1カ月以上～3歳未満） 2,200包</p> <p>(2) 安定ヨウ素剤の事前配布（4,582千円）          配布にかかる事前説明会を実施する。（米子市・境港市 計7か所×2回）          配布スタッフ・医師の研修、配布資料作成          ・対象：事故発生時に一時集結所での安定ヨウ素剤の受取りが困難で希望する者          ・スケジュール：5月 住民への広報          7月 説明会及び配布</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課（内線：7183）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪被害者等相談・支援事業	11,959	13,175	△1,216	2,791			9,168	
トータルコスト	23,877千円（前年度 25,097千円）[正職員：1.5人]							
主な業務内容	講演会の開催、広報啓発、急性期被害者支援、啓発・支援員研修等の開催							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

犯罪被害者等への理解を促進するため、県民を対象とした講演会や行政担当者等の研修を開催する。また、性暴力被害者を支援する協議会の活動を支援することにより、被害者の心身の健康回復と被害の潜在化防止を目指す。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	内容
犯罪被害者等相談・支援事業	200	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（公社）とっとり被害者支援センターによる被害者支援フォーラムの開催を支援する。</li> <li>※警察と連携して支援する。（広報経費の一部）</li> <li>・市町村担当課長会議を開催する。</li> <li>・人権教育推進者等を対象とした研修会を開催する。</li> <li>・地域保健や精神保健に関わる保健師等を対象とした研修会を開催する。</li> </ul>
性暴力被害者支援連携事業 [事業主体] 県、関係機関・団体による協議会 [補助率] 10/10	11,759	<急性期被害者支援>（4,650千円） <ul style="list-style-type: none"> <li>・産婦人科医療、精神科医療、法的支援等の提供</li> <li>・【拡充】相談対応等（面接相談可能な相談室の確保等）</li> <li>・被害者支援に係る連携会議の開催</li> </ul> ----- <啓発・支援員研修等>（7,109千円） <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援に関する啓発事業や研修の実施</li> <li>・協議会の運営等</li> </ul>
合計	11,959	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成26年4月に関係機関・団体と性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会を立ち上げ、性暴力被害者の方が安心して相談できる体制を構築するための検討を進めてきた。
- ・平成27年10月には既存の医療機関のネットワーク等を活用し、急性期被害者へ支援を提供する仕組みを暫定的に整えた。
- ・平成28年11月には検討組織から支援組織である鳥取県性暴力被害者支援協議会に改組し、平成29年1月から性暴力被害者から直接相談を受ける窓口を開設した。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

くらしの安心推進課 (内線: 7159)

3目 交通対策費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛交通安全総合対策事業	8,148	27,938	△19,790				8,148	
トータルコスト	11,326千円 (前年度 32,707千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	高齢者の交通安全対策及び自転車乗車用ヘルメット着用促進策の推進							
工程表の政策目標 (指標)	交通事故の発生件数、交通事故による死者数を減少させる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

交通事故のない誰もが安心して暮らせる鳥取県の実現に向け、国が高齢運転者に推奨する安全運転サポート車 (自動ブレーキなど一定の運転支援機能を備えた自動車) の購入を支援するとともに、中・高校生が着用する自転車乗車用ヘルメット購入補助事業を実施する市町村を支援する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	予算額	内 容
高齢者安全運転普及モデル事業	6,648	運転免許センターで開催される高齢者交通安全教室の受講 (認知・身体機能の自己把握) を要件として、65歳以上の高齢者による安全運転サポート車の購入を支援する。 ・補助金額: 1台当たり3万円 (定額)、200台分
中・高校生自転車乗車用ヘルメット購入補助事業	1,500	中・高校生の自転車利用時におけるヘルメット着用を推進するため、ヘルメット購入補助事業を実施する市町村を支援する。 ・補助率: 1/2、上限: 1,500円/人
合 計	8,148	

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成28年度から実施している高齢者安全運転普及モデル事業により、これまで259名の安全運転サポート車の購入を支援した。(平成29年1月~12月)
- 平成29年度から実施している中・高校生自転車乗車用ヘルメット購入補助事業により、これまで547名 (中学生) のヘルメット購入を支援した。(平成29年4月~平成30年1月)
- 高齢者が当事者となる交通事故が後を絶たないことから、引き続き、被害・加害の両面での高齢者対策を推進するとともに、高校生への乗車用ヘルメットの着用が進むよう市町村への更なる働きかけが必要である。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
(新) 新たな住宅セーフティ ネット制度推進事業	6,539	0	6,539				6,539																			
トータルコスト	8,923千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.3人]																									
主な業務内容	補助金交付事務																									
工程表の政策目標(指標)	-																									
事業内容の説明																										
<b>1 事業の目的・概要</b>																										
<p>国の新たな住宅セーフティネット制度を活用し、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の円滑な入居を図るため、民間賃貸住宅の賃貸人に対して改修や家賃負担軽減等への支援を行う。</p> <p>また、既存の家賃債務保証制度を利用できない方を対象とした本県独自の保証制度を創設する。</p>																										
<b>2 主な事業内容</b>																										
(1) 国の新たな住宅セーフティネットを活用し、「登録住宅」に対する改修費を支援するとともに、家賃及び家賃債務保証料の低廉化支援を行う。																										
<p>※改正住宅セーフティネット法(平成29年10月)に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を県に登録する制度が創設された。</p> <p>①改修費支援(5,000千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>補助対象者</td> <td>登録住宅の事業者(市町村への間接補助)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>バリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用等</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>2/3(国1/3、県1/6、市町村1/6) (ただし国限度額: 1,000千円)</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>@500千円×10世帯=5,000千円</td> </tr> </table> <p>②家賃及び家賃債務保証料の低廉化支援(600千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>補助対象者</td> <td>家賃: 登録住宅の事業者(市町村への間接補助) 債務保証: 国へ登録している家賃債務保証業者(市町村への間接補助)</td> </tr> <tr> <td>家賃低廉化対象者</td> <td>低所得者(同居扶養等控除後の月額所得15.8万円以下)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>入居者の家賃及び家賃債務保証料の低廉化に要した経費</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>10/10(国1/2、県1/4、市町村1/4) (ただし国限度額: 家賃20千円/月、債務保証30千円/年 ※240千円/年を上限に併用可能)</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>@10千円×6ヶ月分×10世帯=600千円</td> </tr> </table>									補助対象者	登録住宅の事業者(市町村への間接補助)	補助対象経費	バリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用等	補助率	2/3(国1/3、県1/6、市町村1/6) (ただし国限度額: 1,000千円)	予算額	@500千円×10世帯=5,000千円	補助対象者	家賃: 登録住宅の事業者(市町村への間接補助) 債務保証: 国へ登録している家賃債務保証業者(市町村への間接補助)	家賃低廉化対象者	低所得者(同居扶養等控除後の月額所得15.8万円以下)	補助対象経費	入居者の家賃及び家賃債務保証料の低廉化に要した経費	補助率	10/10(国1/2、県1/4、市町村1/4) (ただし国限度額: 家賃20千円/月、債務保証30千円/年 ※240千円/年を上限に併用可能)	予算額	@10千円×6ヶ月分×10世帯=600千円
補助対象者	登録住宅の事業者(市町村への間接補助)																									
補助対象経費	バリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用等																									
補助率	2/3(国1/3、県1/6、市町村1/6) (ただし国限度額: 1,000千円)																									
予算額	@500千円×10世帯=5,000千円																									
補助対象者	家賃: 登録住宅の事業者(市町村への間接補助) 債務保証: 国へ登録している家賃債務保証業者(市町村への間接補助)																									
家賃低廉化対象者	低所得者(同居扶養等控除後の月額所得15.8万円以下)																									
補助対象経費	入居者の家賃及び家賃債務保証料の低廉化に要した経費																									
補助率	10/10(国1/2、県1/4、市町村1/4) (ただし国限度額: 家賃20千円/月、債務保証30千円/年 ※240千円/年を上限に併用可能)																									
予算額	@10千円×6ヶ月分×10世帯=600千円																									
(2) 既存の家賃債務保証制度を利用できない方に対し、4市と連携し、本県独自の保証制度を実施する事業者に対して支援する。(939千円)																										
想定対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業を利用して自立した日常生活を送ることが期待できる者であって、市町村内の賃貸住宅に入居を希望する者。かつ、家賃等について継続的に支払いができるにもかかわらず、入居時の保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な者。</li> </ul>																									
想定利用者数	年30名																									
保証料(利用者負担)	2年間で15,000円																									
保証限度額	家賃滞納: 家賃3ヶ月分、原状復旧費用: 家賃2ヶ月分																									
予算額	債務保証額565千円+事務費374千円=939千円(事業費の1/2相当)																									
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅確保要配慮者は今後も増加する見込みであり、公営住宅を補完するものとして、民間賃貸住宅を活用した新たな住居セーフティネット対策が求められている。</li> <li>住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を目的として、県、4市、民間福祉団体、不動産団体を構成メンバーとする居住支援協議会を設置し、居住に関する必要な施策の検討、入居支援を行っているが、保証人がおらず、既存の家賃債務保証制度に加入できない方の家賃保証が課題となっている。</li> </ul>																										

平成30年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

3目 警察施設費

会計課（内線：8509）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交番・駐在所 建設事業	97,385	101,097	△3,712		<93,800> 95,000		2,385	県費負担額 96,185
トータルコスト	101,358千円（前年度 105,071千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	企画調整、監理監督、検査							
工程表の政策目標 (指標)	—							

事業内容の説明

1 事業概要

交番、駐在所について、施設の長寿命化、経費の縮減及び予算の平準化を図りつつ、適正な施設の維持・更新を行う。

2 事業目的

施設の長寿命化、経費の縮減及び予算の平準化に配慮し、新たに策定した「鳥取県警察本部交番・駐在所中長期整備計画」に基づき、従来、一般的な構造別耐用年数を基準に建替え目安を木造25年、鉄骨造・コンクリートブロック造35年、鉄筋コンクリート造50年としていたものをそれぞれ40年、40年、65年とした上で各施設を、

- (1) 長寿命化のための改修
- (2) 経費縮減のための改修+増築
- (3) 耐用年数超過による建替え

に区分し、地域の安全センターとしての機能の充実と、交番、駐在所勤務員の勤務環境・居住環境の改善を図る。

3 事業計画

交番1か所、駐在所3か所

（単位：千円）

施設名	所在地	構造	規模	敷地面積	金額	備考
郡家警察署 船岡駐在所 (築後34年経過)	八頭郡八頭町 船岡	木造 平屋建	庁舎 114㎡	県有地 350㎡	37,631	H26(測量、用地取得) H27(新築設計) H30(新築工事)
智頭警察署 用瀬駐在所 (築後32年経過)	鳥取市用瀬町 別府	木造 平屋建	庁舎 114㎡	県有地 350㎡	47,943	H26(測量、用地取得) H29(新築設計) H30(新築工事)
米子警察署 東福原交番 (築後47年経過)	米子市観音寺 新町	鉄筋コン クリート造 平屋建	庁舎 140㎡	県有地 838㎡	10,736	H30(新築設計、地質調査) H31(新築工事予定)
郡家警察署 若桜駐在所 (築後27年経過)	八頭郡若桜町 若桜	木造 平屋建	庁舎 100㎡	県有地 184㎡	1,075	H30(改修設計) H31(改修工事予定)
計					97,385	

(注) 起債欄の< >書きは、交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

特別支援教育課（内線：7924）

5目 教育振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）医療的ケアの必要な児童生徒の放課後子ども教室事業	13,464	0	13,464	1,554			11,910	
トータルコスト	21,409千円（前年度0千円）〔正職員:1.0人〕							
主な業務内容	学校支援ボランティア及び看護師による医療的ケアの必要な児童生徒の放課後の居場所づくり							
工程表の施策目標(指標)	特別支援教育の充実、社会全体で取り組む教育の推進							
<b>事業内容の説明</b>								
<b>1 事業の概要</b>								
<p>特別支援学校の放課後等における医療的ケアの必要な児童生徒の居場所を確保するため、学校施設を使用し、地域住民や保護者OB等からなる学校支援ボランティア及び看護師による放課後子ども教室を実施する。</p> <p>なお、実施する期間については、福祉保健部が実施する「放課後等デイサービス」事業の体制が整うまでの平成30、31年度の2年間に限って実施する。</p>								
<b>2 事業内容</b>								
実施場所	鳥取養護学校 生活訓練室等							
実施時間	稼業日：午後3時から午後5時まで（2時間程度） 長期休業：1日2時間程度							
実施内容	見守りを中心とした活動の支援 （読書、運動、ものづくり等）							
対象児童生徒	医療的ケアの必要な児童生徒のうち、放課後デイサービス等の事業が利用できない者							
参加見込児童生徒数	6名							
指導員（コーディネーター）	1名 ボランティアの取りまとめ役として1名配置							
指導員（ボランティア）	6名（参加児童生徒1名に対し1名配置）							
看護師	3名（参加児童生徒2名に対し1名配置）							
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>								
<p>特別支援学校の児童生徒で医療的ケアの必要な児童生徒のうち、放課後デイサービス等が利用できない者について、授業終了後は帰宅しているところであるが、児童生徒の放課後の居場所づくりについての要望等を踏まえ、放課後子ども教室を実施する。</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

4目 教育連絡調整費

いじめ・不登校総合対策センター（電話：0857-28-2362）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業	20,741	37,324	△16,583	5,000		36	15,705	

トータルコスト 32,659千円（前年度 48,452千円） [正職員：1.5人、非常勤職員：6.5人]

主な業務内容 高等学校等における不登校（傾向）生徒等の支援、ハートフルスペースの運営

工程表の政策目標（指標） 不登校ゼロへの取組

事業内容の説明

1 事業概要

県内3箇所を設置している教育支援センター（ハートフルスペース）において、義務教育終了後の高校不登校（傾向）生徒や中卒者、高校中途退学者の学校復帰や就労、社会参加に向けた支援及び訪問型支援を行う。

2 事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容															
教育支援センター「ハートフルスペース」の運営、利用者支援、訪問型支援の実施	20,401	<p>東・中・西部3箇所を設置している教育支援センター「ハートフルスペース」で、義務教育終了後の高校不登校（傾向）生徒や中卒者、高校中途退学者の社会参加に向けた支援を行うほか、学校や関係機関と連携して支援を必要としている者の実態把握に努め、訪問型支援等を行う。</p> <p>○対象者 不登校やひきこもりの状態にある高校生及び中学校卒業後あるいは高校中退後に未就学・未就労である者（おおむね20歳まで）</p> <p>○支援内容 電話・来所による相談 家庭訪問等による訪問支援 安心して過ごせる居場所の提供 社会性を育む活動の提供 進路情報の提供 福祉・就労等の関係機関へのつなぎ</p> <p>○支援者（スタッフ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>職務内容</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援コーディネーター</td> <td>家庭訪問や学校、関係機関等との連絡調整</td> <td>中部 1名 西部 1名</td> </tr> <tr> <td>指導員</td> <td>通室生の支援、体験活動の計画・実施</td> <td>東部 2名 中部 1名 西部 1名</td> </tr> <tr> <td>カウンセラー（教育相談員；高等学校人件費定数）</td> <td>本人・保護者等への心理相談</td> <td>東部 1名 (中西部へも対応)</td> </tr> <tr> <td>ソーシャルワーカー</td> <td>本人や周りの環境へのアプローチ</td> <td>東部 1名 (中西部へも対応)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	職務内容	人数	支援コーディネーター	家庭訪問や学校、関係機関等との連絡調整	中部 1名 西部 1名	指導員	通室生の支援、体験活動の計画・実施	東部 2名 中部 1名 西部 1名	カウンセラー（教育相談員；高等学校人件費定数）	本人・保護者等への心理相談	東部 1名 (中西部へも対応)	ソーシャルワーカー	本人や周りの環境へのアプローチ	東部 1名 (中西部へも対応)
職名	職務内容	人数															
支援コーディネーター	家庭訪問や学校、関係機関等との連絡調整	中部 1名 西部 1名															
指導員	通室生の支援、体験活動の計画・実施	東部 2名 中部 1名 西部 1名															
カウンセラー（教育相談員；高等学校人件費定数）	本人・保護者等への心理相談	東部 1名 (中西部へも対応)															
ソーシャルワーカー	本人や周りの環境へのアプローチ	東部 1名 (中西部へも対応)															
研修会・連絡協議会の実施	340	スタッフの専門性向上や関係者・機関と効果的に連携するための研修会及び連絡協議会を開催する。															
合計	20,741																

3 これまでの取組状況、改善点

平成22年度に東部地区に教育支援センター「ハートフルスペース」を設置し、不登校やひきこもりの状況にある高校生等を支援してきた。平成24年度にソーシャルワーカーを配置し、利用者が就労体験や社会参加に向けて次のステップに進む大きなきっかけとなった。平成29年度には中・西部地区にも施設を設置し、訪問型支援を含めた支援体制の充実を図った。

## 平成30年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

4目 教育連絡調整費

いじめ・不登校総合対策センター（電話：0857-28-2362）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 〈諸収入〉	一般財源	
いじめ防止対策推進事業	14,801	15,505	△704	3,881		4	10,916	
トータルコスト	25,130千円（前年度 27,427千円）〔正職員：1.3人、非常勤職員：1.0人〕							
主な業務内容	いじめ相談への対応、連絡協議会の開催等							
工程表の政策目標（指標）	いじめ問題への取組							

### 事業内容の説明

#### 1 事業概要

いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体と連携、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、相談窓口の充実、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。また、新たに児童生徒がいじめの情報を発信できるようなシステムを試験的に導入する。

#### 2 事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容
鳥取県いじめ問題対策連絡協議会	160	いじめ防止対策推進法における協議会を設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。
いじめ相談窓口の充実	11,203	「いじめ110番」「いじめ相談専用メール」の夜間・休日の対応を、専門性・実績を有する県内の民間団体へ業務委託する。
いじめ問題調査委員会	745	「いじめ防止対策推進法」における重大事態への対応のため、県立学校におけるいじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事案について、学校・教育委員会の第三者的な立場から事実関係の調査・検証を行う。
子どもの悩みサポートチーム支援事業	50	いじめ問題等の早期解決を図るため、関係機関との連携が必要と考えられるいじめ、不登校、問題行動等の事案について対応する「子どもの悩みサポートチーム」への専門家派遣を支援する。
児童生徒による主体的取組の支援	600	「明日へつなぐ心のキャンペーン」として、児童生徒を対象としたいじめ防止啓発作品コンクールの実施や、優秀作品を使用した「明日へつなぐ心のカレンダー」の作成配布等を通じて、いじめ問題への主体的な取組を促す。
（新）ネットを活用したいじめ防止対策	144	児童生徒、保護者が学校へ、携帯電話・スマートフォンからいじめ等の情報を通報できるシステムを県内の学校3校に試験的に導入する。
非常勤職員の配置	1,899	いじめ・不登校総合対策センターの管理運営等の業務に当たる事務補助員を配置する。
合計	14,801	

#### 3 これまでの取組状況、改善点

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめ防止対策を推進するため、関係機関の連携のための「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」、いじめ相談窓口の夜間・休日対応のための外部委託、いじめ問題等の早期解決のための専門家の派遣等を行ってきた。

いじめ防止対策推進法第28条に基づくいじめの重大事態の調査を行う「いじめ問題調査委員会」をこれまで必要の都度告示設置していたが、重大事態発生時の迅速な対応に資するため、平成29年度から附属機関として条例設置した。



平成30年度一般会計当初予算説明資料

6 款 農林水産業費

3 項 農 地 費

農地・水保全課 (内線：7325)

4 目 農地防災事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	
農村防災体制サポート事業	15,600	16,911	△1,311			14,500	1,100
トータルコスト	26,723千円 (前年度 28,038千円) [正職員：1.4人]						
主な業務内容	ため池・山腹水路現地調査、防災体制サポート協議会運営、地すべり防止施設の機能診断、長寿命化計画策定及び緊急補修など						
工程表の政策目標(指標)	—						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

山腹水路、ため池などの土地改良施設の適正管理や災害復旧事業に関する技術力の向上により、防災・減災体制の強化を図る。また、県が管理者となっている地すべり防止施設について適正な維持管理を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

項目	予算額	内 容
農村防災体制サポート協議会運営事業 (事務局：県)	255	山腹水路やため池などの防災・減災に向けた取り組みや農地・土地改良施設災害に関する技術向上研修会などを実施するとともに、災害発生時に専門技術者やサポートメンバーを、市町村へ派遣する。
地すべり区域防災体制整備 (実施主体：県)	15,345	県管理の農地地すべり防止施設の適正な維持管理を行うため、機能診断や長寿命化計画を策定する。また、日常点検で判明した不具合箇所のうち、緊急を要するものについて、補修・修繕を行う。 <H30事業内容> ・機能診断 (中間点検) 1 地区 ・長寿命化計画 (個別施設計画) 策定 4 地区 ・補修・修繕 1 式
合 計	15,600	

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 農村防災体制サポート協議会運営事業

○平成21年3月協議会設立

会員：県、全市町村、土地改良事業団体連合会、農村災害復旧専門技術者ほか

○活動状況

- ・災害復旧技術向上研修会の開催
- ・専門技術者による農村災害への技術的支援

(2) 農地地すべり防止施設調査

- ・県管理の農地地すべり防止施設9地区(鳥取市4、岩美町1、八頭町2、湯梨浜町1、伯耆町1)については市町に管理委託している。
- ・地すべり防止施設の多くが整備後10年以上経過しているため、平成23年度から順次機能診断を行い、平成29年度までに9地区全ての機能診断を完了した。また、平成25年度から機能診断結果に基づいて緊急補修を行っている。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費  
3項 農地費  
4目 農地防災事業費

農地・水保全課 (内線:7326)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 農地防災事業	〔債務負担行為〕 380,500	〔債務負担行為〕 106,000	〔債務負担行為〕 274,500	〔債務負担行為〕 209,275	〔債務負担行為〕 106,000 <233,000>	〔債務負担行為〕 50,805 (負担金等)	〔債務負担行為〕 14,420	県費負担 275,572
	908,365	904,815	3,550	481,315	290,000	94,478	42,572	
トータルコスト	988,325千円 (前年度 908,074千円) [正職員:14.1人]							
主な業務内容	事業計画の審査、実施内容の審査、県営工事の執行、補助金事務、国との調整							
工程表/政策目標/指標	ため池整備箇所を増 平成30年度 125箇所							

事業内容の説明

- 1 事業の目的・概要  
農地防災事業
- 2 主な事業内容

(単位:千円)

事業名		本年度	前年度	比較	備考
補助事業	県営地域ため池総合整備事業	〔債務負担行為〕 380,500		〔債務負担行為〕 380,500	
		319,200	228,300	90,900	
	県営特定農業用管水路等特別対策事業		〔債務負担行為〕 33,000	〔債務負担行為〕 △33,000	
		283,600	271,000	12,600	
	県営農業用河川工作物応急対策事業		〔債務負担行為〕 73,000	〔債務負担行為〕 △73,000	
		156,500	191,000	△34,500	
	(新) 県営たん水防除事業	17,000	0	17,000	
県営農地防災事業調査	62,000	120,000	△58,000		
(休止) 県営用排水施設等整備	0	60,000	△60,000		
小計					(正職員:13.6人)
	838,300	870,300	△32,000		
補助事業計	838,300	870,300	△32,000		
単独事業	(新) 総合的な流木対策検討事業(ため池)	32,000	0	32,000	
	小計				(正職員:0.5人)
	32,000	0	32,000		
単独事業計	32,000	0	32,000		
補助事務費	38,065	34,515	3,550		
合計	908,365	904,815	3,550		

(着工地区の概要:別紙のとおり)

3 債務負担行為限度額

平成30年度県営地域ため池総合整備(天神野地区)工事 179,000千円  
平成30年度県営地域ため池総合整備(般若・般若区有地区)工事 65,000千円  
平成30年度県営地域ため池総合整備(松谷第1地区)工事 136,500千円

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

3項 農地費

農地・水保全課(内線：7323)

4目 農地防災事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ため池防災減災対策推進事業	15,750	18,800	△3,050	12,400			3,350	
トータルコスト	43,558千円(前年度 46,618千円) [正職員：3.5人]							
主な業務内容	委託事務、現地調整、補助金事務、事業実施に係る技術指導							
工程表の政策目標(指標)	地元、市町と一緒にため池の点検調査を行い、不具合箇所を整備やハザードマップ作成等の防災・減災対策を行う。 (目標値：ため池整備箇所数 平成30年度末 125箇所)							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
農村地域の防災力向上を図るため、ため池の調査点検やハザードマップの作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、ため池の防災・減災対策を総合的に実施する。 (事業期間：平成27～31年度)								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
項目	予算額	事業内容					補助率	実施主体
調査推進事業	12,400	〈ため池ハザードマップ作成〉 決壊した場合の浸水被害想定図をもとに、住民によるワークショップを実施し、初動体制や避難ルートの検討等を行う経費を支援					定額(国庫)	市町
		〈ため池点検〉 防災・減災対策を計画的に推進するため、調査・点検経費を支援						
		〈ため池防災・減災システム整備〉 ため池の水位上昇を知らせるシステム等の整備費を支援 〈ため池防災訓練支援〉 ため池ハザードマップに基づいた防災訓練等の実施に要する経費を支援(県補助上限10万円)					市町負担と同額以内(単県)	市町 集落 土地 改良区
保全対策事業	3,200	〈旧農業用ため池廃止〉 使われなくなったため池で、決壊した場合に人家・人命等に影響があるものを対象に、貯水しないように改修し災害を防止。 〈ため池管理道整備〉 ため池の管理に必要とされる道路の新設・改良整備費を支援 〈ため池浚渫〉 日本型直接支払等による維持管理体制の強化を前提に、堆積土の除却経費を支援(県補助上限400万円)						
		〈ため池整備推進交付金〉 ため池改修にあたり農家1戸当たりの工事負担金が10万円を超える場合、10万円を越える部分に対し漸増方式で助成					定額(単県)	事業申請人
		合計	15,750					
3 これまでの取組状況、改善点								
(1) 県はため池の防災・減災対策を進めるため、平成25年度からため池の一斉点検や耐震性調査、ハザードマップの作成、簡易な防災・減災システムの開発等を行ってきた。								
(2) 平成27年度は一斉点検や耐震性調査の結果をもとに、外部の学識経験者による第三者委員会による意見を踏まえ、ため池整備方針を策定した。								

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

道路企画課（内線7351）

1目 道路橋りょう総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）鳥取県除雪機械運転手の育成支援事業	6,500	0	6,500				6,500	
トータルコスト	11,267千円（前年度0千円）〔正職員0.6人〕							
主な業務内容	補助金の審査、交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

- 鳥取県では除雪機械運転手が減少しており、冬期交通の確保が困難な状況にある。この状況を改善するため、運転に必要な資格取得経費の一部を補助することで、若手の人材を確保し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進める。

2 主な事業内容

除雪機械運転手の育成支援事業 C = 6,500千円（H29年度実績65千円/人×支援予定100人）

【支援内容】

- 除雪機械の運転に必要な大型免許等の資格取得の経費の一部を、県及び市町村により負担し資格取得を支援する。
- 間接補助事業は、市町村も育成支援事業を実施する市町村において、市町村と県により資格取得の経費の一部を、40万円を限度に経費の2/3を支援する。（県1/3，市町村1/3）  
（事業実施市町 平成30年1月時点）1市8町  
倉吉市、岩美町、若桜町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日南町、日野町、江府町
- 直接補助事業は、育成支援事業を実施していない市町村において、県により資格取得の経費の一部を、20万円を限度に経費の1/3を支援する。

支援対象の資格種類	運転可能車両
大型免許	除雪トラック
大型特殊免許	ドーザー、ロータリー、グレーダー
車両系建設機械技能講習	

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成27年度から日野郡において「除雪機械運転手育成支援事業」を実施している。
- 平成29年1月、2月の豪雪時の課題を踏まえ、平成29年6月補正予算により日野郡で実施中の育成支援事業を全県に拡大し7月から事業利用者の募集を開始している。

<平成29年度 申請実績>

	申請会社数(社)	申請人数(人)	申請資格状況(人)		
			大型	大型特殊	車両系建設機械
鳥取	19	42	18	25	10
八頭	7	17	13	8	1
中部	21	46	18	38	3
米子	12	26	26	17	5
日野	9	17	4	10	7
計	68	148	79	98	26

平成29年度 一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

道路企画課（内線7351）

2目 道路橋りょう維持費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)防災・安全交付金（災害防除）（国経済対策） 〔一般公共事業〕	0	1,419,500	1,419,500	918,322	<250,500> 501,000		178	県費負担 250,678
トータルコスト	1,419,500千円（補正前0千円）〔正職員0.0人〕							
主な業務内容	設計積算、入札・契約の締結、現場監督							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

- 平成29年台風等により各地で法面崩落などの交通障害が発生したことを踏まえ、国土交通省は防災・減災に資する防災点検要対策箇所における落石、崩落などの対策を重点的に進めるべく経済対策を行うこととしていることから、被災箇所及び落石・崩落等の恐れのある防災点検要対策箇所について重点的に前倒して実施し、県民の安全・安心の確保等に取り組む。

2 主な事業内容

落石・崩壊対策（33箇所） C=1,419,500千円

- 防災点検の結果、落石、斜面崩落などの恐れにより要対策箇所となっている376箇所のうち、対策の急がれる県道倉吉江府溝口線（大山町大山）外32箇所の対策工事を重点的に前倒して実施する。

<平成24年防災点検結果>

	要対策	カルテ対応	対策不要	対策済み	計
箇所数	376	863	448	482	2,169

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成24年度までに防災総点検により危険箇所を調査した。
- 平成28年度に島根県において発生した落石死亡事故を受け、県管理道路における法面の緊急点検を要対策箇所の全376箇所で行い、浮き石のたたき落としなどの点検時対応を17箇所で行い、仮設防護柵の設置など応急対策を69箇所で行った。

<緊急点検による対応状況>

調査箇所数	点検時対応 (たたき落とし等)	対応状況								緊急対応 不要箇所
		点検後対応							法面詳細調査	
		応急仮工事				計	法面詳細調査			
大型土のう	仮設防護柵	転石除去	既存施設補修	計	転石除去		緊急対応不要			
箇所数	376	17	10	22	29	8	69	1	2	287

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置を除いた額である。  
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

道路企画課（内線7351）

2目 道路橋りょう維持費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
防災・安全交付金（災害防除） 〔一般公共事業〕	332,000	399,528	△67,528	210,861	<97,000> 121,000		139	県費負担 97,139
トータルコスト	374,109千円（前年度441,652千円）〔正職員5.3人〕							
主な業務内容	設計積算、入札・契約の締結、現場監督							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

- ・安全で安心な道路を提供するため、落石・崩壊等の恐れのある箇所に、災害による被害を防止する施設を設置する。

2 主な事業内容

落石・崩壊対策（65箇所） C=332,000千円

- ・防災点検の結果、落石、斜面崩落などの恐れにより要対策箇所となっている376箇所のうち、対策の急がれる県道大滝白水線（伯耆町大滝）外64箇所の対策を実施する。

<平成24年防災点検結果>

	要対策	カルテ対応	対策不要	対策済み	計
箇所数	376	863	448	482	2,169

<県道大滝白水線（伯耆町大滝） H27年10月 被災状況>



3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成24年度までに防災総点検により危険箇所を調査した。
- ・平成28年度に島根県において発生した落石死亡事故を受け、県管理道路における法面の緊急点検を要対策箇所の全376箇所で行い、浮き石のたたき落としなどの点検時対応を17箇所で行い、仮設防護柵の設置など応急対策を69箇所で行った。

<緊急点検による対応状況>

調査箇所数	点検時対応（たたき落とし等）	対応状況								緊急対応不要箇所
		点検後対応							法面詳細調査	
		応急仮工事				計				
		大型土のう	仮設防護柵	転石除去	既存施設補修	計	転石除去	緊急対応不要		
箇所数	376	17	10	22	29	8	69	1	2	287

（注）起債欄の上段<>書きは、交付税措置を除いた額である。  
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成29年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

道路企画課(内線:7351)

2目 道路橋りょう維持費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[一般公共事業]	8,205,360	1,490,375	9,695,735	918,322	<285,500> 571,000		1,053	県費負担 286,553
トータルコスト	8,197,952	1,490,375	9,688,327	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	64.1人	0.0人	64.1人	整備計画の策定、設計積算、工事監督、国との調整				
工程表の政策目標(指標)	通学路の歩道整備、公共施設周辺のバリアフリー化、道路防災及び橋りょう補修の促進							
説明								
事業名	補正前	補正	計	説明				
(新)防災・安全交付金(災害防除)(国経済対策)	0	1,419,500	1,419,500	(国)181号(日野町)ほか32箇所				
(新)補助事務費(道路橋りょう維持費)(国経済対策)	0	70,875	70,875	道路事業に付随する事務的経費である。				

4目 直轄道路事業費負担金

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[一般直轄事業]	5,446,402	186,667	5,633,069		<93,000> 186,000		667	県費負担 93,667
トータルコスト	5,478,194	186,667	5,664,861	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	4.0人	0.0人	4.0人	国との調整、負担金支払				
工程表の政策目標(指標)	山陰道など県内高速道路の事業化区間の整備促進							
説明								
事業名	補正前	補正	計	説明				
(新)直轄道路事業費負担金(国経済対策)	0	186,667	186,667	鳥取西道路ほか				

道路企画課 合計	18,558,169	1,677,042	20,235,211	918,322	<378,500> 757,000		1,720	県費負担 380,220
----------	------------	-----------	------------	---------	----------------------	--	-------	-----------------

(注) 起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。

県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

道路企画課(内線7351)

4目 直轄道路事業負担金

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
直轄道路事業費負担金	4,583,335	5,446,402	△863,067		<2,959,000> 4,582,000		1,335	県費負担 2,960,335

トータルコスト 4,615,115千円(前年度 4,154,194千円) [正職員:4.0人]

工程表の政策目標(指標) 山陰道などの県内高速道路にかかる整備促進

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**  
国が行う高速道路ネットワーク整備等の県内道路事業に係る県負担金である。

**2 主な事業内容**  
国が行う県内の道路事業について、道路法第50条及び高速自動車国道法第20条第1項に基づき費用を負担する。

(単位:千円)

事業区分	平成29年度 当初事業費	平成30年度 事業費見込額	負担金		備考
山陰道鳥取西道路	23,500,000	10,000,000	1,733,334		鳥取西 IC～浜村鹿野温泉 IC 間 平成30年供用予定
山陰道北条道路	300,000	1,500,000	260,000		平成29年度新規事業化
鳥取自動車道	付加追越	4,100,000	4,000,000	400,000	鳥取 IC、智頭 IC 付近
山陰道米子道路	車線整備	520,000	1,500,000	260,000	日野川東 IC～米子南 IC 間
その他改築事業		2,310,000	5,300,000	1,930,001	鍵掛峠道路等
合計	30,730,000	22,300,000	4,583,335		

3 これまでの取組状況、改善点

【指標】 県内の供用延長 鳥取自動車道: H28末 38.4km/目標 38.4km(達成度 100%)  
山陰道: H28末 57.0km/目標 88.0km(達成度 64.8%)

[山陰道]

- 鳥取西道路のうち鳥取西 IC～浜村鹿野温泉 IC 間 (L=12.8km) については、平成30年内の供用が予定されている。
- 浜村鹿野温泉 IC～青谷 IC 間 (L=4.7km) については、法面に変状が見られたことから、平成29年12月17日の供用を見送り、鳥取西道路技術検討委員会において対策が検討されており、平成31年夏までには供用される見込み。
- 北条道路(はわい IC～大栄東伯 IC 間: L=13.5km) については、平成29年度に新規事業化となり、山陰道の県内区間が全て着手済みとなった。用地取得や文化財調査及び保安林解除などの各種手続きに関係自治体等とも協力し事業推進に努めるとともに、早期供用を国に働きかけていく。

[鳥取自動車道]

- 鳥取自動車道における付加車線整備については、岡山県側で整備中の大原 IC～西粟倉 IC 間の平成30年度供用が公表されており、鳥取県側で現在整備中の鳥取 IC、智頭 IC 付近の2箇所の早期供用及び全線4車線化に向け、引き続き国に働きかけを行っていく。

[その他改築事業]

- 交通安全事業として湯梨浜・北栄地区事故対策が平成25年度から実施されており、将来的に北条道路の一部(はわい IC 及び北条 IC) として利用される交差点の立体交差が進められている。
- 地域高規格道路江府三次道路の一部である鍵掛峠道路が直轄権限代行により整備が進められている。鳥取県内の用地買収は平成28年度に全て完了し、平成29年度から本線の改良工事に着手された。
- これら県内の高速道路ネットワークの整備が促進されるよう、引き続き国に働きかけていく。

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。

県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。



平成29年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

道路建設課(内線:7623)

3目 道路橋りょう新設改良費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[一般公共事業]	7,796,776	3,293,174	11,089,950	1,929,668	<680,500> 1,361,000		2,506	県費負担 683,006
トータルコスト	8,656,927	3,293,174	11,950,101	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	190.1人	0.0人	190.1人	整備計画の策定、設計積算、工事監督、国との調整				
工程表の政策目標(指標)	国道、県道の整備							

説明

事業名	補正前	補正	計	説明
(新)地域高規格道路整備事業(国経済対策)	0	1,740,000	1,740,000	(国)178号(岩美道路)(岩美町)ほか3箇所
(新)防災・安全交付金(国道改築)(国経済対策)	0	247,200	247,200	(国)183号(日南町)ほか4箇所
(新)防災・安全交付金(県道改良)(国経済対策)	0	1,179,000	1,179,000	(一)東郷湖線外(湯梨浜町)ほか13箇所
(新)補助事務費(道路橋りょう新設改良費)(国経済対策)	0	126,974	126,974	道路事業に付随する事務的経費である。

5項 都市計画費

2目 街路事業費

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[一般公共事業]	1,167,421	525,000	1,692,421	341,000	<75,000> 150,000	(負担金) 33,500	500	県費負担 75,500
トータルコスト	1,306,011	525,000	1,831,011	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	16.2人	0.0人	16.2人	整備計画の策定、設計積算、工事監督、国との調整、補助金申請・受入事務				
工程表の政策目標(指標)	県道の整備							

説明

事業名	補正前	補正	計	説明
(新)防災・安全交付金(街路)(国経済対策)	0	500,000	500,000	葭津和田線(米子市)ほか1箇所
(新)補助事務費(街路事業費)(国経済対策)	0	25,000	25,000	街路事業に付随する事務的経費である。

道路建設課 合計	9,466,205	3,818,174	13,284,379	2,270,668	<755,500> 1,511,000	33,500	3,006	県費負担 758,506
----------	-----------	-----------	------------	-----------	------------------------	--------	-------	-----------------

(注)起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。

県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

3目 道路橋りょう新設改良費

道路建設課 (内線：7623)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
地域高規格道路整備事業 [一般公共事業]	3,184,000	2,650,000	534,000	1,751,200	<1,146,000> 1,432,000		800	県費負担 1,146,800
トータルコスト	3,818,011千円 (前年度 2,984,250千円) [正職員79.8人]							
工程表の政策目標 (指標)	地域高規格道路の整備促進 (地域高規格道路の整備延長)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域高規格道路は、中国縦貫自動車道、山陰道、鳥取自動車道、米子自動車道等の高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間連携を支える規格の高い幹線道路であり、高規格幹線道路と一体となった広域的なネットワークを形成するものである。

地域高規格道路の整備により、交通が分散され、渋滞、交通安全等の現道の諸問題が解消されるとともに、高等教育、高度医療、文化施設等の都市的サービスの共有化や恵まれた自然などの地域資源の活用を可能とし、近隣の地方生活圏との連携による地域の活性化が図られる。

本事業では、国道の道路改築事業として県が実施中の以下の5箇所の整備を促進する。

2 主な事業内容

- 国道178号岩美道路 (「鳥取豊岡宮津自動車道」(山陰近畿自動車道)の一部)

箇 所	延 長	幅 員	事 業 年 度	総事業費	30年度当初予算
岩美郡岩美町陸上～本庄	5,700m	7.0(13.5)m	平成20年度～	313億円	2,093百万円

・事業効果：事故多発区間、冠水・線形不良箇所の解消、山陰海岸ジオパークの各観光地へのアクセス向上による観光振興

- 国道313号倉吉道路・倉吉関金道路・北条倉吉道路 (延伸) (「北条湯原道路」の一部)

箇 所	延 長	幅 員	事 業 年 度	総事業費	30年度当初予算
(倉吉道路)倉吉市小鴨～和田	4,050m	7.0(13.5)m	平成17年度～	125億円	364百万円
(倉吉関金道路)倉吉市関金町関金宿～小鴨	7,010m	7.0(13.5)m	平成23年度～	166億円	
(北条倉吉道路(延伸))北条町弓原	400m	6.5(11.5)m	平成29年度～	24億円	

・事業効果：市街地の渋滞解消と安全性の向上、工業団地・農産物集出荷施設へのアクセス改善

- 国道181号江府道路 (「江府三次道路」の一部)

箇 所	延 長	幅 員	事 業 年 度	総事業費	30年度当初予算
日野郡江府町武庫～佐川	4,065m	6.5(9.5)m	平成17年度～	119億円	727百万円

・事業効果：踏切交差点や線形不良箇所での渋滞・事故の解消、事前通行規制区間の解消

3 これまでの取組状況、改善点

- 国道313号犬狹峠道路 (地域高規格道路「北条湯原道路」の一部)  
平成9年10月供用 延長9km (うち鳥取県6km)
- 国道183号生山道路 (地域高規格道路「江府三次道路」の一部)  
平成17年7月供用 延長3km
- 国道313号北条倉吉道路 (地域高規格道路「北条湯原道路」の一部)  
平成19年3月供用 延長6km
- 国道178号東浜居組道路 (山陰近畿自動車道(地域高規格道路「鳥取豊岡宮津自動車道」)の一部)  
平成20年11月供用 延長4km (うち鳥取県2km)
- 都市計画道路宮下十六本松線 (地域高規格道路「鳥取環状道路」の一部)  
平成21年3月供用 延長4km
- 国道313号倉吉道路 (地域高規格道路「北条湯原道路」の一部)  
平成25年6月(倉吉IC～倉吉西IC間)部分供用 延長3km
- 国道178号岩美道路 (山陰近畿自動車道(地域高規格道路「鳥取豊岡宮津自動車道」)の一部)  
平成28年3月(岩美IC～浦富IC間)部分供用 延長2km

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。

県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成29年度 一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

6款 農林水産業費	4項 林業費	7目 治山費	治山砂防課（内線:7695）
8款 土木費	3項 河川海岸費	1目 河川総務費	河川課（内線:7694）
8款 土木費	3項 河川海岸費	2目 河川改良費	河川課（内線:7694）
8款 土木費	3項 河川海岸費	3目 砂防費	治山砂防課（内線:7382）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)治山事業（県土）（国経済対策）	0	297,000	297,000	152,500	<72,000> 144,000		500	県費負担 694,900
(新)防災・安全交付金（河川事業（情報基盤整備））（国経済対策）	0	32,000	32,000	16,000	<8,000> 16,000		0	
(新)防災・安全交付金（河川改修）（国経済対策）	0	666,000	666,000	333,000	<166,500> 333,000		0	
(新)防災・安全交付金（通常砂防事業）（国経済対策）	0	1,185,000	1,185,000	592,500	<296,000> 592,000		500	
(新)防災・安全交付金（火山砂防事業）（国経済対策）	0	367,000	367,000	201,850	<82,500> 165,000		150	
(新)防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）（国経済対策）	0	275,000	275,000	127,250	<63,500> 127,000	20,500	250	
(新)防災・安全交付金（砂防事業（情報基盤整備））（国経済対策）	0	20,000	20,000	10,000	<5,000> 10,000		0	
トータルコスト	0	2,842,000	2,842,000	（補正に係る主な内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	設計積算、入札・契約の締結、現場監督				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成29年7月九州北部豪雨などにより、各地で被害が発生していることを踏まえ、国土交通省・林野庁が各都道府県と連携したプロジェクトとして、「全国の中小河川の緊急点検」を実施した。この点検結果に基づき、国は「土砂・流木対策」、「中小河川における洪水時の水位監視」、「再度の氾濫防止対策」等について、重点的に対策を進めるべく経済対策を行うこととしていることから、県はそれを活用し、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備や水位計設置、河川改修等を、近年土砂・流木被害があった地域などにおいて、重点的に前倒して実施し、県民の安全・安心の確保等に取り組む。

2 主な事業内容

(1) 流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採等（297百万円）

溪流沿いの流木化するおそれのある緊急的・集中的に流木対策が必要な地区において流路部の立木の伐採等を行う。



流木化する可能性の高い立木の伐採

(2) 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備等（1,847百万円）

土砂・流木被害があった地域で、流木捕捉機能を有する砂防施設等がなく下流の氾濫域に多くの家屋や重要施設（要配慮者利用施設や防災拠点等）を抱える溪流において土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を行う。

・（砂防事業）鹿の子谷川ほか19溪流 等



透過型砂防堰堤の新設

(3) 中小河川における洪水時の水位監視（低コストの水位計設置）（32百万円）

人家や重要な施設（要配慮者利用施設や防災拠点等）が浸水する恐れがあり、迅速な避難が必要な中小河川において、洪水時の水位監視のため、低コストの水位計を設置する。

・低コストの水位計設置 玉川ほか24箇所（優先的に整備）



低コストな水位計の設置例

#### (4) 再度の氾濫防止対策等 (666百万円)

重要水防区間のうち近年(10ヶ年)洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設や防災拠点等)の浸水被害が想定される河川において、浸水被害を軽減するため、河床掘削・堤防整備等を実施する。

- ・由良川ほか4河川(優先的に整備)

<参考：国土交通省「中小河川緊急治水対策プロジェクト」及び  
林野庁「流木災害防止緊急治山対策プロジェクト」の概要>

- 1 期 間 : 平成29年度～平成32年度を目処
- 2 対策箇所(全国)  
(治山) 緊急的・集中的に流木対策が必要な地区 約1,200地区  
(砂防) 土砂・流木対策 約700溪流(約500河川)  
(河川) 再度の氾濫防止対策 約300km(約400河川)  
(河川) 洪水時の水位監視 約5,800箇所(約5,000河川) 等
- 3 重点対策内容  
(治山)
  - 流木捕捉式治山ダムの設置
  - 流木化する可能性の高い流路部の流木の伐採等
  - 間伐等による根系等の発達促進  
(本県対象地区) 俣野地区ほか5地区(砂防)
  - 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備  
(本県対象溪流) 鹿の子谷川ほか28溪流(河川)
  - 再度の氾濫防止対策  
(本県対象河川) 由良川ほか5河川(延長8.3km)
  - 中小河川における洪水時の水位監視  
(本県対象箇所) 玉川ほか48箇所

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置を除いた額である。  
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

3 項 河川海岸費

河川課 (内線7386)

1 目 河川総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
防災・安全交付金 (情報基盤整備) [一般公共事業]	30,000	60,000	△30,000	15,000	<10,500> 13,000		2,000	県費負担 12,500
トータルコスト	32,384千円 (前年度62,384千円) [正職員:0.3人]							
主な業務内容	設計積算、入札・契約の締結、現場監督、国との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>近年の気象変動に伴う局地的集中豪雨等により、浸水箇所の恒常化や新たな浸水箇所の顕在化など多くの水害が頻発する傾向が高まっている。水防活動や避難行動が迅速かつ的確に行われるよう水防警報や河川情報の提供の強化を図り被害等の軽減を図るもの。</p> <p>また、洪水時の水位監視を目的とした水位計設置について、「全国の中小河川の緊急点検」の結果に基づき、国経済対策等を活用しながら重点的に対策を実施する。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(河川監視カメラ設置 10箇所 C=30,000千円)</p> <p>水位変化を的確・迅速に捉え、同時に住民避難及び水防管理団体等に情報を提供するため、ライブカメラ・低コスト型水位計を設置し、河川情報提供の強化を図る。</p> <p>※低コスト型水位計については国経済対策にて25基設置予定。</p>								

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置を除いた額である。  
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成29年度 一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

6款 農林水産業費	4項 林業費	7目 治山費	治山砂防課（内線:7695）
8款 土木費	3項 河川海岸費	1目 河川総務費	河川課（内線:7694）
8款 土木費	3項 河川海岸費	2目 河川改良費	河川課（内線:7694）
8款 土木費	3項 河川海岸費	3目 砂防費	治山砂防課（内線:7382）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)治山事業（県土）（国経済対策）	0	297,000	297,000	152,500	<72,000> 144,000		500	県費負担 694,900
(新)防災・安全交付金（河川事業（情報基盤整備））（国経済対策）	0	32,000	32,000	16,000	<8,000> 16,000		0	
(新)防災・安全交付金（河川改修）（国経済対策）	0	666,000	666,000	333,000	<166,500> 333,000		0	
(新)防災・安全交付金（通常砂防事業）（国経済対策）	0	1,185,000	1,185,000	592,500	<296,000> 592,000		500	
(新)防災・安全交付金（火山砂防事業）（国経済対策）	0	367,000	367,000	201,850	<82,500> 165,000		150	
(新)防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）（国経済対策）	0	275,000	275,000	127,250	<63,500> 127,000	20,500	250	
(新)防災・安全交付金（砂防事業（情報基盤整備））（国経済対策）	0	20,000	20,000	10,000	<5,000> 10,000		0	
トータルコスト	0	2,842,000	2,842,000	（補正に係る主な内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	設計積算、入札・契約の締結、現場監督				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成29年7月九州北部豪雨などにより、各地で被害が発生していることを踏まえ、国土交通省・林野庁が各都道府県と連携したプロジェクトとして、「全国の中小河川の緊急点検」を実施した。この点検結果に基づき、国は「土砂・流木対策」、「中小河川における洪水時の水位監視」、「再度の氾濫防止対策」等について、重点的に対策を進めるべく経済対策を行うこととしていることから、県はそれを活用し、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備や水位計設置、河川改修等を、近年土砂・流木被害があった地域などにおいて、重点的に前倒して実施し、県民の安全・安心の確保等に取り組む。

2 主な事業内容

(1) 流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採等（297百万円）

溪流沿いの流木化するおそれのある緊急的・集中的に流木対策が必要な地区において流路部の立木の伐採等を行う。



流木化する可能性の高い立木の伐採

(2) 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備等（1,847百万円）

土砂・流木被災があった地域で、流木捕捉機能を有する砂防施設等がなく下流の氾濫域に多くの家屋や重要施設（要配慮者利用施設や防災拠点等）を抱える溪流において土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を行う。

・（砂防事業）鹿の子谷川ほか19溪流 等



透過型砂防堰堤の新設

(3) 中小河川における洪水時の水位監視（低コストの水位計設置）（32百万円）

人家や重要な施設（要配慮者利用施設や防災拠点等）が浸水する恐れがあり、迅速な避難が必要な中小河川において、洪水時の水位監視のため、低コストの水位計を設置する。

・低コストの水位計設置 玉川ほか24箇所（優先的に整備）



低コストな水位計の設置例

#### (4) 再度の氾濫防止対策等 (666百万円)

重要水防区間のうち近年(10ヶ年)洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設や防災拠点等)の浸水被害が想定される河川において、浸水被害を軽減するため、河床掘削・堤防整備等を実施する。

- ・由良川ほか4河川(優先的に整備)

<参考：国土交通省「中小河川緊急治水対策プロジェクト」及び  
林野庁「流木災害防止緊急治山対策プロジェクト」の概要>

- 1 期 間 : 平成29年度～平成32年度を目処
- 2 対策箇所(全国)  
(治山) 緊急的・集中的に流木対策が必要な地区 約1,200地区  
(砂防) 土砂・流木対策 約700溪流(約500河川)  
(河川) 再度の氾濫防止対策 約300km(約400河川)  
(河川) 洪水時の水位監視 約5,800箇所(約5,000河川) 等
- 3 重点対策内容  
(治山)
  - 流木捕捉式治山ダムの設置
  - 流木化する可能性の高い流路部の流木の伐採等
  - 間伐等による根系等の発達促進  
(本県対象地区) 俣野地区ほか5地区(砂防)
  - 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備  
(本県対象溪流) 鹿の子谷川ほか28溪流(河川)
  - 再度の氾濫防止対策  
(本県対象河川) 由良川ほか5河川(延長8.3km)
  - 中小河川における洪水時の水位監視  
(本県対象箇所) 玉川ほか48箇所

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置を除いた額である。  
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
 3項 河川海岸費  
 2目 河川改良費

河川課 (内線7379)  
 (単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
防災・安全交付金 (河川改修) [一般公共事業]	2,366,425	2,447,500	△81,075	1,183,212	<947,000> 1,183,000		213	県費負担 947,213
トータルコスト	2,530,092千円 (前年度2,611,229千円) [正職員:20.6人]							
主な業務内容	設計積算、入札・契約の締結、現場監督、国との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>近年の集中豪雨により全国の中小河川では浸水被害が多発しており、本県においても平成29年10月台風等にて浸水被害等が発生している。これら被害の軽減に向け、河川の断面拡幅・築堤改修を実施し治水安全度の向上を図るとともに、既存河川管理施設の長寿命化より、ライフサイクルコストの低減・維持管理費の平準化を図っていく。</p> <p>また、「全国の中小河川の緊急点検」の結果に基づき、河川の再度氾濫防止対策について、国経済対策等を活用しながら重点的に対策を実施する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(河川改修事業 18箇所 C=2,224,325千円)</p> <p>河川氾濫が生じた場合の、浸水被害の防止・軽減を図るため、堤防の造成、河道掘削等により断面確保を行う。</p> <p>事業実施箇所：塩見川、大路川、東郷池、小松谷川ほか14河川</p> <p>(特定構造物改築事業 7箇所 C=142,100千円)</p> <p>水門・ポンプ施設の老朽化対策として計画的な施設の長寿命化対策としての予防保全を行う。</p> <p>事業実施箇所：橋津川水門(点検・改築)ほか6施設</p>								

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置を除いた額である。  
 備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。



平成30年度 一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
3項 河川海岸費  
1目 河川総務費

河川課（内線7386）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
適切な避難行動推進事業 〔単県公共事業〕	71,500	200,000	△128,500		<61,590> 69,000		2,500	県費負担 64,090
トータルコスト	79,445千円（前年度207,948千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	設計積算、入札・契約の締結、協議・調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>昨年台風18号、21号豪雨による県内における内水を含む浸水被害等を踏まえ、大規模洪水や中小河川における水害に加えて内水被害も想定し、住民の水害に対する知識・心構えの高揚、市町村や住民の警戒・避難等を促すための情報やその伝達方法、排水対策などを充実・強化することが必要となっている。</p> <p>このため、昨年5月に設置した「県管理河川の減災対策協議会」において、台風による豪雨への対応を検証しながら、内水を含む浸水被害への対策の検討を進め、洪水時の確実な樋門操作や樋門操作を勘案した住民への避難情報の伝達体制の整備、水防団からの現地危険情報の避難情報としての活用、内水排水対策の強化などを行い、水防管理団体である市町村と一層連携して地域防災体制を強化していく。</p> <p>また、水位周知河川等において大規模洪水に対する浸水想定、浸水想定が行われていない中小河川において浸水範囲の簡易想定を行っているところであり、市町村のハザードマップや地域の支え愛マップづくり等を支援するなどして、本県の強みである人と人との絆による地域防災力を強化していくこととしている。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 水害の危険性の周知による早期避難の促進 防災学習等で動画等を使って水害の危険性や避難の難しさを住民へ説明し理解してもらうことにより、住民の早期避難を促す。</p> <p>(2) 確実な樋門操作と樋門操作を勘案した避難情報の提供による住民の避難行動の推進 樋門操作の電動化により、高齢化した操作員の負担を軽減し、出水時の樋門操作を迅速・確実にを行い、市町村防災担当者へ樋門操作情報をより確実に伝達するとともに、樋門操作を勘案した住民への警戒・避難情報の連絡体制を整備することにより、早めの避難行動を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表3箇所における樋門電動化の検討・設計・工事 13,500千円</li> </ul> <p>(3) ICTを活用した水防団からの現地危険情報の提供と避難情報としての活用 既存の「インフラ維持管理システム」を活用し、河川施設情報や堤防脆弱性評価データ等の基本的な情報、河川堤防点検者や水防団員からのリアルタイムでの現地危険情報などを登録（データベース化）することにより、河川管理者、市町村防災担当者、水防団員等が河川危険情報等をいつでもどこからでもスマートフォン等で確認することが可能となり、河川管理や水防活動だけではなく、避難情報として活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の基本情報（河川堤防評価、施設情報等）などの入力 2,000千円</li> </ul> <p>(4) 国、市町村と連携した内水を含めた排水対策の強化 国・県・市町が連携して内水を含めた排水計画を検討し、浸水被害に対して排水対策が十分ではない東部地区（市街地）の県管理支川周辺に排水ポンプ車を追加配備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水ポンプ車検討・1台（0.5m<sup>3</sup>/s）配備 56,000千円</li> </ul> <p>あわせて、市町村による排水ポンプ、可搬式ポンプ・消防車等を活用した排水対策について技術的支援等を行うなど、市町村と連携して内水等も含めた排水対策を強化し、浸水被害の軽減を図る。</p>								
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報河川及び水位周知河川（19河川）における想定最大規模の洪水に対する浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の設定【H27～29】</li> <li>・水位周知河川等（19河川）以外の中小河川における簡易浸水想定区域の設定【H29】</li> <li>・要配慮者利用施設管理者への説明会、小学校等に対する防災教育など（関連部局と連携実施）</li> </ul>								
<p><b>【今後の取り組み】</b> （平成31年度以降）・代表箇所における樋門操作の電動化や警戒避難体制の検討結果、東部地区での内水を含む排水体制の検討結果等を検証したうえで、全県に展開していく。</p>								

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置を除いた額である。  
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

6 款 農林水産業費	3 項 農地費	4 目 農地防災事業費	農地・水保全課 (内線 7 3 2 3)
8 款 土木費	3 項 河川海岸費	1 目 河川総務費	河川課 (内線 7 3 7 4)
8 款 土木費	3 項 河川海岸費	3 目 砂防費	治山砂防課 (内線 7 3 8 5)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)総合的な流木対策検討事業 [単県公共事業]	97,985	0	97,985				97,985	
内 農地防災事業費	32,000	0	32,000				32,000	
河川総務費	33,000	0	33,000				33,000	
砂防費	32,985	0	32,985				32,985	
トータルコスト	111,492千円 (前年度0千円) [正職員：1.7人]							
主な業務内容	ワーキンググループでの技術検討、委託事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成29年7月の九州北部豪雨や近年の県内における集中豪雨による流木被害を踏まえ、流木による被害の拡大を防ぐため、部局横断的なワーキンググループを設置し、平成29年度事業で、流木による閉塞等の危険度を判定し、ため池、河川、砂防の危険箇所(トラブルスポット)の抽出を行っているところである。

トラブルスポット抽出後は、過去に流木被害が発生するなど重点的な対策が必要な代表流域を設定し、流域内における森林、砂防・治山溪流、ダム・ため池、河川等での対策を効果的に組み合わせた「流域一体となった総合的な流木対策計画」を策定し、被害実績や重要な保全施設の有無など優先順位をつけながら計画的に対策を推進し、流域全体の治水安全度を向上させるとともに、流域住民の早期避難につなげていく。また、代表流域における計画策定で得た知見を活かし、対策実施後の効果を検証しながら、全県その他流域へ展開していく。

2 主な事業内容

○ 流域一体となった総合的な流木対策検討

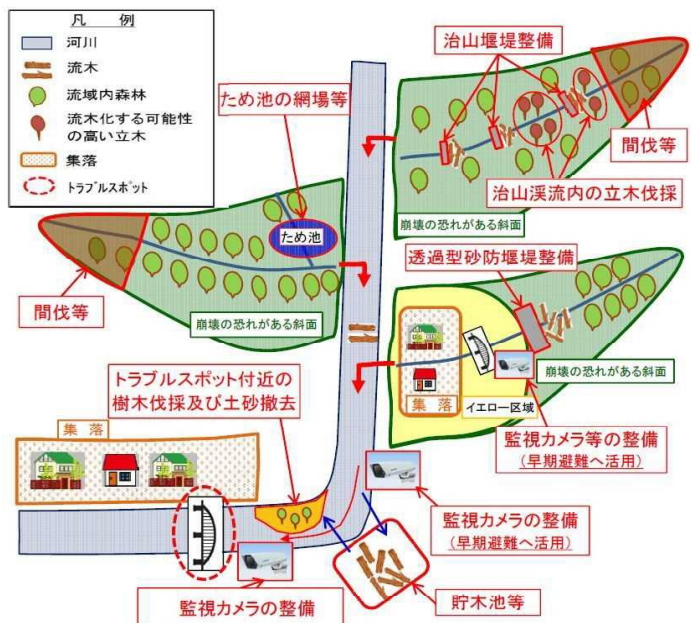
	河川(全体)	砂防	農業用ため池
検討内容	■代表3流域における流域一体となった総合的な流木対策計画の検討		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈うち河川における対策検討〉</li> <li>・県管理ダムの網場の点検、改修の検討</li> <li>・貯木池、流木捕捉工等の配置・規模の概略検討</li> <li>・トラブルスポット付近の河川内樹木伐開及び異常堆積土砂撤去等の効率的な実施計画検討</li> <li>・監視カメラ等の配置と住民への伝達方法等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設砂防堰堤等の流木対策について、砂防全体計画の視点で流木捕捉効果を検証</li> <li>・既存施設改築等のための砂防全体計画見直し手続き資料作成を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流木によりため池が決壊する可能性について、ため池の構造、流木の流入状況や地質など様々な要因を基に分析</li> <li>・流木対策工として具体的な対策方法を検討 (例) 網場、流木捕捉工の新設、洪水吐工の構造見直し</li> </ul>

<流域一体となった総合的な流木対策のイメージ>

■ハード対策

代表流域内において、各々の対策を効果的に組み合わせた総合的な流木対策を推進する。

- 間伐等の森林整備による流木発生量の抑制
- 保安林内で発生する流木を治山堰堤で補足
- 流木化する可能性の高い治山溪流部の立木伐採
- イエローゾーン内で発生する流木を透過型砂防堰堤等で捕捉
- ダム・ため池に流れ込む流木を網場等で捕捉
- 上記施設で捕捉できず河川に流れ込む流木を貯木池等で捕捉
- 河川・道路整備計画の中での橋梁等の更新による閉塞の解消
- トラブルスポット付近の河川内の樹木伐開、異常な堆積土砂撤去等の重点的な実施



## ■ソフト対策

土砂災害警戒情報や雨量情報、水位計や監視カメラによる情報等を流木被害が発生するトリガー情報(警戒を上流から開始するための情報)として市町村等へ発信することとし、対象流域で同時複層的に発生する閉塞情報や閉塞箇所周辺・下流域の危険度情報を関係機関で情報共有し、防災・減災の新しい体制づくりにつなげていく。このため、これらの情報伝達方法、監視体制及び防災行動について、関係市町村等と連携しながら、流域全体の新しい警戒避難体制のあり方を検討していく。

### 3 これまでの取組状況、改善点

#### ○河川

従来から治水ダムにおける流木流出防止対策(網場)等を推進しているが、九州北部豪雨の被災状況を踏まえ、県管理の全河川においてトラブルスポットを把握し、河川・ダムにおける流木対策や効率的な流木処理方法等の検討を行った。

#### ○砂防(土砂災害警戒区域)

平成21年7月に山口県防府市の要配慮者利用施設の土砂災害を受け、平成21年度から要配慮者利用施設を優先して砂防ダムによる土石流対策や流木流出防止対策等を推進しているが、九州北部豪雨の被災状況を踏まえ、土砂災害警戒区域におけるトラブルスポットの把握と対策の検討を行った。

区分	対象数	対策状況	
		H21末時点	H28末時点
要配慮者利用施設の保全(24時間及び通い含む)	153	22 (14.4%)	60 (39.2%)
土砂災害危険箇所整備率(保全人家5戸以上)	3,072	686 (22.3%)	806 (26.2%)

なお、要配慮者利用施設(24時間利用施設:要対策22箇所)については全て事業着手済み。(H28年度末までに17箇所整備済み、残りの5箇所も事業実施中)

#### ○農業用ため池

平成27年度にため池整備方針を定め、ハザードマップ作成及び老朽化や豪雨・地震対策に係る改修方針を決定し、改修に取り組んできたが、九州北部豪雨の被災状況を踏まえ、流木の流入により決壊等のおそれのある防災重点ため池(トラブルスポット)の把握と対策の検討を行った。

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

8款 土木費 3項 河川海岸費 1目 河川総務費

8款 土木費 3項 河川海岸費 3目 砂防費

治山砂防課 (内線7819)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
土砂災害防災意識啓発事業	1,849	3,997	△2,148				1,849	
土砂災害防止推進事業	1,155	1,892	△737				1,155	
トータルコスト	7,772千円 (前年度10,658千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	講習会実施、防災教育等、県民の防災意識の向上、裏山の点検・診断							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成29年において、全国では福岡県及び大分県で7月の九州北部豪雨に伴い流木被害等の土砂災害が発生し、本県でも9月の台風18号や10月の台風21号による大雨により、多数の土砂災害が発生した。これにより、流域一体となった総合的な流木対策を考慮し、新しい警戒避難体制のあり方を検討する必要性が再認識されたところである。

また、近年の大規模災害の経験から自助、共助の強化を図ることが重要視されており、住民自らが命を守るためには、地域防災に対する住民意識の向上が不可欠である。

2 主な事業内容

(1) 土砂災害防災意識啓発事業

ア 土砂災害に対する警戒避難啓発 (1,620千円)

土砂災害から身を守るために防災気象情報の入手や早期避難等の県民自らの防災行動を促すため、島根県と共同して土砂災害・水害防止啓発用テレビCMにより防災意識啓発を図る。



(土砂災害防止啓発CM)

イ 防災を目指す出前裏山診断 (229千円)

土砂災害の専門家等を派遣し、住民とともに集落の裏山などの危険箇所を踏査・点検し、座談会形式でアドバイス等を行い、防災意識を啓発し、地域の防災力の向上を図る。



(出前裏山診断)

(2) 土砂災害防止推進事業

ア 土砂災害防止講習会の開催等 (662千円)

市町村職員や防災関係者、要配慮者利用施設の管理者等を対象として、土砂災害の専門家や大規模災害を経験した自治体の職員を講師とした講習会を開催し、土砂災害に関する情報の提供と知識の向上を図る。



(講習会：講師 益城町等)

イ 防災教育・出前講座の推進 (493千円)

地域住民や小中学校の児童等を対象とし、防災に関する専門家を派遣し、土砂災害から自分の身を守るため、身の回りの危険箇所を把握し、いつ避難行動をするかなど防災知識の普及を行い、警戒避難体制の見直しなど地域防災力の向上を図る。



(防災教育)

3 これまでの取組状況、改善点

土砂災害特別警戒区域(レッド区域)はおおむね指定完了し、NHK地上デジタル放送による「土砂災害危険度情報」の提供など土砂災害に対する情報提供を進めるとともに、平成29年度には、ドローンを活用した防災教育や出前裏山診断等を行い、住民自ら危険箇所の状況を改めて確認していただき、住民自ら考える防災について意識啓発を図った。

また、土砂災害防止推進・防災意識啓発を行う知識・技能を養成するため、職員7名について、防災士資格の取得を推進した。



平成29年度 一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

6款 農林水産業費	4項 林業費	7目 治山費	治山砂防課（内線:7695）
8款 土木費	3項 河川海岸費	1目 河川総務費	河川課（内線:7694）
8款 土木費	3項 河川海岸費	2目 河川改良費	河川課（内線:7694）
8款 土木費	3項 河川海岸費	3目 砂防費	治山砂防課（内線:7382）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)治山事業（県土）(国経済対策)	0	297,000	297,000	152,500	<72,000> 144,000		500	県費負担 694,900
(新)防災・安全交付金（河川事業（情報基盤整備）(国経済対策)	0	32,000	32,000	16,000	<8,000> 16,000		0	
(新)防災・安全交付金（河川改修）(国経済対策)	0	666,000	666,000	333,000	<166,500> 333,000		0	
(新)防災・安全交付金（通常砂防事業）(国経済対策)	0	1,185,000	1,185,000	592,500	<296,000> 592,000		500	
(新)防災・安全交付金（火山砂防事業）(国経済対策)	0	367,000	367,000	201,850	<82,500> 165,000		150	
(新)防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）(国経済対策)	0	275,000	275,000	127,250	<63,500> 127,000	20,500	250	
(新)防災・安全交付金（砂防事業（情報基盤整備）(国経済対策)	0	20,000	20,000	10,000	<5,000> 10,000		0	
トータルコスト	0	2,842,000	2,842,000	（補正に係る主な内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	設計積算、入札・契約の締結、現場監督				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成29年7月九州北部豪雨などにより、各地で被害が発生していることを踏まえ、国土交通省・林野庁が各都道府県と連携したプロジェクトとして、「全国の中小河川の緊急点検」を実施した。この点検結果に基づき、国は「土砂・流木対策」、「中小河川における洪水時の水位監視」、「再度の氾濫防止対策」等について、重点的に対策を進めるべく経済対策を行うこととしていることから、県はそれを活用し、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備や水位計設置、河川改修等を、近年土砂・流木被害があった地域などにおいて、重点的に前倒して実施し、県民の安全・安心の確保等に取り組む。

2 主な事業内容

(1) 流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採等（297百万円）

溪流沿いの流木化するおそれのある緊急的・集中的に流木対策が必要な地区において流路部の立木の伐採等を行う。



流木化する可能性の高い立木の伐採

(2) 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備等（1,847百万円）

土砂・流木被害があった地域で、流木捕捉機能を有する砂防施設等がなく下流の氾濫域に多くの家屋や重要施設（要配慮者利用施設や防災拠点等）を抱える溪流において土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を行う。

・（砂防事業）鹿の子谷川ほか19溪流 等



透過型砂防堰堤の新設

(3) 中小河川における洪水時の水位監視（低コストの水位計設置）（32百万円）

人家や重要な施設（要配慮者利用施設や防災拠点等）が浸水する恐れがあり、迅速な避難が必要な中小河川において、洪水時の水位監視のため、低コストの水位計を設置する。

・低コストの水位計設置 玉川ほか24箇所（優先的に整備）



低コストな水位計の設置例

#### (4) 再度の氾濫防止対策等 (666百万円)

重要水防区間のうち近年(10ヶ年)洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設や防災拠点等)の浸水被害が想定される河川において、浸水被害を軽減するため、河床掘削・堤防整備等を実施する。

- ・由良川ほか4河川(優先的に整備)

<参考:国土交通省「中小河川緊急治水対策プロジェクト」及び  
林野庁「流木災害防止緊急治山対策プロジェクト」の概要>

- 1 期 間 : 平成29年度~平成32年度を目処
- 2 対策箇所(全国)
  - (治山) 緊急的・集中的に流木対策が必要な地区 約1,200地区
  - (砂防) 土砂・流木対策 約700溪流(約500河川)
  - (河川) 再度の氾濫防止対策 約300km(約400河川)
  - (河川) 洪水時の水位監視 約5,800箇所(約5,000河川) 等
- 3 重点対策内容
  - (治山)
    - 流木捕捉式治山ダムの設置
    - 流木化する可能性の高い流路部の流木の伐採等
    - 間伐等による根系等の発達促進  
(本県対象地区) 俣野地区ほか5地区
  - (砂防)
    - 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備  
(本県対象溪流) 鹿の子谷川ほか28溪流
  - (河川)
    - 再度の氾濫防止対策  
(本県対象河川) 由良川ほか5河川(延長8.3km)
    - 中小河川における洪水時の水位監視  
(本県対象箇所) 玉川ほか48箇所

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置を除いた額である。  
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費 4項 林業費 7目 治山費  
8款 土木費 3項 河川海岸費 3目 砂防費

治山砂防課（内線7385）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
治山事業（県土）	279,000	292,923	△13,923	139,500	<111,500> 139,000		500	県費負担 693,526														
防災・安全交付金（通常砂防事業）	1,203,723	1,269,125	△65,402	601,861	<331,000> 601,000		862															
防災・安全交付金（火山砂防事業）	185,500	231,080	△45,580	102,025	<45,500> 83,000		475															
防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）	795,693	836,800	△41,107	369,689	<203,000> 369,000	56,315	689															
トータルコスト	2,762,649千円（前年度 2,928,773千円）〔正職員:37.6人非常勤職員:4.4人〕																					
主な業務内容	計画説明、用地・補償交渉、設計・積算業務、監督業務、補助金関係業務																					
工程表の政策目標(指標)	山地災害危険地区3,374箇所を整備率の向上 （30年度末 整備箇所数：1,279箇所 整備率：37.9%） 整備が必要な土石流危険渓流1,626箇所を整備率の向上 （30年度末 整備箇所数：536箇所 整備率：33.0%）																					
事業内容の説明																						
<b>1 事業の目的・概要</b> 平成29年7月の九州北部豪雨や近年の県内における集中豪雨では、土砂とともに多量の流木による被害が見られるなど、土砂・流木等による被害は毎年発生している。 これら被害を減少させるため、治山や砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等を、限られた予算の中で「選択と集中」により緊急度・優先度を整理しながら整備し、県民の生命・財産を保護することにより、安全・安心で住みやすい地域、県土の保全に資することを目的としている。																						
<b>2 主な事業内容</b> (1) 治山事業 279,000千円（対策箇所7箇所〔新規2箇所、継続5箇所〕） 鳥取県中部地震をはじめとする近年の災害により荒廃した森林の復旧を図る。																						
(2) 通常砂防事業 1,203,723千円（対策箇所74箇所〔新規7箇所、継続67箇所〕） 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備により、土砂災害から下流部に存在する家屋や重要施設（要配慮者利用施設や防災拠点、公共交通施設等）を保全する。																						
(3) 火山砂防事業 185,500千円（対策箇所12箇所〔継続12箇所〕） 県内の火山砂防地域（大山と扇ノ山の地域）において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備により、土砂災害から下流部に存在する家屋や重要施設（要配慮者利用施設や防災拠点、公共交通施設等）を保全する。																						
(4) 急傾斜地崩壊対策事業 795,693千円（対策箇所53箇所〔新規1箇所、継続52箇所〕） 急傾斜地崩壊防止施設の整備により、急傾斜地の崩壊による土砂災害から県民の生命を保護する。																						
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b> (1) 治山事業 山地災害等により荒廃の進んだ森林の早期復旧を図り、森林の維持造成を図っている。																						
(2) 砂防事業 平成21年7月に山口県防府市の要配慮者利用施設の土砂災害を受け、平成21年度から要配慮者利用施設を優先して砂防ダムによる土石流対策や流木流出防止対策等を推進している。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">対象数</th> <th colspan="2">対策状況</th> </tr> <tr> <th>H21末時点</th> <th>H28末時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者利用施設の保全(24時間及び通い含む)</td> <td>153</td> <td>22 (14.4%)</td> <td>60 (39.2%)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害危険箇所整備率(保全人家5戸以上)</td> <td>3,072</td> <td>686 (22.3%)</td> <td>806 (26.2%)</td> </tr> </tbody> </table>									区分	対象数	対策状況		H21末時点	H28末時点	要配慮者利用施設の保全(24時間及び通い含む)	153	22 (14.4%)	60 (39.2%)	土砂災害危険箇所整備率(保全人家5戸以上)	3,072	686 (22.3%)	806 (26.2%)
区分	対象数	対策状況																				
		H21末時点	H28末時点																			
要配慮者利用施設の保全(24時間及び通い含む)	153	22 (14.4%)	60 (39.2%)																			
土砂災害危険箇所整備率(保全人家5戸以上)	3,072	686 (22.3%)	806 (26.2%)																			
※要配慮者利用施設(24時間利用施設：要対策22箇所)については全て事業着手済み。(H28年度末までに17箇所整備済み、残りの5箇所も事業実施中)																						

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置を除いた額である。  
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成29年度 一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

6款 農林水産業費	4項 林業費	7目 治山費	治山砂防課（内線:7695）
8款 土木費	3項 河川海岸費	1目 河川総務費	河川課（内線:7694）
8款 土木費	3項 河川海岸費	2目 河川改良費	河川課（内線:7694）
8款 土木費	3項 河川海岸費	3目 砂防費	治山砂防課（内線:7382）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)治山事業（県土）（国経済対策）	0	297,000	297,000	152,500	<72,000> 144,000		500	県費負担 694,900
(新)防災・安全交付金（河川事業（情報基盤整備））（国経済対策）	0	32,000	32,000	16,000	<8,000> 16,000		0	
(新)防災・安全交付金（河川改修）（国経済対策）	0	666,000	666,000	333,000	<166,500> 333,000		0	
(新)防災・安全交付金（通常砂防事業）（国経済対策）	0	1,185,000	1,185,000	592,500	<296,000> 592,000		500	
(新)防災・安全交付金（火山砂防事業）（国経済対策）	0	367,000	367,000	201,850	<82,500> 165,000		150	
(新)防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）（国経済対策）	0	275,000	275,000	127,250	<63,500> 127,000	20,500	250	
(新)防災・安全交付金（砂防事業（情報基盤整備））（国経済対策）	0	20,000	20,000	10,000	<5,000> 10,000		0	
トータルコスト	0	2,842,000	2,842,000	（補正に係る主な内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	設計積算、入札・契約の締結、現場監督				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成29年7月九州北部豪雨などにより、各地で被害が発生していることを踏まえ、国土交通省・林野庁が各都道府県と連携したプロジェクトとして、「全国の中小河川の緊急点検」を実施した。この点検結果に基づき、国は「土砂・流木対策」、「中小河川における洪水時の水位監視」、「再度の氾濫防止対策」等について、重点的に対策を進めるべく経済対策を行うこととしていることから、県はそれを活用し、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備や水位計設置、河川改修等を、近年土砂・流木被害があった地域などにおいて、重点的に前倒して実施し、県民の安全・安心の確保等に取り組む。

2 主な事業内容

(1) 流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採等（297百万円）

溪流沿いの流木化するおそれのある緊急的・集中的に流木対策が必要な地区において流路部の立木の伐採等を行う。



流木化する可能性の高い立木の伐採

(2) 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備等（1,847百万円）

土砂・流木被害があった地域で、流木捕捉機能を有する砂防施設等がなく下流の氾濫域に多くの家屋や重要施設（要配慮者利用施設や防災拠点等）を抱える溪流において土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を行う。

- ・（砂防事業）鹿の子谷川ほか19溪流 等



透過型砂防堰堤の新設

(3) 中小河川における洪水時の水位監視（低コストの水位計設置）（32百万円）

人家や重要な施設（要配慮者利用施設や防災拠点等）が浸水する恐れがあり、迅速な避難が必要な中小河川において、洪水時の水位監視のため、低コストの水位計を設置する。

- ・低コストの水位計設置 玉川ほか24箇所（優先的に整備）



低コストな水位計の設置例



#### (4) 再度の氾濫防止対策等 (666百万円)

重要水防区間のうち近年(10ヶ年)洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設や防災拠点等)の浸水被害が想定される河川において、浸水被害を軽減するため、河床掘削・堤防整備等を実施する。

- ・由良川ほか4河川(優先的に整備)

<参考：国土交通省「中小河川緊急治水対策プロジェクト」及び  
林野庁「流木災害防止緊急治山対策プロジェクト」の概要>

- 1 期 間 : 平成29年度～平成32年度を目処
- 2 対策箇所(全国)
  - (治山) 緊急的・集中的に流木対策が必要な地区 約1,200地区
  - (砂防) 土砂・流木対策 約700溪流(約500河川)
  - (河川) 再度の氾濫防止対策 約300km(約400河川)
  - (河川) 洪水時の水位監視 約5,800箇所(約5,000河川) 等
- 3 重点対策内容
  - (治山)
    - 流木捕捉式治山ダムの設置
    - 流木化する可能性の高い流路部の流木の伐採等
    - 間伐等による根系等の発達促進  
(本県対象地区) 俣野地区ほか5地区
  - (砂防)
    - 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備  
(本県対象溪流) 鹿の子谷川ほか28溪流
  - (河川)
    - 再度の氾濫防止対策  
(本県対象河川) 由良川ほか5河川(延長8.3km)
    - 中小河川における洪水時の水位監視  
(本県対象箇所) 玉川ほか48箇所

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置を除いた額である。  
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費 4項 林業費 7目 治山費  
8款 土木費 3項 河川海岸費 3目 砂防費

治山砂防課（内線7385）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
治山事業（県土）	279,000	292,923	△13,923	139,500	<111,500> 139,000		500	
防災・安全交付金（通常砂防事業）	1,203,723	1,269,125	△65,402	601,861	<331,000> 601,000		862	県費負担 693,526
防災・安全交付金（火山砂防事業）	185,500	231,080	△45,580	102,025	<45,500> 83,000		475	
防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）	795,693	836,800	△41,107	369,689	<203,000> 369,000	56,315	689	
トータルコスト	2,762,649千円（前年度 2,928,773千円）〔正職員：37.6人非常勤職員：4.4人〕							
主な業務内容	計画説明、用地・補償交渉、設計・積算業務、監督業務、補助金関係業務							
工程表の政策目標(指標)	山地災害危険地区3,374箇所を整備率の向上 （30年度末 整備箇所数：1,279箇所 整備率：37.9%） 整備が必要な土石流危険溪流1,626箇所を整備率の向上 （30年度末 整備箇所数：536箇所 整備率：33.0%）							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b> 平成29年7月の九州北部豪雨や近年の県内における集中豪雨では、土砂とともに多量の流木による被害が見られるなど、土砂・流木等による被害は毎年発生している。 これら被害を減少させるため、治山や砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等を、限られた予算の中で「選択と集中」により緊急度・優先度を整理しながら整備し、県民の生命・財産を保護することにより、安全・安心で住みやすい地域、県土の保全に資することを目的としている。								
<b>2 主な事業内容</b> (1) 治山事業 279,000千円（対策箇所7箇所〔新規2箇所、継続5箇所〕） 鳥取県中部地震をはじめとする近年の災害により荒廃した森林の復旧を図る。								
(2) 通常砂防事業 1,203,723千円（対策箇所74箇所〔新規7箇所、継続67箇所〕） 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備により、土砂災害から下流部に存在する家屋や重要施設（要配慮者利用施設や防災拠点、公共交通施設等）を保全する。								
(3) 火山砂防事業 185,500千円（対策箇所12箇所〔継続12箇所〕） 県内の火山砂防地域（大山と扇ノ山の地域）において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備により、土砂災害から下流部に存在する家屋や重要施設（要配慮者利用施設や防災拠点、公共交通施設等）を保全する。								
(4) 急傾斜地崩壊対策事業 795,693千円（対策箇所53箇所〔新規1箇所、継続52箇所〕） 急傾斜地崩壊防止施設の整備により、急傾斜地の崩壊による土砂災害から県民の生命を保護する。								
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b> (1) 治山事業 山地災害等により荒廃の進んだ森林の早期復旧を図り、森林の維持造成を図っている。								
(2) 砂防事業 平成21年7月に山口県防府市の要配慮者利用施設の土砂災害を受け、平成21年度から要配慮者利用施設を優先して砂防ダムによる土石流対策や流木流出防止対策等を推進している。								
				対策状況				
区分		対象数		H21末時点		H28末時点		
要配慮者利用施設の保全(24時間及び通い含む)		153		22 (14.4%)		60 (39.2%)		
土砂災害危険箇所整備率(保全人家5戸以上)		3,072		686 (22.3%)		806 (26.2%)		
※要配慮者利用施設(24時間利用施設：要対策22箇所)については全て事業着手済み。(H28年度末までに17箇所整備済み、残りの5箇所も事業実施中)								

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置を除いた額である。  
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成29年度 一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

6款 農林水産業費	4項 林業費	7目 治山費	治山砂防課（内線:7695）
8款 土木費	3項 河川海岸費	1目 河川総務費	河川課（内線:7694）
8款 土木費	3項 河川海岸費	2目 河川改良費	河川課（内線:7694）
8款 土木費	3項 河川海岸費	3目 砂防費	治山砂防課（内線:7382）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)治山事業（県土）（国経済対策）	0	297,000	297,000	152,500	<72,000> 144,000		500	県費負担 694,900
(新)防災・安全交付金（河川事業（情報基盤整備））（国経済対策）	0	32,000	32,000	16,000	<8,000> 16,000		0	
(新)防災・安全交付金（河川改修）（国経済対策）	0	666,000	666,000	333,000	<166,500> 333,000		0	
(新)防災・安全交付金（通常砂防事業）（国経済対策）	0	1,185,000	1,185,000	592,500	<296,000> 592,000		500	
(新)防災・安全交付金（火山砂防事業）（国経済対策）	0	367,000	367,000	201,850	<82,500> 165,000		150	
(新)防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）（国経済対策）	0	275,000	275,000	127,250	<63,500> 127,000	20,500	250	
(新)防災・安全交付金（砂防事業（情報基盤整備））（国経済対策）	0	20,000	20,000	10,000	<5,000> 10,000		0	
トータルコスト	0	2,842,000	2,842,000	（補正に係る主な内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	設計積算、入札・契約の締結、現場監督				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成29年7月九州北部豪雨などにより、各地で被害が発生していることを踏まえ、国土交通省・林野庁が各都道府県と連携したプロジェクトとして、「全国の中小河川の緊急点検」を実施した。この点検結果に基づき、国は「土砂・流木対策」、「中小河川における洪水時の水位監視」、「再度の氾濫防止対策」等について、重点的に対策を進めるべく経済対策を行うこととしていることから、県はそれを活用し、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備や水位計設置、河川改修等を、近年土砂・流木被害があった地域などにおいて、重点的に前倒して実施し、県民の安全・安心の確保等に取り組む。

2 主な事業内容

(1) 流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採等（297百万円）

溪流沿いの流木化するおそれのある緊急的・集中的に流木対策が必要な地区において流路部の立木の伐採等を行う。



流木化する可能性の高い立木の伐採

(2) 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備等（1,847百万円）

土砂・流木被害があった地域で、流木捕捉機能を有する砂防施設等がなく下流の氾濫域に多くの家屋や重要施設（要配慮者利用施設や防災拠点等）を抱える溪流において土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を行う。

- ・（砂防事業）鹿の子谷川ほか19溪流 等



透過型砂防堰堤の新設

(3) 中小河川における洪水時の水位監視（低コストの水位計設置）（32百万円）

人家や重要な施設（要配慮者利用施設や防災拠点等）が浸水する恐れがあり、迅速な避難が必要な中小河川において、洪水時の水位監視のため、低コストの水位計を設置する。

- ・低コストの水位計設置 玉川ほか24箇所（優先的に整備）



低コストな水位計の設置例

#### (4) 再度の氾濫防止対策等 (666百万円)

重要水防区間のうち近年(10ヶ年)洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設や防災拠点等)の浸水被害が想定される河川において、浸水被害を軽減するため、河床掘削・堤防整備等を実施する。

- ・由良川ほか4河川(優先的に整備)

<参考:国土交通省「中小河川緊急治水対策プロジェクト」及び  
林野庁「流木災害防止緊急治山対策プロジェクト」の概要>

- 1 期 間 : 平成29年度~平成32年度を目処
- 2 対策箇所(全国)
  - (治山) 緊急的・集中的に流木対策が必要な地区 約1,200地区
  - (砂防) 土砂・流木対策 約700溪流(約500河川)
  - (河川) 再度の氾濫防止対策 約300km(約400河川)
  - (河川) 洪水時の水位監視 約5,800箇所(約5,000河川) 等
- 3 重点対策内容
  - (治山)
    - 流木捕捉式治山ダムの設置
    - 流木化する可能性の高い流路部の流木の伐採等
    - 間伐等による根系等の発達促進  
(本県対象地区) 俣野地区ほか5地区
  - (砂防)
    - 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備  
(本県対象溪流) 鹿の子谷川ほか28溪流
  - (河川)
    - 再度の氾濫防止対策  
(本県対象河川) 由良川ほか5河川(延長8.3km)
    - 中小河川における洪水時の水位監視  
(本県対象箇所) 玉川ほか48箇所

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置を除いた額である。  
備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度 一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費 4項 林業費 7目 治山費  
8款 土木費 3項 河川海岸費 3目 砂防費

治山砂防課 (内線7385)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																								
治山事業(県土)	279,000	292,923	△13,923	139,500	<111,500> 139,000		500	県費負担 693,526																							
防災・安全交付金(通常砂防事業)	1,203,723	1,269,125	△65,402	601,861	<331,000> 601,000		862																								
防災・安全交付金(火山砂防事業)	185,500	231,080	△45,580	102,025	<45,500> 83,000		475																								
防災・安全交付金(急傾斜地崩壊対策事業)	795,693	836,800	△41,107	369,689	<203,000> 369,000	56,315	689																								
トータルコスト	2,762,649千円(前年度2,928,773千円)[正職員:37.6人非常勤職員:4.4人]																														
主な業務内容	計画説明、用地・補償交渉、設計・積算業務、監督業務、補助金関係業務																														
工程表の政策目標(指標)	山地災害危険地区3,374箇所を整備率の向上 (30年度末 整備箇所数:1,279箇所 整備率:37.9%) 整備が必要な土石流危険渓流1,626箇所を整備率の向上 (30年度末 整備箇所数:536箇所 整備率:33.0%)																														
事業内容の説明																															
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 平成29年7月の九州北部豪雨や近年の県内における集中豪雨では、土砂とともに多量の流木による被害が見られるなど、土砂・流木等による被害は毎年発生している。 これら被害を減少させるため、治山や砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等を、限られた予算の中で「選択と集中」により緊急度・優先度を整理しながら整備し、県民の生命・財産を保護することにより、安全・安心で住みやすい地域、県土の保全に資することを目的としている。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> (1) 治山事業 279,000千円(対策箇所7箇所[新規2箇所、継続5箇所]) 鳥取県中部地震をはじめとする近年の災害により荒廃した森林の復旧を図る。 (2) 通常砂防事業 1,203,723千円(対策箇所74箇所[新規7箇所、継続67箇所]) 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備により、土砂災害から下流部に存在する家屋や重要施設(要配慮者利用施設や防災拠点、公共交通施設等)を保全する。 (3) 火山砂防事業 185,500千円(対策箇所12箇所[継続12箇所]) 県内の火山砂防地域(大山と扇ノ山の地域)において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備により、土砂災害から下流部に存在する家屋や重要施設(要配慮者利用施設や防災拠点、公共交通施設等)を保全する。</p> <tr style="border: 2px solid red;"> <td colspan="9"> <p>(4) 急傾斜地崩壊対策事業 795,693千円(対策箇所53箇所[新規1箇所、継続52箇所]) 急傾斜地崩壊防止施設の整備により、急傾斜地の崩壊による土砂災害から県民の生命を保護する。</p> </td> </tr> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b> (1) 治山事業 山地災害等により荒廃の進んだ森林の早期復旧を図り、森林の維持造成を図っている。 (2) 砂防事業 平成21年7月に山口県防府市の要配慮者利用施設の土砂災害を受け、平成21年度から要配慮者利用施設を優先して砂防ダムによる土石流対策や流木流出防止対策等を推進している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">対象数</th> <th colspan="2">対策状況</th> </tr> <tr> <th>H21末時点</th> <th>H28末時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者利用施設の保全(24時間及び通い含む)</td> <td>153</td> <td>22 (14.4%)</td> <td>60 (39.2%)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害危険箇所整備率(保全人家5戸以上)</td> <td>3,072</td> <td>686 (22.3%)</td> <td>806 (26.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※要配慮者利用施設(24時間利用施設:要対策22箇所)については全て事業着手済み。(H28年度末までに17箇所整備済み、残りの5箇所も事業実施中)</p>									<p>(4) 急傾斜地崩壊対策事業 795,693千円(対策箇所53箇所[新規1箇所、継続52箇所]) 急傾斜地崩壊防止施設の整備により、急傾斜地の崩壊による土砂災害から県民の生命を保護する。</p>									区分	対象数	対策状況		H21末時点	H28末時点	要配慮者利用施設の保全(24時間及び通い含む)	153	22 (14.4%)	60 (39.2%)	土砂災害危険箇所整備率(保全人家5戸以上)	3,072	686 (22.3%)	806 (26.2%)
<p>(4) 急傾斜地崩壊対策事業 795,693千円(対策箇所53箇所[新規1箇所、継続52箇所]) 急傾斜地崩壊防止施設の整備により、急傾斜地の崩壊による土砂災害から県民の生命を保護する。</p>																															
区分	対象数	対策状況																													
		H21末時点	H28末時点																												
要配慮者利用施設の保全(24時間及び通い含む)	153	22 (14.4%)	60 (39.2%)																												
土砂災害危険箇所整備率(保全人家5戸以上)	3,072	686 (22.3%)	806 (26.2%)																												
<p>(注) 起債欄の上段&lt;&gt;書きは、交付税措置を除いた額である。 備考欄の県費負担は、起債欄の&lt;&gt;書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。</p>																															